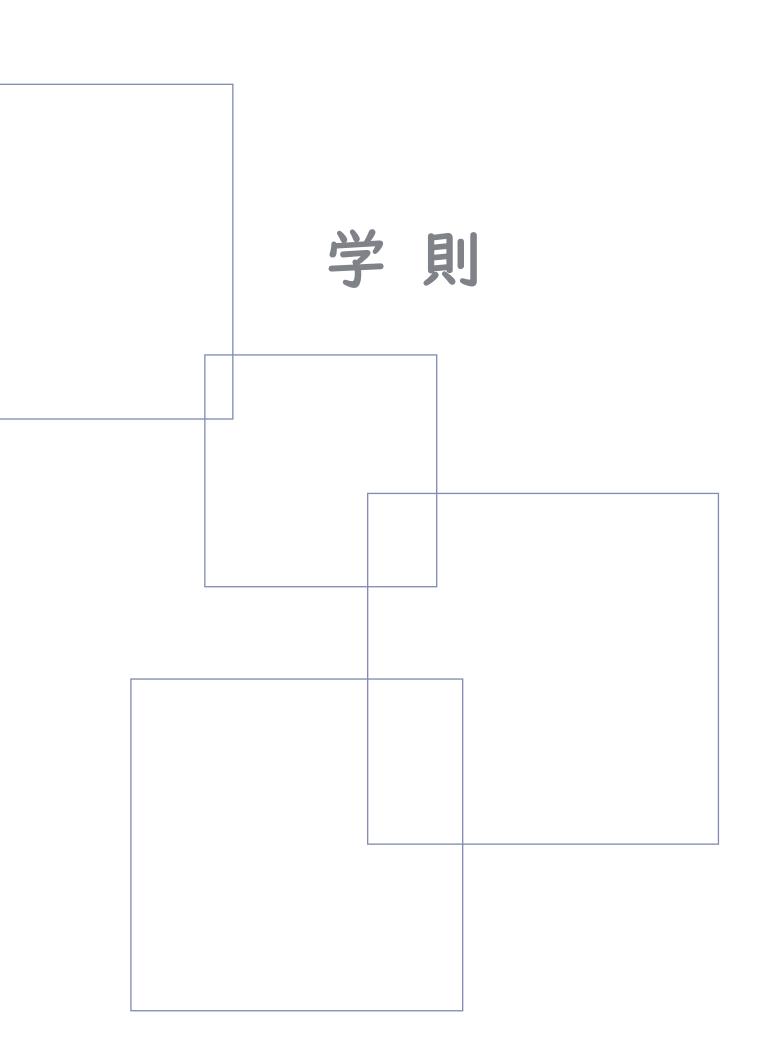
	諸	現則	
		J	



## 大島商船高等専門学校学則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 大島商船高等専門学校(以下「本校」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)及び独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

## (教育理念及び教育目標)

第1条の2 本校の教育理念及び教育目標は、別に定める。

(自己点検評価等)

- 第1条の3 本校の教育水準の向上を図り、高等専門学校の目的及び社会的使命を達成する ため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとす る。
- 2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(学科)

第2条 本校に、商船に関する学科として、商船学科を置き、工業に関する学科として、電子機械工学科及び情報工学科を置く。

第2章 修業年限,学年,学期,休業日及び授業終始の時刻 (修業年限)

- 第3条 修業年限は、商船に関する学科については、5年6月とし、工業に関する学科については、5年とする。
- 2 商船に関する学科の修業年限のうち、4年6月を席上課程とし、1年を大型練習船による実習課程とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、大型練習船実習課程のうち卒業年次の6月については、やむ を得ない事由がある場合は別に定める措置とすることができる。

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、商船に関する学科の卒業年次にあっては、4月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて,前学期及び後学期の2学期とし,学期の開始日及び終了日は,校長が別に定める。

### (休業日)

第6条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長はこれらの休業日を授業日に振り替えることがある。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 創立記念日 10月1日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業
- (7) 学年末休業
- 2 前項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。
- 3 第1項に規定する第4号から第7号までの休業日の期間は、校長が別に定める。

# (授業終始の時刻)

第7条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 学科,学級数,入学定員及び職員組織

(学科,学級数,入学定員及び収容定員)

第8条 第2条に規定する学科の学級数,入学定員及び収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	学級数	入学定員	収容定員
商船学科	1	40 人	240 人
			(実習課程にある者を含む。)
電子機械工学科	1	40 人	200 人
情報工学科	1	40 人	200 人

2 商船学科に、航海コース及び機関コースを置く。

(学科における教育上の目的)

第8条の2 学科における教育上の目的は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	目 的
商船学科	・海技士資格を有し、船舶の安全運航に対応できる技術者の養成 ・海事関連産業の多様なニーズに対応できる海のスペシャリストの養成 ・幅広い海事関連分野に対応できる基礎から応用に亘る知識と技術、 国際感覚及び管理能力の育成
電子機械工学科	・電気電子工学と機械工学に関する高度な知識を有する実践的技術者の養成 ・コンピュータ・情報関連教育による高度なコンピュータ活用能力の 育成 ・論理的文章の表現力とプレゼンテーション能力の育成

	・福祉と環境も考慮に入れることのできる豊かな人間性と責任感の育
	成
	・豊富な情報技術をもとにした視野の広い応用能力の育成
情報工学科	・グループリーダーとしてのコミュニケーションとプレゼンテーショ
	ン能力の育成
	・柔軟で創造的なシステムデザイン能力の育成

#### (職員組織)

- 第9条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。
- 2 教職員の職務は、学校教育法その他の法令の定めるところによる。

## (総務主事, 教務主事, 学生主事及び寮務主事)

- 第10条 本校に,校長の命を受け,校長を補佐するため,総務主事,教務主事,学生主事及び寮務主事を置く。
- 2 総務主事は、学校運営全般に関することを掌理する。
- 3 教務主事は、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
- 4 学生主事は、学生の厚生補導に関すること(寮務主事の所掌に属するものを除く。)を掌理する。
- 5 寮務主事は、学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

### (事務部)

第11条 本校に、総務、財務、教務及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため、事務部を置く。

### (その他の内部組織)

第12条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

## 第4章 教育課程及び課程修了の認定等

# (1年間の授業期間)

第 13 条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

### (教育課程の編成)

- 第14条 教育課程は、授業科目及び特別活動により編成するものとする。
- 2 授業科目及びその履修単位数は、一般科目にあっては別表第1、専門科目にあっては別 表第2のとおりとする。
- 3 各授業科目の単位数は、30 単位時間(1 単位時間は、標準50分とする。以下において同じ。)の履修を1 単位として計算するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、本校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授

業による教育効果,授業時間外に必要な学修等を考慮して,次の各号に掲げる基準により単位数を計算することができる。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から30 時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験, 実習及び実技については, 30 時間から 45 時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は,60単位を超えないものとする。
- 6 前3項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目において学修の成果を評価して単位の 修得を認定することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して、単位 数を定めることができる。
- 7 特別活動は,第1学年から第3学年まで各学年30単位時間,計90単位時間実施するものとする。

### (授業の方法)

- 第14条の2 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 2 校長は、授業を外国において履修させることができる。
- 3 前項の規定は,第1項の規定に基づき多様なメディアを高度に利用して当該授業 を行う教室等以外の場所で履修させる場合も同様とする。
- 4 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属 施設以外の場所で行うことができる。
- 5 前各項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

#### (課程修了の認定)

第14条の3 全課程の修了の認定に必要な単位数は、167単位以上(そのうち、一般科目については75単位以上、専門科目については82単位以上とする。)とする。ただし、商船学科にあっては大型練習船実習を除き147単位以上(そのうち、一般科目については75単位以上、専門科目については62単位以上とする。)とする。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

- 第14条の4 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

### (高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第14条の5 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部 科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定 することができる。

- 2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合せて60単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定は、学生が、外国の大学又は、高等学校に留学する場合及び外国の大学又は、短期大学が行う通信教育による授業を我が国において履修する場合に準用する。この場合において認定することができる単位数の合計数は60単位を超えないものとする。
- 4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。
- 5 前各項に関し、必要な事項は、別に定める。

### (履修期間の延長)

第15条 校長は、疾病その他やむを得ない事由により第3条第2項に規定する実習課程の期間内において当該課程を修了することができない者については、その期間を超えて履修させることがある。

## (成績評価)

第16条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、平素の成績を評価して行う ものとする。

#### (原級留置)

第17条 前条の認定の結果,原学年にとどめられた者は,当該学年に係る所定の授業科目 を再履修するものとする。

第5章 入学、休学、退学及び卒業等

(入学資格)

- 第18条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 中学校を卒業した者
  - (2) 義務教育学校を卒業した者
  - (3) 中等教育学校の前期課程を修了した者
  - (4) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
  - (5) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の 当該課程を修了した者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者
  - (7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和 41 年文部省令第 36 号)により、中学校を卒業したものと同等以上の学力があると認定された者
  - (8) その他相当の年齢に達し、本校が中学校を卒業したものと同等以上の学力があると認めた者

### (入学者の選抜)

- 第19条 校長は、入学志願者について、学力検査の成績及び出身学校の長から送付された 調査書その他必要な書類等(以下「調査書等」という。)を資料として、入学者の選抜を 行う。
- 2 校長は、前項の選抜方法によるほか、入学定員の一部について、出身学校の長の推薦に 基づき、学力検査を免除し、調査書等を資料として入学者の選抜を行うことができる。
- 3 校長は、前2項の規定にかかわらず、商船学科の入学定員の一部について、体験学習により学力検査を免除し、調書等を資料として入学者の選抜を行うことができる。

### (入学手続及び入学許可)

- 第20条 前条の選抜の結果に基づき、合格の通知を受け、入学しようとする者は、所定の 期日までに入学料を納付するとともに、保護者等と連署した誓約書及び校長が定める書類 を提出しなければならない。
- 2 校長は、前項の入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。ただし、入学料の納付については、入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理された者にあっては、この限りでない。

### (編入学)

- 第21条 第4学年に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り、前2条の規定に準じて、第4学年に入学を許可することがある。
- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

#### (転学)

- 第22条 校長は、他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは、教育上支障がない場合には、転学を許可することがある。
- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

### (転科)

- 第22条の2 校長は、転科を希望する者があるときは、学年の始まるまでに、選考の上、転 科を許可することがある。
- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

### (休学)

- 第23条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を得て、休学することができる。
- 第24条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

## (復学)

第25条 休学した者は、休学期間中に休学の事由がなくなったときは、校長の許可を得て、復学することができる。

(出席停止)

第26条 校長は、学生に伝染病その他の疾病があるときは、出席停止を命ずることがある。

(退学)

第27条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を得て、退学することができる。

(再入学)

- 第27条の2 校長は、前条の規定により退学した者又は第55条の規定により除籍された者で、再入学を希望する者があるときは、相当学年に入学を許可することがある。
- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(他の学校への入学等)

第27条の3 他の学校に入学,転学又は編入学を志望しようとする者は,校長の許可を受けなければならない。

(卒業)

第28条 校長は、全学年の課程を修了した者に卒業証書を授与する。

(準学士の称号)

第28条の2 卒業した者は、準学士と称することができる。

第6章 専攻科

(設置)

第29条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第30条 専攻科は、高等専門学校の基礎の上に、更に高度な専門知識と技術を教授し、技術革新と社会情勢に対応できる海運管理者及び工業技術者を育成することを目的とする。

(専攻及び入学定員)

第31条 専攻、入学定員及び収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

専 攻	入学定員	収容定員
海洋交通システム学専攻	4人	8人
電子・情報システム工学専攻	8人	16 人

(専攻における教育上の目的)

第31条の2 専攻における教育上の目的は、次の表に掲げるとおりとする。

専 攻	目 的
海洋交通システム	・海洋を中心とした国際・国内物流管理分野及び海事関連分野
学専攻	で活躍できる海運管理者の養成
電子・情報システ	・電子・情報システムに関する高度な研究開発ができる実践的
ム工学専攻	開発技術者の養成
	・IT 教育により、高度なコンピュータ支援能力の育成
共通	・国際化教育により、語学力や文化的教養の育成
	・福祉と環境も考慮に入れることのできる総合力の育成

(修業年限及び在学期間)

第32条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(学年)

第33条 学年は、海洋交通システム学専攻にあっては、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わり、電子・情報システム工学専攻は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第34条 第31条に掲げる専攻の学期は、次に掲げるとおりとする。

海洋交通システム学専攻

秋学期

春学期

電子・情報システム工学専攻

前学期

後学期

2 前項の各学期の開始日及び終了日は、校長が別に定める。

(入学資格)

- 第35条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 高等専門学校を卒業した者
  - (2) 短期大学を卒業した者
  - (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
  - (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
  - (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
  - (6) 我が国において外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 14

年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって,文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(7) その他高等専門学校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜)

第36条 校長は、入学志願者について、別に定めるところにより選抜する。

(休学期間)

- 第37条 専攻科に属する学生の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、更に1年を限度として休学期間の延長を認めることがある。
- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第32条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(教育課程)

第38条 授業科目及び履修単位数等は、別表第3のとおりとする。

(修了)

- 第39条 専攻科に2年以上在学し,所定の授業科目を履修し,62単位以上を修得した者について,修了を認定する。
- 2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

(準用規定)

第40条 専攻科に属する学生については、第6条、第7条、第13条、第14条の2、第14条の5第1項及び第3項、第20条、第23条、第25条から第27条まで、第42条から第51条まで、並びに第53条から第55条までの規定を準用する。この場合において、「外国の大学又は、高等学校」及び「外国の大学又は、短期大学」とあるのは「外国の大学」、第14条の2第5項及び第14条の5第2項中「60単位」とあるのは「24単位」と、第20条中「前条」とあるのは「第36条」と読み替えるものとする。

(その他)

第41条 本章に定めるもののほか、専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 検定料,入学料,授業料及び寄宿料

(検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料の額)

第42条 検定料,入学料,授業料及び寄宿料の額は,独立行政法人国立高等専門学校機構に おける授業料その他の費用に関する規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号) の定めるところによる。 (検定料)

第43条 入学を志願する者は、出願するときに検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第44条 入学しようとする者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

(授業料)

- 第45条 学生は、授業料の年額を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。
- 2 前項の授業料は、前期にあっては5月に、後期にあっては10月に納付しなければならない。ただし、入学年度の前期(海洋交通システム学専攻にあっては秋学期)に係る授業料は、入学を許可されるときに、申出により納付することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、申出により前期に係る授業料を納付するときに当該年度の 後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 第46条 第15条の規定により、修業年限を超えて履修することを認められた者は、授業料の年額の12分の1に相当する額に、その延長された月数を乗じて得た額を納付しなければならない。
- 第47条 学年の中途において入学又は復学した者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学又は復学する日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学又は復学の日の属する月に納付しなければならない。
- 第48条 学年の中途で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは、授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは、授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付しなければならない。

(寄宿料)

- 第49条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、毎月その月の寄宿料を納付しなければならない。ただし、休業期間中の分は、その休業開始前に納付しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があったときは、当該年度分の範囲内で 2 か月以上を前納させることができる。

(入学料,授業料及び寄宿料の免除等)

- 第50条 入学を許可された者で、特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額又は半額を免除することがある。
- 2 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休 学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一 部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。
- 3 風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、

寄宿料の全額を免除することがある。

4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

(授業料等の還付)

- 第51条 納付済の検定料,入学料,授業料及び寄宿料は,これを還付しない。ただし,第45条 第2項ただし書きの規定により授業料を納付した者が3月31日(海洋交通システム学専攻に あっては9月30日)までに入学を辞退した場合には、申出により当該授業料に相当する額,及 び同条第3項の規定により後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に 休学又は退学した場合には、後期分の授業料に相当する額を還付する。
- 2 前項の規定にかかわらず,第43条により検定料を納付した者が出願しなかった場合又は 検定料を重複して納付した場合は、検定料を還付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず,第49条第2項により寄宿料を納付した者が退寮した場合は,申 出により退寮した日の属する月の翌月以降の寄宿料に相当する額を還付する。

第8章 学生準則, 賞罰及び除籍

(学生準則)

第52条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第53条 校長は、学生として表彰に値する行為があるときは、当該学生を表彰することがある。

(徴戒)

- 第54条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。
  - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
  - (2) 学業を怠り成業の見込がないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 2 前項の規定により、停学の処分を受けた学生の停学の期間は、在学期間及び修業年限に算入する。

(除籍)

- 第55条 校長は、次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。
  - (1) 死亡した者
  - (2) 長期間にわたり行方不明の者
  - (3) 第24条及び第37条に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
  - (4) 授業料又は寄宿料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
  - (5) 第20条第2項ただし書きに規定する入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理され、免

除又は徴収猶予を不許可とされた者及び半額免除を許可された者で、所定の期日までに 納付すべき入学料を納付しない者

(6) 入学料の徴収猶予を許可された者で、入学料の徴収猶予期間を超えて、納付すべき入学料を納付しない者

第9章 学寮

(学寮)

- 第56条 本校に学寮を設ける。
- 2 学寮の管理運営その他必要な事項は、別に定める。

第10章 練習船

(練習船)

- 第57条 本校に、練習船を置く。
- 2 練習船に関する規則は、別に定める。

第11章 研究生, 聴講生及び科目等履修生

(研究生)

第58条 本校において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、 本校の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することが ある。

(聴講生)

第59条 本校において開設する授業科目のうち、特定の科目について聴講を志願する者があるときは、本校の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

- 第60条 本校において開設する授業科目のうち1又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本校の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。
- 2 前項の授業科目を修得した者には、単位を認定することができる。
- 第61条 研究生, 聴講生及び科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

第12章 外国人留学生

(外国人留学生)

第62条 外国人で、本校の3年次に編入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留

学生として入学を許可することがある。

- 第63条 外国人留学生は、定員外とすることができる。
- 第63条の2 3年次に編入学した外国人留学生の授業科目及びその履修単位数は,第14条 第2項の規定にかかわらず,別表第4のとおりとする。
- 第63条の3 3年次に編入学した外国人留学生の全課程の修了の認定に必要な単位数は、 第14条の3の規定にかかわらず、102単位以上(そのうち、一般科目については26単位 以上、専門科目については66単位以上とする。)とする。ただし、商船学科にあっては 大型練習船実習を除き84単位以上(そのうち、一般科目については26単位以上、専門科 目については42単位以上とする。)とする。
- 第64条 外国人留学生には、別に定めるもののほか、本学則を準用する。

第13章 公開講座

(公開講座)

- 第65条 本校に公開講座を開設することができる。
- 2 公開講座について必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 昭和 58 年度において第 2 学年以上であった者に係る教育課程については, 第 14 条の規 定にかかわらず, なお従前の例による。ただし, 昭和 58 年度において第 2 学年以上であっ た者及び外国人学生のうちで, 昭和 58 年度以降の入学生と同一学年となる者については, この限りでない。
- 3 昭和 59 年度以前の入学者に係る学寮については, 第 40 条の規定にかかわらず, なお従前の例による。

附則

この学則は、昭和62年2月27日から施行する。

附則

- 1 この学則は、昭和62年9月16日から施行する。
- 2 工場実習を行った者に係る実習課程については、改正後の学則第3条第2項の規定にか かわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 航海学科及び機関学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、昭和63年3月31日に 当該学科に在学する者並びに第22条及び第42条の規定により当該学科に入学する者が、 当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 昭和63年3月31日に航海学科又は機関学科に在学する者並びに第22条及び第42条の 規定により航海学科又は機関学科に入学する者(以下「航海学科等在学者」という。)の 教育課程については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例 による。ただし、航海学科等在学者で昭和63年度以降の入学生(編入学生を除く。)と

同一学年となる者については、この限りでない。

附則

- 1 この学則は、昭和63年12月14日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 昭和 62 年度以前の入学生にかかる教育課程については、なお従前の例による。ただし、 昭和 62 年度以前の入学生のうち、昭和 63 年度以降の入学生と同一学年になる者について は、昭和 63 年 12 月 14 日改正後の教育課程によることができる。

附則

この学則は、平成元年10月1日から施行する。

附則

この学則は、平成元年12月1日から施行する。

附則

この学則は、平成2年11月1日から施行し、平成3年3月1日から適用する。

附則

この学則は、平成3年3月20日から施行する。ただし、第30条第3項の改正規定は平成3年3月5日から、第35条の改正規定は平成3年3月15日から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度において第2学年以上である者の平成3年度までの授業科目及びその履修単位数(以下「授業科目等」という。)については,第14条第2項の改正規定にかかわらず, なお従前の例によることとし,平成4年度以降の授業科目等については,附則別表に定めるとおりとする。

附則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度において商船学科の第2学年である者の教育課程については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、附則別表に定めるとおりとする。
- 3 平成12年度において商船学科及び電子機械工学科の第3学年以上である者並びに情報工学科の第5学年である者の教育課程については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附則

この学則は、平成14年3月13日から施行する。

附則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附即

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

- 1 この学則は、平成17年12月5日から施行する。
- 2 この学則は、附則1にかかわらず、別表第1及び別表第2については、平成18年4

月1日から適用する。

附則

この学則は、平成18年5月8日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

この学則は、平成19年6月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成20年6月2日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の専攻科入学者の教育課程については、改正後の学則第38条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 25 年度において第 2 学年以上である者に係る 一般科目の教育課程にあっては、附則別表第 1 のとおりとする。
- 3 第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 25 年度において商船学科の第 2 学年以上である者の教育課程にあっては、附則別表第 2 のとおりとする。
- 4 第 14 条の2の規定にかかわらず、平成 25 年度において商船学科の第 2 学年以上である者にあっては、大型練習船実習を除き 153 単位以上(そのうち、一般科目 75 単位以上、専門科目 62 単位以上)とする。

附則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 26 年度において第 2 学年である者のうち、平成 24 年度以前に入学した者の既に修了した学年の授業科目及び履修単位数は、当該学年修了時に適用された授業科目及び履修単位とする。
- 3 第14条第2項の規定にかかわらず、平成26年度において第3学年以上である者に係る 一般科目の教育課程にあっては、附則別表第1のとおりとする。
- 4 第14条第2項の規定にかかわらず、平成26年度において商船学科の第3学年以上である者の教育課程にあっては、附則別表第2のとおりとする。
- 5 第 14 条の 2 の規定にかかわらず、平成 26 年度において商船学科の第 3 学年以上である者にあっては、大型練習船実習を除き 153 単位以上(そのうち、一般科目 75 単位以上、専門科目 62 単位以上) とする。

附則

- 1 この学則は、平成26年5月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成25年度以前の専攻科入学者の教育課程については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附則

この学則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成 27 年度において第3学年である者のうち平成 24 年度以前に入学した者の既に修了 した学年の授業科目及び履修単位数は,第14条第2項の規定にかかわらず,当該学年修了 時に適用された授業科目及び履修単位とする。
- 3 平成27年度において、次の各号に該当する者の授業科目及び履修単位数は、第14条第2項の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

(1) 商船学科第5学年 一般科目にあっては、附則別表第1-1

専門科目にあっては、附則別表第2-1

(2) 商船学科第4学年 一般科目にあっては、附則別表第1-2

専門科目にあっては、附則別表第2-2

(3) 電子機械工学科及び情報工学科第4学年以上

一般科目にあっては、附則別表第1-3

- (4) 情報工学科第2学年以上 専門科目にあっては、附則別表第2-3
- 4 平成27年度において商船学科の第4学年以上である者の課程修了の認定に必要な単位数は、第14条の2の規定にかかわらず、大型練習船実習を除き153単位以上(そのうち、一般科目75単位以上、専門科目62単位以上)とする。

附則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成 28 年度において第4学年以下である者のうち、平成 24 年度以前に入学した者の既に修了した学年の授業科目及び履修単位数は、第14条第2項の規定にかかわらず、当該学年修了時に適用された授業科目及び履修単位とする。
- 3 平成 28 年度において次の各号に該当する者の授業科目及び履修単位数は,第 14 条第 2 項の規定にかかわらず,以下のとおりとする。

#### 一般科目

(1) 第5学年 附則別表第1-1

(2) 第3・4学年附則別表第1-2(3) 第2学年附則別表第1-3

専門科目

(1) 商船学科第5学年 附則別表第2-1

(2) 商船学科第2・3・4学年 附則別表第2-2

(3) 情報工学科第3学年以上 附則別表第2-3

附則

この学則は、平成28年10月1日から施行する。

财 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の専攻科入学者の教育課程については、改正後の別表第3の規定にかかわらずなお、従前の例による。

附則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成 29 年度において第5学年以下である者のうち、平成 24 年度以前に入学した者の既に修了した学年の授業科目及び履修単位数は、第14条第2項の規定にかかわらず、当該学年修了時に適用された授業科目及び履修単位とする。
- 3 平成 29 年度において次の各号に該当する者の授業科目及び履修単位数は,第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

一般科目

(1) 第4·5学年附則別表第1-1(2) 第3学年附則別表第1-2

専門科目

(1) 商船学科第3・4・5学年 附則別表第2-1
 (2) 商船学科第2学年 附則別表第2-2
 (3) 情報工学科第4学年以上 附則別表第2-3

附則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度において第5学年以下である者のうち、平成29年度以前に入学した者の既に修了した学年の授業科目及び履修単位数は、第14条第2項の規定にかかわらず、当該学年修了時に適用された授業科目及び履修単位とする。
- 3 平成30年度において次の各号に該当する者の授業科目及び履修単位数は,第14条第2項の規定にかかわらず,以下のとおりとする。

一般科目

(1) 第5学年附則別表第1-1(2) 第4学年附則別表第1-2(3) 第2・3学年附則別表第1-3

専門科目

(1) 商船学科第4・5学年附則別表第2-1(2) 商船学科第3学年附則別表第2-2(3) 商船学科第2学年附則別表第2-3(4) 電子機械工学科第2学年以上附則別表第2-4(5) 情報工学科第5学年附則別表第2-5(6) 情報工学科第2・3・4学年附則別表第2-6

附則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前に入学した者の既に修了した学年の授業科目及び履修単位数は,第 14 条第 2 項の規定にかかわらず,当該学年修了時に適用された授業科目及び履修単位とする。
- 3 平成31年度において次の各号に該当する者の授業科目及び履修単位数は,第14条第2項の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

一般科目

(1) 第5学年

附則別表第1-1

(2) 第3·4学年

附則別表第1-2

専門科目

(1) 商船学科第5学年

附則別表第2-1

(2) 商船学科第4学年

附則別表第2-2

(3) 商船学科第3学年

附則別表第2-3

(4) 電子機械工学科第3学年以上

附則別表第2-4

(5) 情報工学科第3学年以上

附則別表第2-5

附則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 平成29年度以前に入学した者の既に修了した学年の授業科目及び履修単位数は,第14条第2項の規定にかかわらず,当該学年修了時に適用された授業科目及び履修単位とする。
- 3 令和2年度において次の各号に該当する者の授業科目及び履修単位数は,第14条第2 項の規定にかかわらず,以下のとおりとする。

一般科目

(1) 第4学年以上

附則別表第1-1

専門科目

(1) 商船学科第5学年

附則別表第2-1

(2) 商船学科第4学年

附則別表第2-2

(3) 電子機械工学科第4学年以上

附則別表第2-3

(4) 情報工学科第4学年以上

附則別表第2-4

- 4 平成31年度以前に3年次に編入学した外国人留学生の既に修了した学年の授業科目及び履修単位数は,第63条の2の規定にかかわらず,当該学年修了時に適用された授業科目及び履修単位とする。
- 5 令和2年度において次の各号に該当する外国人留学生の授業科目及び履修単位数は,第 63条の2の規定にかかわらず,以下のとおりとする。
  - (1) 平成 30 年度・平成 31 年度 3 年次編入学者 附則別表第 3-1 附 則
- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前に入学した者の既に修了した学年の授業科目及び履修単位数は, 第 14 条第 2 項の規定にかかわらず,当該学年修了時に適用された授業科目及び履修 単位とする。
- 3 令和3年度において次の各号に該当する者の授業科目及び履修単位数は,第14条 第2項の規定にかかわらず,以下のとおりとする。

一般科目

(1) 第5学年

附則別表第1-1

専門科目

(1) 商船学科第5学年

附則別表第2-1

(2) 電子機械工学科第5学年

附則別表第2-2

(3) 情報工学科第5学年

附則別表第2-3

- 4 平成31年度以前に3年次に編入学した外国人留学生の既に修了した学年の授業科目及び履修単位数は,第63条の2の規定にかかわらず,当該学年修了時に適用された授業科目及び履修単位とする。
- 5 令和3年度において次の各号に該当する外国人留学生の授業科目及び履修単位数 は,第63条の2の規定にかかわらず,以下のとおりとする。

(1) 平成 31 年度 3 年次編入学者

附則別表第3-1

附則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した者の既に修了した学年の授業科目及び履修単位数は, 第14条第2項の規定にかかわらず,当該学年修了時に適用された授業科目及び履修 単位とする。
- 3 令和6年度において第2学年以上である者の授業科目及び履修単位数は,第14条 第2項の規定にかかわらず,以下のとおりとする。

一般科目

附則別表第1

専門科目

附則別表第2

附則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第21条の規定は、令和9年4月 1日から施行する。
- 2 この学則の改正の際,現に在学する学生に係る停学期間の取扱いは、改正後の第 54 条第 2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 一般科目(商船学科)

	ł	受 業 科 目			学年別配当				ML -44
科目分類		 科目名称	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
必修		国語 1	2	2					
必修		国語 2	2	2					必修の科目は必ず全て修得すること。
必修		国語 3	2		2				
必修		国語 4	2			2			
必修	,	世界史	2	2					
必修	人文		2		2				
必修	社	地理	1	1					
必修	숲	倫理社会	2		2				
必修		政治経済	2			2			
必履修		法学	1				1		
必修		哲学	2					2 *	
必履修		国際文化論	2					2 *	* は学修単位
必修		数学1	4	4					
必修		数学 2	2	2					-
必修		数学3	4		4				-
必修		数学 4	2		2				•
必修		数学5	4			4			
必修	自	数学6	2			2			
必修	然	物理1	2	2					
必修		物理2	2		2				-
必修		化学1	2	2					
必修		化学2	2		2				-
必修		総合科学	1	1					-
必修		総合英語 1	3	3					
必修		総合英語 2	3		3				
必修		総合英語3	3			3			
必修	外	英語コミュニケーション1	2	2					
必修	国語	英語コミュニケーション 2	2		2				
必修		ライティング	2			2			
必修		英語	1				1		
必修		海事英語	2					2	
必修		保健	1	1					
必修	保健	体育1	2	2					
必修		体育2	2		2				
必修	体育	体育3	2			2			
必履修		体育 4	1				1		
必修	情報	<b>み</b> リテラシー	2	2					
必修	芸術	Ť	1	1					音楽又は美術を選択
必修	又は必	履修科目 履修単位数計	78	29	23	17	3	6	
	第二	上外国語	2					2	
選	技能	英語	2					2	3科目から1科目を選択
選択科	日本	言語文化論	2					2	
目		開設単位数計	6					6	
		履修単位数計	2					2	
	ļ	<b>愛修単位数合計</b>	80	29	23	17	3	8	

## 一般科目(電子機械工学科・情報工学科共通)

	1	受業科目	27.11.281		学年別配当		/+			
科目分類		科目名称	単位数	1年	1年 2年 3年			5年	- 備 考	
必修		国語 1	2	2						
必修		国語 2	2	2					必修の科目は必ず全て修得すること。	
必修		国語 3	2		2					
必修		国語 4	2			2				
必修	,	世界史	2	2						
必修	人文	日本史	2		2					
必修	· 社	地理	1	1						
必修	会	倫理社会	2		2					
必修		政治経済	2			2				
必履修		法学	1				1			
必修		哲学	2					2 *		
必履修		国際文化論	2					2 *	* は学修単位	
必修		数学1	4	4						
必修		数学2	2	2						
		数学3	4		4					
必修		数学4	2		2					
必修		数学5	4			4				
必修	自	数学6	2			2				
必修	然	物理1	2	2						
必修		物理 2	2		2					
		化学1	2	2						
必修		化学2	2		2					
		総合科学	1	1						
- 必修		総合英語 1	3	3						
		総合英語 2	3		3					
必修		総合英語3	2			2				
必修	外 国	英語コミュニケーション1	2	2						
必修	語	英語コミュニケーション 2	2		2					
必修		ライティング	2			2				
必修		英語	2				2			
必修	$\vdash$	保健	1	1						
必修	保	体育 1	2	2						
	健	体育 2	2		2					
必修	体育	体育3	2			2				
必履修	H	体育 4	2				2			
必修	情報	Bリテラシー	2	2						
必修	芸術		1	1					・ 音楽又は美術を選択	
		.履修科目 履修単位数計	77	29	23	16	5	4		
		二外国語	2				2			
排		E英語	2				2		  3科目から1科目を選択	
選択科		三語文化論	2				2			
科目		開設単位数計	6				6			
		履修単位数計	2				2			
		<b>漫修单位数合計</b>	79	29	23	16	7	4		

### 専門科目 (商船学科)

	of and	授業科目	単位数		学				備考
科目分	類	科目名称	—	1年	2年	3年	4年	5年	NII . A
必修		船舶工学1	1		1				■ 业修の科目は必ず全て修得
必修 必修		船舶工学 2 電気電子工学 1	1 2		2	1			必修の件日は必り生に修行   すること。
必修		熱流体力学1	2		2				1
必修		工学基礎	2		2				-
必修		制御工学1	1			1			†
必修		制御工学2	1				1		1
必修	共通	商船学概論	2	2					1
必履修	,(11)	船舶管理	2					2	
必修		応用数学	2					2	
必修		情報処理演習	1		1				
必修		情報セキュリティ	1					1	
必修		創造工学	1			1			
必修		商船学演習	1					1	-
必修 共通科		卒業研究 「修又は必履修科目 履修単位数計	6 26	2	8	3	1	6 12	-
必修		地文航法	20		0	2	1	12	-
必修		天文航法	2			2	2		-
必修		航海計器	2			2			1
必修		電波航法	2				2		1
必修		航海学演習	2				1	1	1
必修		航路論 1	1				1		
必修		航路論2	1					1	
必修		操船論 1	1			1			-
必修		操船論 2	1				1		-
必修	航	海洋気象学	2			2			-
必修	海	船舶整備論 1	1				1	4	-
必修 必修	7	船舶整備論 2	1			1		1	-
必修	ス	船舶載貨論 1 船舶載貨論 2	1			1	1		+
必修		海上交通法	2			2	1		-
必修		海事法規1	1			2	1		-
必修		海事法規 2	1					1	†
必修		航海英語 1	2			2			1
必修		航海英語 2	1					1	1
必履修		オーラルコミュニケーション	1					1	1
必修		校内練習船実習	5	1	1	1	1	1	
必修		海事実務	5	1	1	1	1	1	
必修		実験実習	8	2	2	2	2		
	-ス ,	必修又は必履修科目 履修単位数計	46	4	4	16	14	8	-
必修		内燃機関工学1	2			2			-
必修 必修		内燃機関工学 2 蒸気工学 1	2			1	2		+
必修		蒸気工学2	1			1	1		-
必修		蒸気工学3	1					1	†
必修		舶用補機 1	2				2		1
必修		舶用補機 2	1					1	1
必修		電気電子工学2	2			2			]
必修		電気機器学	2				2		
必修	機	熱流体力学 2	2					2	
必修	関	工業力学	2			2			1
必修	7	材料力学	2				2		-
必修	ス	金属材料学	2			2			-
必修		トライボロジー	1					1	-
必修 必修		計測工学 設計製図 1	1			1		1	+
必修		設計製図 2	1			1	1		+
必修		海事法規	1				1	1	+
必修		機関英語	2			2		1	1
必履修		オーラルコミュニケーション	1					1	1
必修		校内練習船実習	5	1	1	1	1	1	1
必修		海事実務	5	1	1	1	1	1	1
必修		実験実習	8	2	2	2	2		]
機関コー	-ス ,	必修又は必履修科目 履修単位数計	48	4	4	16	14	10	
	10	海上安全学	2					2 *	-
188	共	海運経済	2					2 *	
選択		エネルギープラント管理	2					2 *	
科	通	環境計測工学	2						※4単位以上を選択する
Ħ	_	校外実習	3			1	1	1	\begin{align*}
	<u> </u>	開設単位数計	11			0	0	9	-
	計	梅コース履修単位数合計	76	6	12	19	15	24	+
		関コース履修単位数合計	78	6	12	19	15	26	-

(注)大型練習船実習12月のうち、卒業年次の6月については、やむを得ない事由がある場合は別に定める措置とすることができる。

	単位数		学	備考			
	中征数	1年	2年	3年	4年	5年	7/H <sup>7</sup> 5
専門科目履修単位数	N 76 E 78	6	12	19	15	N 24 E 26	
一般科目履修単位数	80	29	23	17	3	8	
合 計	N 156 E 158	35	35	36	18	N 32 E 34	

## 専門科目 (電子機械工学科)

	授 業 科 目	単位数		学	年別	配 当		
科目分類	科目名称	早 中	1年	2年	3年	4年	5年	備考
必修	電気回路1	2		2				
必修	電気回路 2	2			2			必修の科目は必ず全て修得
必修	電気回路3	2					2 *	すること。
必修	電子回路	2				2		-
必修	電磁気学1	2			2			*は学修単位
必履修	電磁気学2	2				2 *		
必履修	応用物理	2					2 *	-
必修	計測工学1	2			2			-
必履修	計測工学2	2				2 *		-
必修	機械製図	2	2			2 .		-
必修	機械工作	2		2				_
必修	機械設計	2		2	2			_
必履修	金属材料学	2			2			-
必修	工業力学	2			2			-
必修	工未刀子	2			2	0		-
						2		_
必履修	工業材料	2				2		_
必修	制御工学	2				2		-
必修	熱力学	2				2 *		_
必修	流体力学	2				2 *		-
必履修	電気機器	2					2 *	_
必履修	産業電子機械	2					2 *	
必修	機械力学	2					2 *	_
必修	プログラミング	2		2				
必修	情報処理基礎	2			2			
必修	ディジタル回路	2				2 *		
必履修	ディジタル信号処理	2				2 *		
必修	計算機システム	2				2 *		
必修	情報処理応用	2				2		-
必修	組込みシステム	2					2 *	
必修	情報セキュリティ	1					1	1
必修	応用数学	2				2		1
必修	数值計算法	2				2 *		
必修	工業英語	2					2 *	
必修	電子機械演習 1	1					1	-
必修	電子機械演習 2	1					1	1
必修	創造工学	1		1				1
必修	創造工学演習	1				1		_
必修	キャリアデザイン	1				1		_
必修	実験実習	8	2	2	2	2		-
必修	卒業研究	8	4	4	4	4	8	+
	平未切九 又は必履修科目 履修単位数計	86	4	9	16	32	25	
北顺	スは必履修符日 履修単位数司 通信システム	1	4	1 9	10	34	25 1	
-				-				-
	集積回路	1					1	_
	システム制御工学	1					1	※3単位以上を選択するこ
	CAD · CAM	1					1	
選択	ロボット工学	1					1	5年間の修得単位数の合計
択	ディジタル画像処理	1					1	」が167単位以上となるように
科目	電子機械特論1	1					1	選択科目を選択、履修すること。
H	電子機械特論 2	1					1	<u></u>
	電子機械特論3	1					1	
	校外実習	3			1	1	1	
	開設単位数計	12			1	1	10	
	履修単位数計	3					3	
-	履修単位数合計	89	4	9	16	32	28	

	単位数		学	年 別 酉	配 当		備考
	早世 奴	1年	2年	3年	4年	5年	7/11 45
専門科目履修単位数	89	4	9	16	32	28	
一般科目履修単位数	79	29	23	16	7	4	
合 計	168	33	32	32	39	32	

# 専 門 科 目 (情報工学科)

	授業科目			学	年 別 『	記 当		
科目分類	科目名称	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
必修	情報工学概論	2	± 1	2	0 1	- 1		
必修	情報数学	2		2	2			」 必修の科目は必ず全て修得
必修	統計学	2			2	2 *		すること。
必修		2						+
	応用数学 (表現理論)	2				2	0 4	*14 学校出台
必修	情報理論						2 *	*は学修単位
必修	数値計算	2	0				2 *	-
必修	プログラミング 1	2	2	0				-
必修	プログラミング 2	2		2				_
必修	プログラミング 3	2			2			_
必修	信号処理	2			2			_
必修	計算機アーキテクチャ	2			2			
必修	情報セキュリティ1	1			1			
必修	情報セキュリティ2	1				1		
必修	データサイエンス・AI入門	2			2			
必修	オペレーティングシステム	2				2 *		
必修	データ構造とアルゴリズム	2				2 *		
必修	ソフトウェア工学	2				2 *		
必修	コンピュータネットワーク	2				2		
必修	データベース	2				2		
必修	画像工学	2				2 *		
必履修	コンピュータグラフィックス	2				2 *		
必履修	数理計画法	2				2		
必履修	システムプログラム	2					2 *	
必履修	オートマトンと言語理論	2					2 *	
必履修	人工知能	2					2 *	1
必履修	オペレーションズリサーチ	2					2 *	1
必修	電気回路	2		2				1
必修	電子回路・論理回路	2			2			
必修	制御工学	2				2		1
必修	応用物理学1	2			2			1
必履修	応用物理学 2	2				2		-
必履修	技術英語	2					2 *	-
必修	情報工学演習 1	1		1				-
必修	情報工学演習 2	1		-			1	-
必修	創造演習1	1		1				-
必修	創造演習 2	1		1	1			-
必修	創造演習3	1			1	1		-
必修						1	1	-
	創造演習 4 実験実習	8	9	2	0	2	1	+
必修			2	4	2		0	-
必修	卒業研究 マは立屋修利日 屋修単位粉計	8	4	1.0	10	90	8	
火修	又は必履修科目 履修単位数計	84	4	10	18	28	24	
	通信システム	1					1	-
	集積回路	1					1	-
	システム制御工学	1					1	
	CAD · CAM	1					1	
湿	信頼性工学	1					1	
選 択	工業力学	1					1	5年間の修得単位数の合計 が167単位以上となるよう
科	コンピュータ解析法	1					1	に選択科目を選択、履修す
Ħ	情報工学特論 1	1					1	ること。
	情報工学特論 2	1					1	
	情報工学特論3	1					1	
	校外実習	3			1	1	1	_
	開設単位数計	13			1	1	11	_
	履修単位数計	4					4	
	履修単位数合計	88	4	10	18	28	28	

	単位数		学	年 別 酉	記 当		/些 · 本	
	中1亿数	1年	2年	3年	4年	5年	備考	
専門科目履修単位数	88	4	10	18	28	28		
一般科目履修単位数	79	29	23	16	7	4		
合 計	167	33	33	34	35	32		

### 海洋交通システム学専攻教育課程表

F-	Λ	必修	· 사 · 시 · □	777 17- 457	学年別	別配当	講義・実験・	/#: +r.
区	分	選択 の別	授業科目	単位数	1年	2年	演習の区別	備考
		必	実践英語 I	2	2		講義	
		修	履修単位数	2				
_			ボランティア	1	1		実習	
般			実践英語Ⅱ	2	2		講義	
		選	異文化論	2	2		講義	
科	.		技術者倫理	2	2		講義	
目		択	日本文学概論	2	2		講義	
		Ì	開設単位数	9				
		Ì	履修単位数	4単位以	上 (ボ	ランティ	アを含まな	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
			実用技術英語	2	2		講義	
		必	応用数学特論I	2	2		講義	
		修	コンピュータシミュレーション	2	2		講義	
			履修単位数	6		1		ı
	専		応用数学特論Ⅱ	2	2		講義	
	нн	İ	応用物理科学	2	2		講義	
	門		環境科学	2	2		講義	
	共		材料学	2	2		講義	
	通		数值解析特論	2	2		講義	
		選	機械システム学	2		2	講義	
	科	択	電子機器特論	2	2		講義	
	目	1/	情報システム学	2	2		講義	
			エネルギーシステム学	2		2	講義	
			産業論	2		2	講義	
専			開設単位数	20			ı	I
			履修単位数	10単位以	以上			
ı			海洋交通システム学特別研究 I	4	4		実験	
明		必	海洋交通システム学特別研究Ⅱ	12		12	実験	
			海洋交通システム学特別実験	4	4		実験	
科		修	海洋交通システム学特別演習	4	2	2	演習	
PT		İ	履修単位数	24		1	!	!
			インターンシップ	2	2		実習	
		İ	交通システム工学	2	2		講義	
	専		海事統計学	2	2		講義	
	門		海洋ロボット工学	2		2	講義	
	由		機関システム工学	2	2		講義	
	専		船舶安全学特論	2	2		講義	
	攻		流通ターミナル論	2		2	講義	
	科	選	船体運動学特論	2		2	講義	
		択	船舶ヒューマンマシンインターフェース論	2	2		講義	
	B	DC	エネルギー変換工学	2	2		講義	
		ŀ	反応工学論	2		2	講義	
		}	冷凍空調システム工学	2		2	講義	
		ŀ	燃烧工学特論	2		2	講義	
		ŀ	情報工学特論	2	2		講義	
			開設単位数	28		<u> </u>	hill-4%	1
		ŀ	履修単位数		L	ンター	ンシップを含	ショナル )
					<u> </u>	~ /	· · / / ~ E	10,010
			般・専門科目 開設単位数合計	89				

### 電子・情報システム工学専攻教育課程表

*	/\	必修	455 보는 171 므	777 1-781	学年別	別配当	講義・実験・	/±±: →z.
X	分	選択 の別	授業科目	単位数	1年	2年	演習の区別	備考
		必	実践英語I	2	2		講義	
		修	履修単位数	2				
_	-		ボランティア	1	1		実習	
彤	ī.		実践英語Ⅱ	2		2	講義	
		選	異文化論	2	2		講義	
乖	4	送	技術者倫理	2	2		講義	
E	1	択	日本文学概論	2	2		講義	
			開設単位数	9				
			履修单位数	4単位以	<u>上</u> (ボ	ランティ	アを含まない	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
			実用技術英語	2	2		講義	
		必	応用数学特論 I	2	2		講義	
		修	コンピュータシミュレーション	2	2		講義	
		1135	履修単位数	6			IIIT 4X	
	東		応用数学特論Ⅱ	2	2		講義	
			応用物理科学	2	2		講義	
	門		環境科学	2		2	講義	
	共		材料学	2		2	講義	
	17		数值解析特論	2	2	4	講義	
	通	選	機械システム学	2	2		講義	
	科		電子機器特論	2		2	講義	
	В	択		_	0			
	Ħ		情報システム学 エネルギーシステム学	2	2	0	講義	
				2		2	講義	
			産業論 関連が存む	20		2	講義	
専			開設単位数		) I I			
			履修单位数	10単位」			/ FA	
			電子・情報システム工学特別研究I	4	4	1.0	実験	
門		必	電子・情報システム工学特別研究Ⅱ	12		12	実験	
			電子・情報システム工学特別実験	4	4		実験	
科		修	創造工学演習	2	2		演習	
什			電子・情報システム工学特論	2		2	講義	
			履修単位数	24		l	I	
			インターンシップ	2	2	_	実習	
	専		画像処理	2		2	講義	
	門		電子物性工学	2	2		講義	
	声		集積回路工学特論	2	2		講義	
	専		高電圧工学特論	2		2	講義	
	攻		電子制御工学	2	2		講義	
	科	Nata.	ディジタルシステム	2	2		講義	
		選	マルチメディア応用技術	2	2		講義	
	Ħ	択	応用画像工学	2	2		講義	
			通信ネットワーク工学	2	2		講義	
			認識工学	2		2	講義	
			応用信号処理	2	2		講義	
			生産管理特論	2	2		講義	
			人間感性システム特論	2		2	講義	
			開設単位数	28				
			履修単位数	16単位」	以上(イ	ンター	ンシップを含む	まない。)
		_	一般・専門科目開設単位数合計	89				
		修	得 単 位 数 合 計	62単位」	以上(オ	デランテ	ィア、インタ	

# 商船学科(航海コース) 外国人留学生教育課程

	授業科目	単位数		学年別配	1	備考
			3年	4年	5年	U
	日本語	1	1			
	日本事情	1	1			
	日本語・日本事情	1		1		
	経営	2			2 *	
	国際文化論	2			2 *	
	数学5	4	4			
	数学6	2	2			
一般科目	総合英語	3	3			※英語が母国語又は公用語の国からの留学生,英語
	ライティング	2	2			日常的に話すことができる留学生の場合は、専門科目
	英語	1		1		の補習に振り替えて実施することがある。
	海事英語	2		1	2	
	保健体育	2			2	
	技術英語	3	2		1	
	数学特論	2			2	
	履修単位数計	28	15	2	11	
	第二外国語	2			2	
一般科目	技能英語	2			2	- 3 3 3 3 3 3 3 3.
(選択科目)	日本言語文化論	2			2	
* . ( ) [ ] /	開設単位数計	6			6	
	履修単位数計	0			0	
	一般科目履修単位数計	28	15	2	11	
	情報リテラシ (留学生補習)	1		1		
	船舶工学	1	1			
	船舶工学(留学生補習)	1	1			
	電気電子工学 I (留学生補習)	1	1			
共通	熱流体力学 I (留学生補習)	1	1			
必修科目	制御工学	2	1	1		
2019/11/11	商船学概論(留学生補習)	1	1	1		
			1		0	
	船舶管理	2			2	
	卒業研究	6			6	
	履修単位数計	16	6	2	8	
	地文航法	2	2			
	天文航法	2		2		
	航海計器	2	2			
	電波航法	2		2		
	航海学演習	2		1	1	
	航路論	2		1	1	
	操船論	2	1	1		
	海洋気象学	2	2			
航海コース	船舶整備論	2		1	1	
必修科目	船舶載貨論	2	1	1	_	
	海上交通法	2	2	_		
	海事法規	2		1	1	
	校内練習船実習	3	1		1	
				1		
	校内練習船実習(補習航海)	2	1	-	1	(7 36 8 # 70 kt - 2 kt
	海事実務	3	1	1	1	(免許講習等の修了資格を得るため別途補講を実施する
	実験実習	4	2	2		(免許講習等の修了資格を得るため別途補講を実施する
	実験実習 (留学生補習)	2			2	
	履修単位数計	38	15	14	9	
	海上安全学	2			2 *	
	海運経済	2			2 *	
17.14	エネルギープラント管理	2			2 *	
共通	環境計測工学	2			2 *	
選択科目	インターンシップ	1		1		
	開設単位数計	9	0	1	8	
	履修単位数計	4	0	0	4	
		58	21	16	21	
	曳門科 日 隨修 田 行 粉 半					
	専門科目履修単位数計一般科日履修単位数計					
	専門科目履修単位数計 一般科目履修単位数計 合 計	28	15 36	2	11 32	

# 商船学科(機関コース) 外国人留学生教育課程

	授 業 科 目	単位数		学年別配	<b>4</b>	備考
			3年	4年	5年	V⊞ √5
	日本語	1	1			
	日本事情	1	1			
	日本語・日本事情	1		1		
	経営	2			2 *	
	国際文化論	2			2 *	
	数学5	4	4			
	数学6	2	2			
一般科目	総合英語	3	3			※ 英語が丹屋籍立け公用語の国からの紹学生 英語
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ライティング	2	2			※英語が母国語又は公用語の国からの留学生, 英語 日常的に話すことができる留学生の場合は, 専門科
	英語	1		1		の補習に振り替えて実施することがある。
	海事英語	2		1	2	
	保健体育	2			2	
	技術英語	2	2		2	
					0	
	数学特論	2	1.5		2	
	履修単位数計	27	15	2	10	
	第二外国語	2			2	※専門科目の補習に振り替えて実施することが
一般科目	技能英語	2			2	-5.
(選択科目)	日本言語文化論	2			2	
/	開設単位数計	6			6	
	履修単位数計	0			0	
	一般科目履修単位数計	27	15	2	10	
	情報リテラシ (留学生補習)	1		1		
	船舶工学	1	1			
	船舶工学(留学生補習)	1	1			
	電気電子工学 I (留学生補習)	1	1			
兴迪 必修科目	制御工学	2	1	1		
	商船学概論(留学生補習)	1	1			
	船舶管理	2			2	
	卒業研究	6			6	
	<del>作業切え</del> 履修単位数計		-	2	8	
		15	5		8	
	内燃機関学	4	2	2		
	蒸気工学	3	1	1	1	
	舶用補機	3		2	1	
	電気電子工学Ⅱ	2	2			
	電気機器学	2		2		
	熱流体力学Ⅱ	2			2	
	工業力学	2	2			
	材料力学	2		2		
H4K 目目 →	金属材料学	2	2			
機関コース 必修科目	燃料潤滑油	1			1	
必修件目	計測工学	1			1	
	設計製図	2	1	1		
	海事法規	1			1	
	校内練習船実習	3	1	1	1	
	校内練習船実習(補習航海)	2	1	1	1	
	海事実務	3	1	1	1	(免許講習等の修了資格を得るため別途補講を実施す
	実験実習	4	2	2	1	(免許講習等の修了資格を得るため別途補講を実施す
			4	4	0	(元町再自守ツ修 ) 其俗を守るだめ別述僧語を美胞す
	実験実習(留学生補習)	2	1.5	4.4	2	
	履修単位数計	41	15	14	12	+
	海上安全学	2			2 *	1
	海運経済	2			2 *	
共通	エネルギープラント管理	2			2 *	
選択科目	環境計測工学	2			2 *	
~≃ 1/VII H	インターンシップ	1		1		
	開設単位数計	9	0	1	8	
	履修単位数計	4	0	0	4	
				16	24	
		60	20	1()	4	
	専門科目履修単位数計	60	20 15	_		
		60 27 87	20 15 35	2	10	

### 電子機械工学科 外国人留学生教育課程

	授業科目	単位数		学年別配		- 備考
			3年	4年	5年	nu . 2
	日本語	2	1	1		
	日本事情	2	1	1		
	経営	2			2 *	
	国際文化論	2			2 *	
一般科目	数学5	4	4			
(必修科目)	数学6	2	2			
	総合英語	2	2			※英語が母国語又は公用語の国からの留学生,英語
	ライティング	2	2			日常的に話すことができる留学生の場合は,専門科目 補習に振り替えて実施することがある。
	英語	2		2		
	保健体育	6	2	2	2	※5年次は専門科目の補習に振り替えて実施することがある。
	履修単位数計	26	14	6	6	
	第二外国語	2		2		│ ├──※専門科目の補習に振り替えて実施することがあ
. 67L4N 🖂	技能英語	2		2		※ 等円 件 日 の 冊 百 に 振り 骨 た
一般科目 (選択科目)	日本言語文化論	2		2		
(22)(11 11)	開設単位数計	6		6		
	履修単位数計	2		2		
	一般科目履修単位数計	28	14	8	6	
	デザイン基礎 (留学生補習)	1	1			
	機械工作(留学生補習)	1	1			
	機械設計	2	2			
	金属材料学	2	2			
	工業力学	2	2			
	計測工学	2	2			
	材料力学	2		2 *		
	材料力学演習	1		1		
	制御工学	2		2		
	熱力学	2		2 *		
	流体力学	2		2 *		
	産業電子機械	2		2 *		
	機械力学	2		4	2 *	
	電磁気学I	2	9		۷ *	
			2			
	電子回路工	2	2			
専門科目	電気回路Ⅰ	2	2	0 .		
(必修科目)	ディジタル回路	2		2 *		
	ディジタル信号処理	2		2 *		
	電磁気学Ⅱ	2		2 *		
	センサ工学	2		2 *		
	電気機器	2			2 *	
	電気回路Ⅱ	2			2 *	
	プログラミング応用	2	2			
	数值計算法	2		2 *		
	組込みシステム	2			2 *	
	応用物理	2			2 *	
	応用数学	2		2		
	工業英語	2			2 *	
	電子機械演習	2			2	
	キャリアデザイン	1		1		
	実験実習	4	2	2		
	卒業研究	8			8	
	履修単位数計	68	20	26	22	
	工業材料	2		2		
	情報処理演習	2		2		
	システム制御工学	1			1	
	電子機械特論I	1			1	
	電子機械特論Ⅱ	1			1	
	電子機械特論Ⅲ	1			1	
	無線システム	1			1	
専門科目	CAD/CAM	1			1	
(選択科目)	ロボット工学	1			1	
	通信システム	1			1	
	デジタル・アナログ集積回路	1			1	
	セキュリティマネジメント	1			1	
	ディジタル画像処理	1		-1	1	
	インターンシップ 開設単位数計	2		1	1	
	BE 32 EE AT ANT 31	17		5	12	1
	履修単位数計	8		2	6	
		76 28	20 14	2 28 8	6 28 6	

### 情報工学科 外国人留学生教育課程

	授 業 科 目	単位数	3年	学年別配	5年	備考
	日本語	2	1	1	0 1	
	日本事情	2	1	1		
	経営	2			2 *	
	国際文化論	2			2 *	
一般科目	数学5	4	4			
(必修科目)	数学6	2	2			
	総合英語	2	2			※英語が母国語又は公用語の国からの留学生,英語
	ライティング	2	2			日常的に話すことができる留学生の場合は,専門科目 補習に振り替えて実施することがある。
	英語	2		2		
	保健体育	6	2	2	2	※5年次は情報処理教育に振り替えて実施することがある。
	履修単位数計	26	14	6	6	
	第二外国語	2		2		┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃
一般科目	技能英語	2		2		- 3。
(選択科目)	日本言語文化論	2		2		
(100)	開設単位数計	6		6		
	履修単位数計	2		2		
	一般科目履修単位数計	28	14	8	6	
	情報数学	2	2			
	情報理論	2		2 *		
	データ構造とアルゴリズム	2		2 *		
	数理計画法	2		2		
	オペレーションズリサーチ	2			2 *	
	プログラミングⅢ	2	2			
	プログラミング (留学生補習)	1	1			
	システムプログラム	2			2 *	
	計算機アーキテクチャI	2	2			
	計算機アーキテクチャⅡ	2	-	2 *		
	オペレーティングシステム	2		2 *		
	データベース	2		2		
	コンピュータネットワーク	2		2		
	情報セキュリティ	2		2 *		
	通信工学	2		∠ *	0 4	
					2 *	
	ソフトウェア工学	2			2 *	
専門科目	信号処理	2	_		2 *	
(必修科目)	画像工学	2	2			
	コンピュータグラフィックス	2		2 *		
	電気基礎・電気回路(留学生補習)	1	1			
	アナログ電子回路	2	2			
	デジタル電子回路	2		2 *		
	制御工学	2		2		
	統計学	2	2			
	応用数学	2		2		
	応用物理学I	2	2			
	技術英語	2			2 *	
	情報工学演習	1			1	
	情報教育活動実習	1	1			
	創造演習Ⅱ	1		1		
	創造演習Ⅲ	1			1	
	実験実習	4	2	2		
	卒業研究	8	_		8	
	履修単位数計	68	19	27	22	1
	応用物理学Ⅱ	2	10	2		<u> </u>
	生産管理	2		2		
	数値計算	1		4	1	
	数旭計昇   コンピュータ解析法	1			1	
	パターン認識	1			1	
	工業力学	1			1	
	信頼性工学	1			1	-
	セキュリティマネジメント	1			1	
	通信システム	1			1	
専門科目	CAD/CAM	1			1	
選択科目)	デジタル・アナログ集積回路	1			1	
	無線システム	1			1	
	システム制御工学	1			1	
	ロボット工学	1			1	
	情報工学特論Ⅰ	1			1	
	情報工学特論Ⅱ	1			1	
	情報工学特論Ⅲ	1			1	
	インターンシップ	2		1	1	
	開設単位数計	21		5	16	
	履修単位数計	6		2	4	
	MR 11公 年11/ 安X 計	ן ט		<del></del>		1
		77.4	10			I .
	専門科目履修単位数計 一般科目履修単位数計	74 28	19 14	29 8	26	

# 一般科目(商船学科)

(令和6年度 第2学年以上に適用)

科目		校 光 到 口	片件料		72	学年別配当	á		備考
分類		授業科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
		国語 I	2	2					
		国語Ⅱ	2	2					
		国語Ⅲ	4		2	2			
	人	世界史	2	2					
	文	日本史	2		2				
	社	地理	1	1					
	会	倫理社会	2		2				
		政治経済	2			2			
		法学	1				1		
		哲学	1					1	
		経営	2					2 *	* は学修単位
		国際文化論	2					2 *	
		数学1	4	4					
必修		数学2	2	2					
修科		数学3	4		4				
目	自	数学4	2		2				
	然	数学5	4			4			
		数学6	2			2			
		物理	4	2	2				
		化学	4	2	2				
		総合科学	1	1					
		総合英語	9	3	3	3			
	外	英語コミュニケーション	4	2	2				
	国語	ライティング	2			2			
	FI	英語	1				1		
		海事英語	2					2	
	保例	建体育	9	2	2	2	1	2	
	芸術	<b></b>	1	1					音楽又は美術を選択
		履修単位数計	78	26	23	17	3	9	
自	第二	二外国語	2					2	
由	技能	<b></b>	2					2	
選択	日2	本言語文化論	2					2	
科目		開設単位数計	6					6	
		履修単位数計	0					0	
		履修単位数合計	78	26	23	17	3	9	

# 一般科目 (電子機械工学科・情報工学科 共通)

(令和6年度 第2学年以上に適用)

科目		極 素 到 日	出体粉		ř	学年別配当	á		備考
分類			単位数	1年	2年	3年	4年	5年	계 考
		国語 I	2	2					
		国語Ⅱ	2	2					
		国語Ⅲ	4		2	2			
	人	世界史	2	2					
	文	日本史	2		2				
	社	地理	1	1					
	会	倫理社会	2		2				
		政治経済	2			2			
		法学	1				1		
		哲学	1				1		
		経営	2					2 *	* は学修単位
		国際文化論	2					2 *	
必		数学1	4	4					
修		数学2	2	2					
科		数学3	4		4				
	自然	数学4	2		2				
		数学5	4			4			
	然	数学6	2			2			
		物理	4	2	2				
		化学	4	2	2				
		総合科学	1	1					
		総合英語	8	3	3	2			
	外 国	英語コミュニケーション	4	2	2				
	語	ライティング	2			2			
		英語	2				2		
	保係	建体育	10	2	2	2	2	2	
	芸征	fi	1	1					音楽又は美術を選択
		履修単位数計	77	26	23	16	6	6	
	第二	二外国語	2				2		
選	技能	<b>北英</b> 語	2				2		
択科	日才	本言語文化論	2				2		
		開設単位数計	6				6		
		履修単位数計	2				2		
		履修単位数合計	79	26	23	16	8	6	

### 専 門 科 目 (商 船 学 科)

(令和6年度 第2学年以上に適用)

	授業科目	単位数		学 年				備考
		干世奴	1年	2年	3年	4年	5年	/用 勺
	情報リテラシ	3	2	1				
	船舶工学	2		1	1			
	電気電子工学I	2		2				
共	熱流体力学 I	2		2				
	工学基礎	2		2				
	制御工学	2			1	1		
通	商船学概論	2	2			-		
	船舶管理	2					2	
	応用数学	2					2	
	卒業研究	6					6	
	地文航法	2			0		0	
					2	0		
	天文航法	2			0	2		
	航海計器	2			2			
	電波航法	2				2		
	航海学演習	2				1	1	
	航路論	2				1	1	
航	操船論	2			1	1		
海	海洋気象学	2			2			
コ	船舶整備論	2				1	1	
	船舶載貨論	2			1	1		
ス	海上交通法	2			2			
`	海事法規	2				1	1	
:	航海英語	3			2		1	
	オーラルコミュニケーション	1					1	
	校内練習船実習	5	1	1	1	1	1	
	海事実務	5	1	1	1	1	1	
	実験実習	8	2	2	2	2		
	航海コース履修単位数計	71	8	12	18	15	18	
	内燃機関学	4		1.0	2	2	10	
	蒸気工学	3			1	1	1	
	舶用補機	3			1	2	1	
	電気電子工学Ⅱ	2			2	2	1	
	電気機器学				4	0		
		2				2		
	熱流体力学Ⅱ	2			0		2	
機	工業力学	2			2	_		
関	材料力学	2				2		
コ	金属材料学	2			2			
1	燃料潤滑油	1					1	
ス	計測工学	1					1	
	設計製図	2			1	1		
	海事法規	1					1	
	機関英語	2			2			
	オーラルコミュニケーション	1					1	
	校内練習船実習	5	1	1	1	1	1	
	海事実務	5	1	1	1	1	1	
	実験実習	8	2	2	2	2		
	機関コース履修単位数計	73	8	12	18	15	20	
	海上安全学	2		_	-		2 *	
共	海運経済	2					2 *	* は学修単位
	エネルギープラント管理	2					2 *	100 1 100 11111
	環境計測工学	2					2 *	
通	現現計例工子 インターンシップ	1				1	4 1	
	開設単位数計						0	
		9				1	8	
	履修単位数計	4				0	4	
	航海コース履修単位数合計 機関コース履修単位数合計	75	8	12	18	15	22	
	おきほう コーフ 俗が 白 行 がん 子	77	8	12	18	15	24	

	単位数		学生	平 別 酉	己当		備考
	毕业数	1年	2年	3年	4年	5年	1
専門科目履修単位数	N 75 E 77	8	12	18	15	N 22 E 24	
一般科目履修単位数	78	26	23	17	3	9	
合 計	N 153 E 155	34	35	35	18	N 31 E 33	

### 専門科目 (電子機械工学科)

(令和6年度 第2学年以上に適用)

(令和6年度 第2学年以上に適用)       セニック・ファイン・ (中) 1 日										
授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考			
デザイン基礎	2	2	24	3 平	4 +	5 平				
創造工学		4	1				   * は学修単位			
	1		1				* は子修単位			
機械工作	2		2	0						
機械設計	2			2						
金属材料学	2			2						
工業力学	2			2						
計測工学	2			2						
材料力学	2				2 *					
材料力学演習	1				1					
制御工学	2				2					
熱力学	2				2 *					
流体力学	2				2 *					
産業電子機械	2				2 *					
機械力学	2					2 *				
電気基礎	2		2			_				
電磁気学I	2			2						
電子回路	2			2						
	2			2						
				- 2	0 .					
ディジタル回路 科 ディジタル信号処理	2				2 *					
7 1 7 7 7 16 77 72 72	2				2 *					
1 電磁気学Ⅱ	2				2 *					
センサ工学	2				2 *					
電気機器	2					2 *				
電気回路Ⅱ	2					2 *				
情報リテラシ	2	2								
プログラミング基礎	2		2							
プログラミング応用	2			2						
数値計算法	2				2 *					
組込みシステム	2					2 *				
応用物理	2					2 *				
応用数学	2				2					
工業英語	2					2 *				
電子機械演習	2					2				
キャリアデザイン	1				1					
		0	0	0						
実験実習	8	2	2	2	2	0				
卒業研究	8		0	1.0	0.0	8				
履修単位数計	81	6	9	18	26	22				
工業材料	2				2		- 左眼のは4月半14半~			
情報処理演習	2				2		5年間の修得単位数の 合計が 167単位以上と			
システム制御工学	1					1	合計か 167単位以上と   なるように選択科目を			
電子機械特論I	1					1	ほるように選択付ける   選択,履修すること。			
電子機械特論Ⅱ	1					1				
選電子機械特論Ⅲ	1					1				
無線システム	1					1				
択 CAD/CAM	1					1				
_ 1 T 24	1					1				
科     ロホット工学       通信システム	1					1				
目デジタル・アナログ集積回路	1					1				
セキュリティマネジメント	1					1				
						_				
ディジタル画像処理	1					1				
インターンシップ	2				1	1				
開設単位数計	17				5	12				
履修単位数計	8				2	6				
履修単位数合計	89	6	9	18	28	28				

	単位数	学 年 別 配 当					備考
	中位 数	1年	2年	3年	4年	5年	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
専門科目履修単位数	89	6	9	18	28	28	
一般科目履修単位数	79	26	23	16	8	6	
습 計	168	32	32	34	36	34	

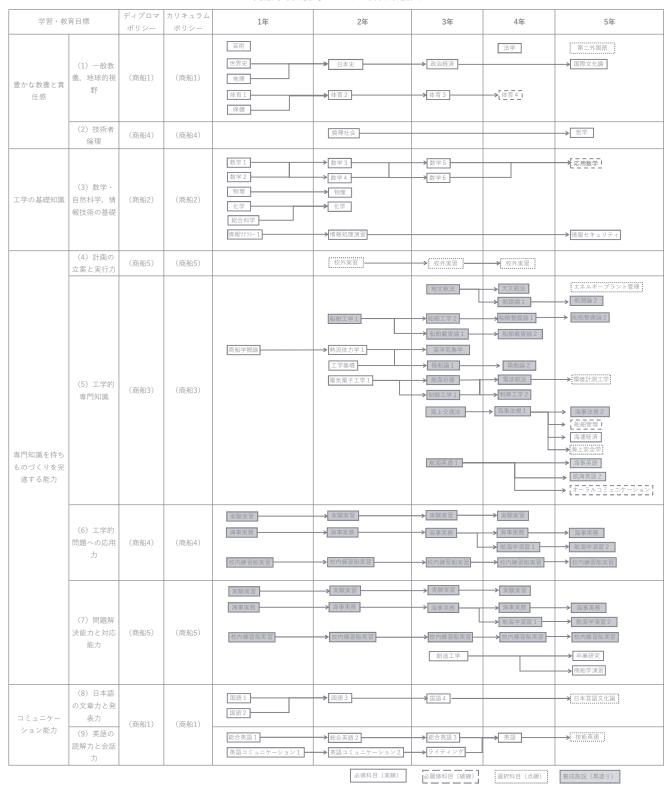
### 専門科目 (情報工学科)

(令和6年度 第2学年以上に適用)

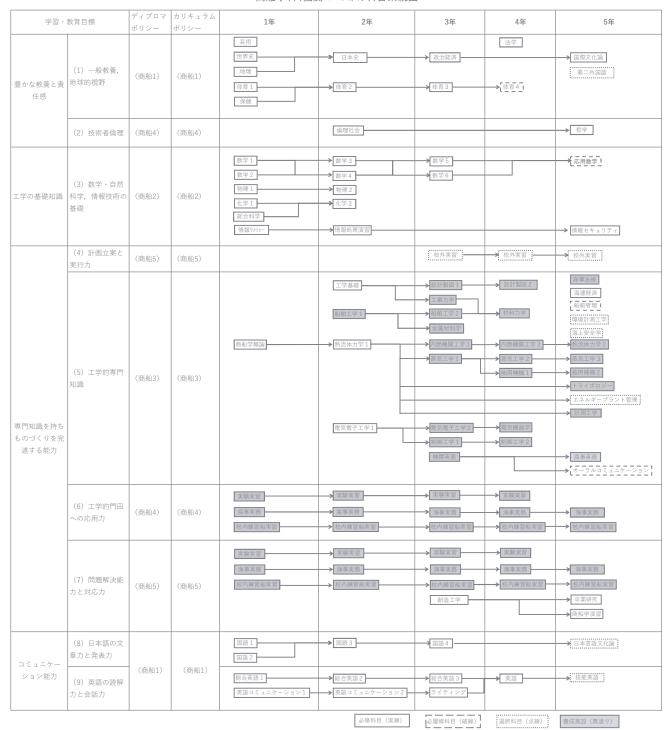
(令和	和6年度 第2学年以上に適用)		275	/r:		#7	N/z	
	授 業 科 目	単位数	学 1年	年 2年	別 3年	配 4年	当 5年	備考
	コンピュータリテラシ	2	2	2年	3年	44	5年	
ŀ	情報工学概論	2		2				   * は学修単位
-	情報数学	2		4	2			* は子形芋位
ŀ	情報理論	2			4	2 *		
-	データ構造とアルゴリズム	2				2 *		
ŀ	数理計画法	2				2		
ŀ		2				4	9 44	
ŀ	プログラミング I	2	2				2 *	
-	プログラミング II	2		2				
ŀ	プログラミングⅢ プログラミングⅢ	2		4	2			
ŀ	システムプログラム	2					2 *	
ŀ	計算機アーキテクチャ I	2			2		۷ ۴	
-	計算機アーキテクチャⅡ					2 *		
ŀ	オペレーティングシステム	2						
-	データベース	2				2 *		
-		2				2		
17		2				2		
必	情報セキュリティ 通信工学	2				2 *	0 1	
修		2					2 *	
-	ソフトウェア工学	2					2 *	
科	信号処理	2			0		2 *	
_	画像工学 コンピュータグラフィックス	2			2	0 :		
B		2		0		2 *		
-	電気基礎・電気回路	2		2				
-	アナログ電子回路	2			2	_		
-	デジタル電子回路	2				2 *		
-	制御工学	2			_	2		
-	統計学	2			2			
	応用数学	2				2		
-	応用物理学I	2			2		_	
	技術英語	2					2 *	
	情報工学演習	2		1			1	
-	情報教育活動実習	1			1			
	創造演習 I	1		1				
	創造演習Ⅱ	1				1		
	創造演習Ⅲ	1					1	
	実験実習	8	2	2	2	2		
	卒業研究	8					8	
	履修単位数計	82	6	10	17	27	22	
	応用物理学Ⅱ	2				2		
	生産管理	2				2		5年間の修得単位数の
	数值計算	1					1	合計が 167単位以上と なるように選択科目を
	コンピュータ解析法	1					1	選択, 履修すること。
	パターン認識	1					1	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	工業力学	1					1	
	信頼性工学	1					1	
選	セキュリティマネジメント	1					1	
4m	通信システム	1					1	
択	CAD/CAM	1					1	
科	デジタル・アナログ集積回路	1					1	
. ,	無線システム	1					1	
目	システム制御工学	1					1	
	ロボット工学	1					1	
	情報工学特論 I	1					1	
	情報工学特論Ⅱ	1					1	
	情報工学特論Ⅲ	1					1	
ŀ	インターンシップ	2				1	1	
ŀ	開設単位数計	21				5	16	
ŀ	履修単位数計	6				2	4	
	履修単位数合計	88	6	10	17	29	26	1

	単位数		学生	下 別 酉	2 当		備考
	中1位数	1年	2年	3年	4年	5年	/用 - 与
専門科目履修単位数	88	6	10	17	29	26	
一般科目履修単位数	79	26	23	16	8	6	
合計	167	32	33	33	37	32	

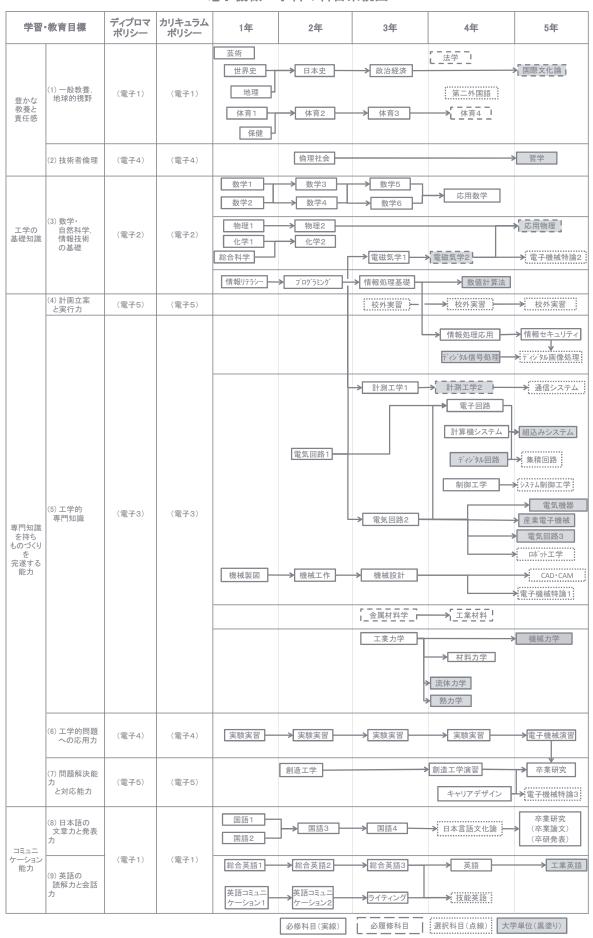
### 商船学科(航海コース)の科目系統図



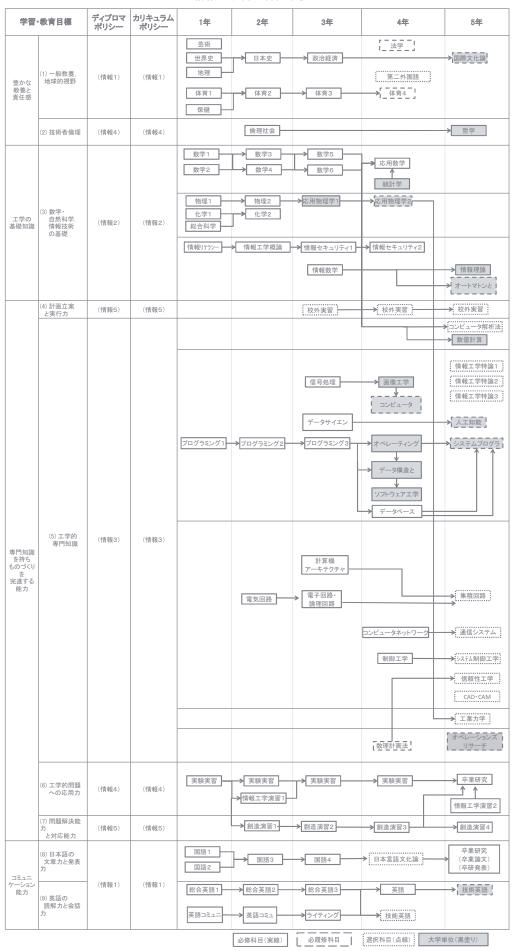
### 商船学科(機関コース)の科目系統図

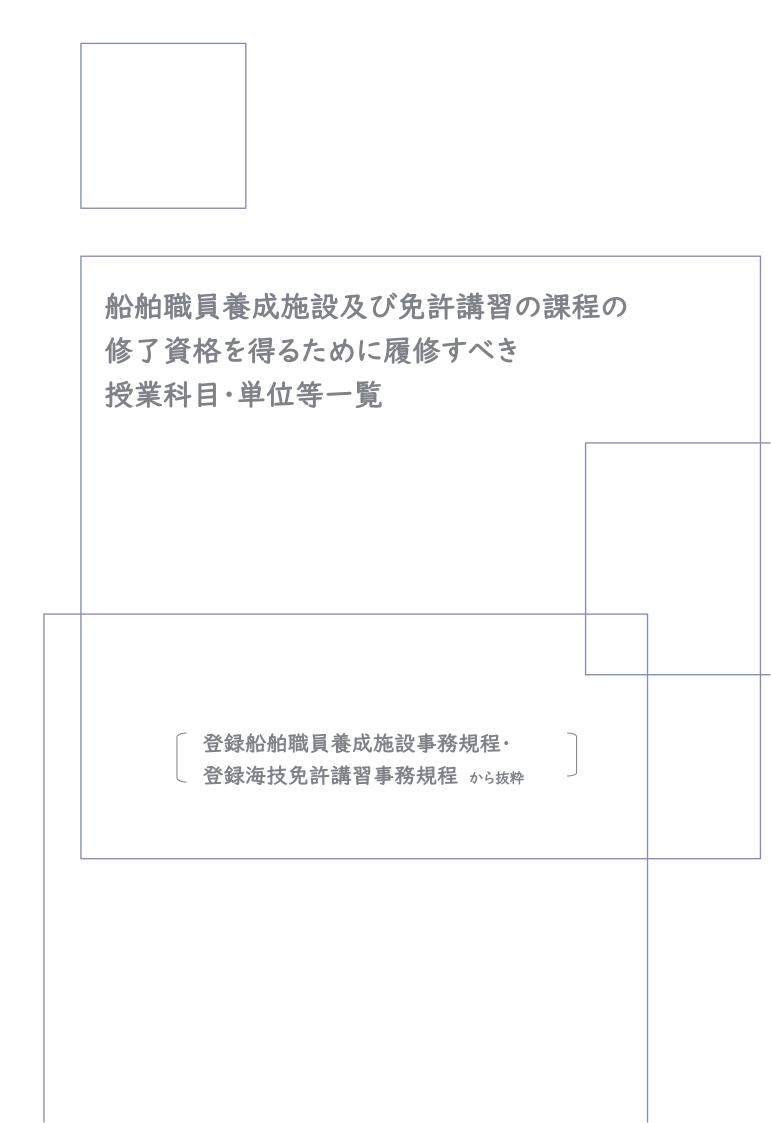


### 電子機械工学科の科目系統図



### 情報工学科の科目系統図





### 船舶職員養成施設及び免許講習の課程の修了資格 を得るために修得すべき 授業科目 · 単位等一覧

船舶職員及び小型船舶操縦者法に定める海技従事者国家試験の三級海技士(航海)及び三級海技士(機関)の筆記 試験を免除されるのは、次の表に示す授業科目のすべてを修得しなければなりません。

商船学科(航海コース) 令和6年度以降入学者に適用

### (1) 船舶職員養成施設の修了資格を得るために履修すべき授業科目・単位等一覧

授業科目	単 位		履	備考			
授業科目	数数	1年	2年	3年	4年	5年	1/H
地 文 航 法	2			0			
天 文 航 法	2				0		三級海技士(航海)
航 海 計 器	2			0			左記の授業科目のほか, 独立行政法人海技教育機
電 波 航 法	2				0		構(国土交通大臣が定め た社船を含む)での大型
航 海 学 演 習	2				0	0	練習船実習の修了が必要である。
航 路 論 1	1				0		
航 路 論 2	1					0	
操 船 論 1	1			0			
操 船 論 2	1				0		
船舶工学1	2		0				
船 舶 工 学 2	1			0			
海洋気象学	2			0			
船舶整備論1	1				0		
船舶整備論2	1					0	
船舶載貨論1	1			0			
船舶載貨論2	1				0		
海上交通法	2			0			
海 事 法 規 1	1			0			]
海 事 法 規 2	1				0		]
校内練習船実習	3			0	0	0	]
海事実務	3			0	0	0	]
実 験 実 習	4			0	0		

### (2) 免許講習等の修了資格を得るために履修すべき授業科目・単位等一覧

授業科目	単位		ECDIS講習				
及来们口	位 数	レーダー観測者講習	レータ゛ーARPA シミュレータ講習	救命講習	消火講習	上級航海英語講習	LODIOH 目
航海英語 1 · 2	3					0	
航 海 学 演 習	2	0	0				0
校内練習船実習	5	0	0	0	0	0	0
海 事 実 務	5	0	0	0	0	0	0
実 験 実 習	8	0	0	0	0	0	0

### (1) 船舶職員養成施設の修了資格を得るために履修すべき授業科目・単位等一覧

惊 类 幻 日	単位		履	修年	次		備考
授業科目	位 数	1年	2年	3年	4年	5年	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
内燃機関学1	2			0			
内燃機関学2	2				0		三級海技士(機関)
蒸 気 工 学 1	1			0			左記の授業科目のほか, 独立行政法人海技教育機
蒸 気 工 学 2	1				0		構(国土交通大臣が定め た社船を含む)での大型
蒸 気 工 学 3	1					0	練習船実習の修了が必要 である。
舶 用 補 機 1	2				0		
舶 用 補 機 2	1					0	
電気電子工学2	2			0			
電 気 機 器 学	2				0		
制 御 工 学 1	1			0			
制 御 工 学 2	1				0		
船 舶 工 学 1	1		0				
船 舶 工 学 2	1			0			
熱流体力学2	2					0	
工業力学	2			0			
材 料 力 学	2				0		
金属材料学	2			0			
トライポロジー	1					0	
計 測 工 学	1					0	
設計製図1	1			0			
設 計 製 図 2	1				0		
海事法規	1					0	
校内練習船実習	3			0	0	0	
海事寒務	3			0	0	0	
実 験 実 習	4			0	0		

### (2) 免許講習の修了資格を得るために履修すべき授業科目・単位等一覧

授業科目	単 位	免	許講習の	別
1文 来 行 日	数数	救命講習	消火講習	上級機関英語講習
機関英語	2			0
校内練習船実習	5	0	0	0
海事実務	5	0	0	0
実 験 実 習	8	0	0	0

### 船舶職員養成施設及び免許講習の課程の修了資格 を得るために修得すべき 授業科目 · 単位等一覧

船舶職員及び小型船舶操縦者法に定める海技従事者国家試験の三級海技士(航海)及び三級海技士(機関)の筆記 試験を免除されるのは、次の表に示す授業科目のすべてを修得しなければなりません。

商船学科(航海コース) 令和5年度以前入学者に適用

### (1) 船舶職員養成施設の修了資格を得るために履修すべき授業科目・単位等一覧

拉 米 赵 口	単位		履	修年	次		/# <del>**</del>
授業科目	位 数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
地 文 航 法	2			0			
天 文 航 法	2				0		三級海技士(航海)
航 海 計 器	2			0			左記の授業科目のほか, 独立行政法人海技教育機
電 波 航 法	2				0		構(国土交通大臣が定め た社船を含む)での大型
航 海 学 演 習	2				0	0	練習船実習の修了が必要である。
航 路 論	2				0	0	
操 船 論	2			0	0		
船 舶 工 学	2		0	0			
海洋気象学	2			0			
船 舶 整 備 論	2				0	0	
船舶載貨論	2			0	0		
海上交通法	2			0			
海事法規	2				0	0	
校内練習船実習	3			0	0	0	
海 事 実 務	3			0	0	0	
実 験 実 習	4			0	0		

### (2) 免許講習等の修了資格を得るために履修すべき授業科目・単位等一覧

惊 类 切 口	単位		EODIC≑# ĀĀ				
授業科目	位 数	レータ゛ー観測者講習	レータ゛ーARPA シミュレータ講習	救命講習	消火講習	上級航海英語講習	ECDIS講習
航 海 英 語	3					0	
航海 学演習	2	0	0				0
校内練習船実習	5	0	0	0	0	0	0
海 事 実 務	5	0	0	0	0	0	0
実 験 実 習	8	0	0	0	0	0	0

### (1) 船舶職員養成施設の修了資格を得るために履修すべき授業科目・単位等一覧

松 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	単位		履	修年	次		/±±± ±±z.
授業科目	位 数	1年	2年	3年	4年	5年	横 考
内 燃 機 関 学	4			0	0		
蒸 気 工 学	3			0	0	0	三級海技士 (機関)
舶 用 補 機	3				0	0	左記の授業科目のほか, 独立行政法人海技教育機
電気電子工学Ⅱ	2			0			構(国土交通大臣が定め た社船を含む)での大型
電 気 機 器 学	2				0		練習船実習の修了が必要である。
制御工学	2			0	0		
船 舶 工 学	2		0	0			
熱流体力学Ⅱ	2					0	
工業力学	2			0			
材 料 力 学	2				0		
金属材料学	2			0			
燃料潤滑油	1					0	
計 測 工 学	1					0	
設 計 製 図	2			0	0		
海 事 法 規	1					0	]
校内練習船実習	3			0	0	0	
海 事 実 務	3			0	0	0	
実 験 実 習	4			0	0		

### (2) 免許講習の修了資格を得るために履修すべき授業科目・単位等一覧

授業科目		単位数	免	許 講 習 の	別
1文 来	行 日	数数	救命講習	消火講習	上級機関英語講習
機関	英 語	2			0
校内練	習船実習	5	0	0	0
海事	実 務	5	0	0	0
実 験	実 習	8	0	0	0

# その他諸規則等

制定 平成28年9月1日

- 第1条 この規則は、大島商船高等専門学校学則第3条第3項及び別表第2(附則別表を含む)並びに学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則第17条第5号に定める商船学科に関する卒業年次の大型練習船実習課程の履修方法の特例(以下「特例措置」という。)について、必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 特例措置を適用する対象者は、卒業年次の商船学科学生のうち、疾病等やむを得ない事由により乗船実習を履修することが困難であると教務委員会の議を経て校長が認めた者とする。
- 第3条 学生は、第2条の認定を受けようとする場合は、申請書(別紙様式)に学校が指定する医師の診断書を添えて、所定の期日までに校長に申請しなければならない。ただし、 乗船実習の履修中等に第2条の対象となることとなった場合は、できる限り速やかに申請するものとする。
- 第4条 校長は、特例措置を行うこととなった学生に対し、本科の授業科目、特別研究、企業でのインターンシップ、授業補助活動等の中から単数又は複数を指定するものとする。
- 2 指定した特例措置に関する授業科目等については、単位修得はできない。
- 3 指定した特例措置に要する経費は、当該学生の負担とする。
- 第5条 第2条の認定を受けた学生は、校長が指定する特例措置を行い、次条の完了が認定 されることにより、当該措置の対象である大型練習船実習課程を修了したものとみなすこ とができる。
- 第6条 指定した特例措置にかかる完了の認定は、学修の記録により教務委員会の議を経て 校長が行う。
- 第7条 この規則による申請手続等の詳細については、教務委員会が定める。
- 第8条 この規則に定めるもののほか、特別措置に関する必要な事項は、「商船学科卒業前 6ヶ月乗船実習に関する特例措置」についての申し合わせ(平成28年6月2日商船系高 等専門学校校長・事務部長会議)に基づき、校長が決定する。

附則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この規則は、令和3年8月2日から施行する。

附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

### 別紙様式

### 商船学科における乗船実習の履修方法の特例措置適用申請書

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

商船学科5年

学籍番号

氏 名 (自署)

保護者等氏名 (自署)

大島商船高等専門学校商船学科における乗船実習の履修方法の特例に関する規則第3条の 規定に基づき、下記のとおり特例措置の適用申請をいたしますので、認定くださいますよう お願いいたします。

記

- 1.特例措置適用期間
   自
   年
   月
   日

   至
   年
   月
   日
- 2. 事 由 (学校が指定する医師の診断書添付)

### 3 大島商船高等専門学校学生準則

制 定 昭和44年1月1日

### 第1章 総則

(目的)

- 第1条 この学生準則は、本校学生生活上遵守すべき事項について定める。
- 第2条 学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

### 第2章 誓約書及び保護者等

(誓約書)

第3条 入学を許可された者は、所定の期日までに別紙様式1により、保護者等が自署した 誓約書を校長に提出しなければならない。

(保護者等)

- 第4条 保護者等となることのできる者は、学校と連携し、学生を指導・支援する立場にある者とし、独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項(令和3年2月18日理事長裁定)第2条に定める者とする。
- 第5条 保護者等が記載事項を変更したときは、その旨を速やかに別紙様式2により、校長 に届け出なければならない。
- 第6条 保護者等が死亡し、又は資格を失ったときは、新たに保護者等を定めて別紙様式3 により、校長に届け出なければならない。

### 第3章 学生証

(学生証)

第7条 学生は、各学年の初めに新規に学生証の交付を受けて、常時これを携帯し、本校教職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

なお、教職員以外の者から相応の理由で請求された場合も同様とする。

- 第8条 学生証は、その有効期間が満了したとき又は退学するとき、校長に返納しなければならない。
- 第9条 学生証を滅失し、又はき損したときは、速やかに別紙様式4により、校長に願い出て、再交付を受けなければならない。
- 第10条 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

### 第4章 休学,退学及び欠席等

(休学)

- 第11条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上縦続して修学することができないため休学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて、別紙様式5により、校長の許可を受けなければならない。
- 2 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として 休学期間の延長が認められる。
- 3 休学の期間は、通算して3年を超えることができない。

(復学)

- 第12条 休学した者が休学期間中に復学しようとするときは、別紙様式6により、校長の許可を受けなければならない。
- 2 疾病により休学していた者は、医師の診断書を添付しなければならない。

(退学)

第13条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、別紙様式7により、校長の許可を受けなければならない。

(住所変更等)

- 第14条 学生は、住所又は氏名を変更したとき、その他一身上の異動があったときは、速やかに別紙様式8により、校長に届け出なければならない。
- 第15条 学生は、欠席、欠課、遅刻又は早退をしようとするときは、事前に別紙様式9により、理由を明記して校長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により、事前に提出できないときは、その事由を明記して、事後速やかに提出しなければならない。
- 2 負傷又は疾病のため、引き続いて1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添え、別 紙様式10により、校長に届け出なければならない。ただし、1週間以内の欠席に対しても、 医師の診断書を提出させることがある。

(忌引)

- 第16条 父母,親族の喪に服するときは,別紙様式11により,校長の許可を受けなければならない。
- 2 忌引の期間は、父母は7日、祖父母及び兄弟姉妹は3日、曾祖父母及び伯叔父母1日とする。ただし、実際に要した往復日数を加算することができる。

第5章 学級担任

(学級担任)

第17条 学生は、学習及び生活等について、校長が任命する学級担任の指導助言を受けるものとする。

第6章 学寮

(学寮)

第18条 学生は、学校の指示に従って入寮し、規律ある生活をしなければならない。 2 学寮における規律及び日課等については、別に定める。

第7章 服装

(服装)

- 第19条 学生は、定められた服装を着用し、自己及び学校の品位を傷つけるようなことをしてはならない。
- 2 服装については、別に定める。

第8章 健康及び安全

(健康)

第20条 学生は、常に衛生に留意し、健康保持に努めなければならない。

(健康診断)

第21条 学生は,各学年における定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

(治療)

第22条 校長は、必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

(安全)

第23条 学生は、常に安全に留意し、火災及び風水害等の災害防止に努めなければならない。 2 学生による防火部署は、別に定める。

第9章 学生会等

(設置)

第24条 本校に, 学生会を置く。

(目的)

第25条 学生会は、学校の指導のもとに学生の自発的な活動を通じて、その人間形成を助長し、本校の教育目的の達成に資することを目的とする。

(目標)

- 第26条 学生会は,前条の目的を実現するために,次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。
  - (1) 学生生活を楽しく、豊かで、規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養うこと。
  - (2) 健全な趣味や、豊かな教養を養い、個性の伸長を図ること。
  - (3) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養うこと。
  - (4) 学校生活における集団の活動に進んで参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養うこと。
  - (5) 学校生活において、自治的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させること。

### (遵守事項)

- 第27条 学生会活動を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、法令 及び学則、学生準則、その他学校の定める諸規則に違反してはならない。
  - (1) 学生会は、学校の教育方針に則り、学校の教育使命の達成に寄与すること。
  - (2) 学生会は、その目的を逸脱し、学園の秩序を乱すような活動を行わないこと。
  - (3) 学生は、学生会の運営について、常に深い関心を払い、その活動に積極的に参加すること。
  - (4) 学生会は、会員の総意に基づいて運営され、またいかなる場合においても、個人の思想及び良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。
  - (5) 学生会は、校外活動を行うに当たっては、校長の承認及び学校の指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動すること。
  - (6) 学生会は、その目的及び使命の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて校長が承認した場合に限り、校外団体に加入することができること。
  - (7) 校外団体に加入が許可された後においても、前号の趣旨に違反すると認められる場合は、校長はその許可を取り消すことがあること。

### (構成)

- 第28条 学生会は、学生全員をもって構成するものとする。
- 2 学生は、入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

### (組織)

- 第29条 学生会に、総会、評議会、役員、部及び班を置く。
- 2 総会は、少なくとも年1回は開催するものとする。
- 3 評議会は、学級及び部ごとに選出された評議員をもって構成し、学生会の運営に関する 重要事項を審議するものとする。
- 4 役員は、学生会の事務を処理する。
- 5 部の種類は、文化部、体育部及び厚生部とする。
- 6 各部は、その活動内容に応じて、相当数の班に分ける。
- 7 学生は、その希望によって、いずれかの班に属するものとする。ただし、2以上の班に 所属することを妨げない。

(会則)

- 第30条 学生会は、会則を制定して校長の承認を受けるものとする。会則の変更についても 同様とする。
- 2 会則には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 名称
  - (2) 目的
  - (3) 構成
  - (4) 組織
  - (5) 役員の種類,任務及び任期
  - (6) 総会及び評議会の機能並びに権限
  - (7) 部及び班の種類並びに権限
  - (8) 会費に関すること。
  - (9) 会計に関すること。
  - (10) 顧問教員に関すること。
  - (11) 会議の招集に関すること。
  - (12) 部活動の連絡調整に関すること。
  - (13) 役員の選挙及び承認に関すること。
  - (14) 会議,各部及び会計等に関すること。
  - (15) 事業計画、予算及び決算に関すること。
  - (16) 会則の改正に関すること。
  - (17) 会則発効に関すること。

### (事業計画等)

第31条 学生会は、毎年度、事業計画書及び収支決算書について校長の承認を受け、事業報告書及び収支決算書を校長に提出するものとする。

(指導)

- 第32条 学生会は、学生主事の全般的な指導を受けるものとする。
- 2 部及び班は、それぞれ校長が命じた顧問教員の指導を受けるものとする。

(団体の結成等)

- 第33条 学生が、学生会とは別に、本校の学生をもって会員とする団体を結成しようとするときは顧問教員を定め、団体の規約並びに顧問教員及び会員の名簿を添え、責任代表者2名以上が署名押印の上、別紙様式12により、校長の許可を受けなければならない。ただし、有効期間は、1年とする。
- 2 団体の変更又は継続の場合も同様とする。
- 第34条 前条の団体が解散したときは、速やかに別紙様式13により、校長に届け出なければならない。
- 2 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長はその解散を命ずることがある。

(校外団体への参加)

- 第35条 学生が、団体として校外団体に参加しようとするときは、当該校外団体の目的及び 役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添え、責任代表者が署名押印の上、 別紙様式14により、校長の許可を受けなければならない。
- 第36条 前条の校外団体の行為が本校の目的に反すると認められるときは、校長は、その許可を取り消すことができる。

### 第10章 集会

(集会等)

- 第37条 学生が、校内外(学寮を含む。)において、校名又は学生会名を使用して集会、 催物その他の行事を行い、又はこれ等の行事に参加しようとする場合は、別紙様式15により、1週間以前に責任代表者が校長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、その実施に関しては、学生主事の指示に従うものとする。
- 第38条 前条の場合において、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、校 長は、その中止を命ずることがある。

### 第11章 印刷物の発行,配布及び販売

(印刷物の発行等)

- 第39条 学生が、校内外において、雑誌、新聞、パンフレットその他の印刷物を発行し、配布し、又は販売しようとするときは、当該印刷物の原稿を添え、あらかじめ別紙様式16により、校長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により許可された印刷物は、配布又は販売する前に、学生主事が必要と認める部数を提出し、又は提示するものとする。

### 第12章 揭示

(掲示)

- 第40条 学生が、校内外において、ビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、当該掲示 物を添え、別紙様式17により、校長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により許可された掲示物は、所定の場所に掲示しなければならない。
- 3 掲示期間は、原則として、1週間以内とし、期日経過後は、遅帯なく取り除かなければならない。
- 4 掲示の内容が学校の目的に反し、又は故なく他人の名誉を傷つけるものは、掲示してはならない。
- 5 この規定に従わない掲示物は、撤去する。

### 第13章 施設又は設備の使用

(施設等の使用)

- 第41条 学生及びその団体が、本校の施設又は設備を使用しようとする場合は、別紙様式18により校長の許可を受けなければならない。ただし、第37条の規定により許可を受けた施設若しくは設備又は日常その使用を認められた施設若しくは設備については、この限りでない。
- 2 学生又はその団体が、本校の施設又は設備を故意又は重大な過失により滅失、き損又は 汚染したときは、その現状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

第14章 雜則

(書類の経由)

- 第42条 第5条, 第6条, 第9条及び第11条から第16条までの規定により、学生が校長に提出する書類は、学級担任を経由するものとする。
- 第43条 第30条, 第31条, 第33条から第35条まで, 第37条及び第39条から第41条までの規定により, 学生会又は学生が校長に提出する書類は, 学生主事を経由するものとする。

(委任)

第44条 この準則の施行に際して必要があるときは、別に規則を定める。

附則

この準則は、昭和44年1月1日から施行し、昭和42年6月1日から適用する。 附 則

この準則は、昭和51年3月5日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。 附 則

この準則は、昭和52年6月1日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。 附 則

この準則は、昭和53年4月1日から施行する。

附則

この準則は、昭和54年4月1日から施行する。

附即

この準則は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

この準則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、施行日において商船学科実習課程に在学する学生については、なお従前の例による。

附則

この準則は、平成14年3月13日から施行する。

附則

- この準則は、平成 14 年 11 月 5 日から施行し、平成 14 年 10 月 1 日から適用する。 附 則
- この準則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

- この準則は、平成19年6月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。 附 則
- この準則は、令和3年4月1日から施行する。

_
磘
噩
₩
$\Im$
)
$\overline{}$
松
極
引統
THZ.

#1	
茶	
中	I

令和 年 月 日

### 大島商船高等専門学校長 原

貴校に入学の上は学則等の諸規則が在学中は適用されることについて同意し, 諸規則を遵守することを誓います。

私は,「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」(令和3年2月18日理事長裁定)に基づき,上記の者の貴校在学中における行為について,学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、速やかに届出いたします。

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条,第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

別紙様式2 (第5条関係)

## 誓約書(保護者等)記載事項変更届

Щ

#

令和

礟

大島商船高等専門学校長

		(自署)
学科名,専政名 学年	历 名	名
**************************************	出	出
		(保護者等)

このたび、誓約書の記載事項を下記のとおり変更しましたのでお届けします。

 氏名変更について 届出済氏名 (ふりがな)

(該当する項目のみ記入のこと)

4

出

2 住所変更について 届出済住所 新 住 所 郵便番号 ...... 住 所

0変更について

電話番号(

3 緊急連絡先の変更について 新緊急連絡先

別紙様式3 (第6条関係)

兼誓約書 Щ  $\mathbb{H}$ 変 排 保護者

Ш Щ # 令和

> 礟 大島商船高等専門学校長

	į
小	
専攻名	
学科名	

(早暑) 4 出 )に変更しましたの )から(氏名 このたび,保護者等を(氏名 でお届けします。

私は,「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」(令和3年2月18日 理事長裁定)に基づき、上記の者の貴校在学中における行為について、学則等の諸規則を遵 守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、速やかに届出いたします。

(保護者等) 郵便番号

占 現住

電話番号(

本人との関係 (続柄) (ふりがな) (日署)

緊急連絡先

柘

出

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を

法(昭和22年法律第164号)第6条,第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若 指導,支援する立場にある者で,学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉 しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族 とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、 学生の指導,支援への意向のある者とする。

別紙様式4 (第9条関係)

圖 Þ K 1 냺

#1

\*

#今和

皿

礟 大島商船高等専門学校長

# 小科

# 4 生年月日 出

日生 (才) 皿

下記理由により学生証の再交付をお願いいたします。

딡

再交付の理由 (写真添付)

別紙様式6 (第12条関係)  $\vdash$  $\mathbb{C}_{2}$ Ш Щ (早暑) (日署) (日署) # 今和 下記事由により休学したいので保護者等連署の上お願いします。 圖 学科名・専攻名 学年 4 担任氏名 人 保護者等氏 日まる 1 B MS (病気の場合は診断書添付) 몵  $\forall$ 大島商船高等専門学校長 殿 田 田 年 年 別紙様式5 (第11条関係) 4年4年4月4日  $\oplus$ E 担任所見 # 潭 2

)により休学中のところ下記によって復学したいので (国署) (甲署) Ш 皿 # 各和 小 允 出 人 学科名・専攻名 Ш 딞 排 \* 皿 保護 -礟 K # 大島商船高等専門学校長 保護者等連署の上お願いします。 各和 令和 年 月 日から( 復学希望年月日  $\oplus$ #

圖

扑

衠

別紙様式7 (第13条関係)

圖 1  $\not\cong$ 

皿 # 今和

ш

礟

大島商船高等專門学校長

学科名·専攻名 学年

4 保護者等氏

(日署)

(日署)

人压。

K

下記事由により退学したいので保護者等連署の上お願いいたします。

몵

Ш 皿 # 各看 退学希望年月日

-#  $\mathbb{N}$ 

別紙様式8 (第14条関係)

 $\mathbb{H}\!\!\!\!/$ 氮 所名 住氏

Щ

 $\blacksquare$ # 合者

Ш

中 本 名

礟

大島商船高等専門学校長

を変更しましたのでお届けします。 住所氏名

下記のとおり

旧住所

名 出 新任所 2

日 名

(氏名変更のときは戸籍抄本添付のこと)

(早屋)

担任氏名

担任所見

116

別紙様式9 (第15条関係)

(1週間未満) 届 库 課 K K

礟 大島商船高等専門学校長

中 本 安 安

下記事由により  $\left( \text{住所} \right) \left( \text{Lたい} \right)$  のでお届けします。  $\left( \text{氏4} \right) \left( \text{L. た} \right)$ 

밅

時限から 時限まで шШ 田 田 年 年 Ш 平

# 型 2 (注) 欠席及び欠課については, 該当事項を〇で囲むこと。

別紙様式10 (第15条関係)

欠 席 届 (1週間以上) 平 展

皿 # 令和

ш

礟

大島商船高等専門学校長

ш

皿

#

全者

李

日 名

#

下記によって長期欠席をしたいので(医師の診断書を添えて)お届けします。

밅

日から 日本点 田 田 年 年 华 华 军 E

浑

# #

117

学生団体結成(変更,継続)許可願	令和 年 月 日		顧問教員     印       責任代表者     年       年     氏名       年     氏名	を結成(変更,継続)しますので許可をお願記	
学生団体結成(		大島商船高等専門学校長 殿	(李) (本)	このたび下記のとおり         いします。         1 名 称         2 目 的         3 事 業         4 設 立 (変更, 継続) 年月日         5 事務所の所在地         6 顧問教員の氏名         7 規 約 (別紙)	8 会員名簿 (別紙)
	令和 年 月 日		手	р Ж Ш	
引 願			· 出 本 名	記 日から 月	

下記の期間忌引をお願いします。

皿

#

1. 忌引期間 令和

2. 死亡者氏名及び続柄

別紙様式12 (第33条関係)

ΠĄ

別紙様式 11 (第 16 条関係)

礟

大島商船高等専門学校長

3. 葬儀年月日

4. 葬儀場所

Щ 散 解 \* 1 ₩ 扑

Щ # 今和

Ш

顧問教員

礟

大島商船高等専門学校長

年 氏名 責任代表者

本

大島商船高等専門学校長

礟

顧問教員

ш

皿

#

今和

飅

Ē

1

加 \*

Ħ

7

\*

校

別紙様式14 (第35条関係)

責任代表者

#

田名 本 このたび下記のとおり、校外団体に参加したいと思いますので許可をお願いします。

参加しようとする校外団体名

代表者 所在地 規 則 (添付)

参加学生団体名
 目的,理由
 参加年月日

解散団体名

解散年月日

2 解散年月日3 解散事由

上記のとおりお届けします。

圖 Ē 1 (M) % (權 #

Ш

Щ

#

今和

礟 大島商船高等専門学校長 責任代表者

年 氏名 李 このたび下記のとおり集会(催し物)をいたしたいと思いますので、許可をお願いします。

몵

集会の名称

的日所

CJ 3

2 解 解 目 4

参加者の種類 参加者の人員 5 9

別耗様式16 (第39条関係)

印刷物発行, 配布及び販売許可願

# 各和

Ш

皿

礟

大島商船高等専門学校長

責任代表者 年 氏名 李 下記のとおり印刷物を発行、配布、販売したいので許可をお願いします。

印刷物を発行,配布,販売しようとする団体名

(団体でないときは個人名)

2 8

発行,配布,販売しようとする物の名称 発行,配布,販売しようとする場所及び日時

場所

业田

印刷物の配布,販売先 4 13

印刷物()部を添える。

別紙様式 17 (第 40 条関係)

Ē #= 115

圖 超 Ш

Щ

#

今和

礟 大島商船高等専門学校長 責任代表者

年 氏名 小

下記のとおり掲示したいので許可をお願いします。

밅

1 揭示表題

掲示内容 (又は掲示物を添えること)

揭示場所 07 00

揭示期間 4

H MYS 日まで 田 田 年 年 华 华

別紙様式18 (第41条関係)

圖 Ē #= 皿 世 靊 款, 款 相

皿 # 令和

Ш

使用責任者

礟

大島商船高等専門学校長

年 氏名

李

下記のとおり施設、設備を使用したいので許可をお願いします。

なお、使用に際しては火気に注意し、施設及び備品類を破損紛失した場合は直ちに弁償い たします。

딡

使用者名

設備名 使用施設,

2 8

使用日時

時まで ш 皿 時から

ш

皿

使用目的

4 D

4 参加人員

### 大島商船高等専門学校学生心得

学生は、本校学生としての自覚を常に保持し、自主自律の精神を重んじ、5年間を通じて正課及び課外教育により、教育目標達成のために心身の健康に留意し、基本的な生活習慣を確立するよう心掛けなければならない。

学則,学生準則及びその他の諸規則を遵守して学生生活を実りあるものにし,望ましい人格の形成を目指して教育の目的を達成するよう努力して欲しい。

下記の項目は、日常生活において当面必要なもののみ掲げてあるが、その趣旨をよく理解し、有意義な学生生活を送ることを切に期待します。

諸届や願い出のための用紙請求先や提出先が一覧表にまとめてあるので参考にすること。

### 1 教務関係

- (1) 授業時間割は、各学級毎に別に定める。臨時変更がある場合は、学生用掲示板に掲示するので注意すること。
- (2) 授業の始業及び終業の時刻は、次のとおりである。ただし、定期試験、学校行事等がある場合は、別に指示する。

時 限	2 時間連続(90 分)			
SHR	8:40~8:45			
1 時限	0 50 10 00			
2 時限	8:50~10:20			
3 時限	10 00 10 00			
4 時限	10:30~12:00			
昼休憩				
5 時限	10 - 50 - 14 - 90			
6 時限	12:50~14:20			
7 時限	14 - 20 - 10 - 00	14:30~15:20	*第7時限及び第8時限は,各	
8 時限	14:30~16:00	15:25~16:15	50分とすることもある	

居残り制限時刻 18:30

(学習・課外活動のため校内に居残る時刻の限度)

注:教員の指導の下に居残る場合は、この限りでない。

- (3) 常に健康保持に留意し、欠席や遅刻をしないように心掛け、勉学に励むこと。 疾病等やむを得ない事情のため出席できない場合は、学級担任に連絡し、所定の手続きをすること。
- (4) 登校中身体に異常を生じた場合は、速やかに学生係へ届け出ること。
- (5) 登校後は、始業時から放課後までの間は、昼休み時間を除きみだりに校外へ出ないこと。やむを得ない事情のため外出する必要がある場合は、学級担任又は教務係へ届け出ること。また、帰校後は同者にその旨報告すること。
- (6) 学級選出の各役員(委員)や学級当番は、その任務を十分理解し、学級担任の指導助言を受け、役割を果たすこと。
- (7) 清掃当番は、割り当てられた区域について放課後直ちに清掃を行い、学級担任(又は副担任)へ「清掃完了」の報告をすること。

### 2 課外活動

本校の学生全員で構成されている学生会に、文化系及び体育系のクラブ(部)や同好会がある。学生は、自発的な活動を通じて人間形成を助長し、相互の親和と啓発につとめ、学生生活の向上を図るようにつとめること

学生は、何れかの部や同好会に所属し、積極的に参加し活動することが望ましい。 (学生会会則参照)

- 3 服装・礼儀
- (1) 校内における生活はもとより、校外にあっても常に礼儀正しくし、言葉づかい、態度、服装に気をつけ、良識ある行動によって本校学生としての誇りと自覚を身をもって示すよう必掛けること。
- (2) 学生は、本校の「学生生活ハンドブック記載の学生生活ガイド」を遵守すること。 校外の生活においても簡素なものを着用し、本校の学生としての品位を汚すことのないよう心掛けること。

- (3) 頭髪は、清潔・端正で学生らしく、他人に不快感を与えることのないよう心掛けること。
- (4) 外来者や本校職員に対してはもとより、学生間においても互いに挨拶・会釈をしあい、言葉づかいや態度に気をつけるよう心掛けること。

### 4 アルバイト等

(1) 低学年生 $(1 \sim 3 \mp)$ のアルバイトは,長期休業中(夏季休業・冬季休業・学年末休業)を除き原則として禁止する。長期休業中にアルバイトの実施を求める者は,実施する前に「アルバイト許可願」を提出すること。許可を受けた後,「アルバイト就業届」を学級担任確認の上,学校へ提出することにより実施が可能となる。

通常期に、学資の一部を補う等のため、やむを得ない事情でアルバイトをする必要がある場合は、保護者 や学級担任とよく相談すること。審議の上特別に許可することがある。

- (2) 高学年生(4・5年)がアルバイトをしようとする時は、学業に差し支えない程度でアルバイトを実施すること。あくまでも優先すべきは学業であり、アルバイトが優先されるようなことがあってはならない。なお、場合によって、実施するアルバイト情報(就業先・仕事の内容・時給・保険等々)の提出を教員から求められた際には、速やかにアルバイト情報を提出すること。
- (3) 学生が下記の業務に従事することは禁止する。
  - ① 単なる労務以外の選挙運動に関するもの
  - ② 深夜業
  - ③ 風俗営業に類する業務
  - ④ 危険有害な業務
  - ⑤ その他学生として好ましくない業務

### 5 交通関係

最近交通事故が多発している折、被害を避けることは現下の社会にあっては万人が心掛けなければならないことでもある。まして、刑事上及び民事上の責任を負うことができず、心身ともに発達の十分でない学生は、そのことをよくわきまえ、悔いを残さないよう厳しく自らを戒めなければならない。

そのため次の事項を遵守すること。

- (1) 運転免許取得について
  - イ 1年生から3年生の間は運転免許(原付免許を含む。)を取得してはならない。
  - ロ 運転免許を取得しようとする者は、4年生以降にすること。
  - ハ 運転免許を取得しようとする者は、長期の休暇を利用し学業に支障のないようにすること。
  - 二 前項イ, ロ, ハについて特別の事情がある場合は、保護者の同意連署を以て願い出があれば、特別に 許可する場合がある。
  - ホ 運転免許を取得した者は、学級担任を経て届け出ること。
- (2) 通学,外出,旅行を問わず,可能な限り公共交通機関を利用し,車両の運転を避けること。
- (3) 歩行時においても、道路交通法を守ることは勿論のこと、交通道徳の高揚につとめること。
- (4) 車両等(自転車を除く。)は、修学上不必要であるので、校内及び町内にもって来ないこと。
- (5) 通学に車両等を使用する場合は本校「車両通学に関する規則」の範囲内で許可されるので、所定の手続きをすること。
- (6) 休暇中自宅に居る間, 家事手伝い等で車両を使用する必要がある場合でも, 運行責任者が他にある場合のほかは使用しないこと。
- (7) 万一,交通違反に間われた場合,又は交通事故に遭った場合(被害者又は加害者の場合ともに)は、係官の指示に従うとともに、速やかに学校に連絡すること。

### 6 下宿生活

- (1) 下宿(間借・知人宅を含む。)を利用して通学することは、静かな学習時間の確保等修学には好都合な場合もあるが、その反面放縦に流れ余暇の善用を誤る場合も多いことに留意し、その特色を生かす生活態度を維持するよう絶えず自戒しなければならない。
- (2) 下宿を希望する学生は、所定の手続きをすること。また、下宿先を変更する場合も速やかに手続きをすること
- (3) 本校学生としてふさわしくない場所には、下宿しないこと。
- (4) 下宿先の家族や地域の人々とは常に品位と礼儀をもって接し、日常の生活においては互いに助け合う生活習慣を持つこと。

### 7 成人者の飲酒・喫煙

飲酒・喫煙は、成人に達した学生といえども、修学途上の身であり、これらは心身の発達を阻害し、勉学の妨げとなるばかりでなく、高専においては大部分の学生が未成年者であり、他に及ぼす影響も著しく大き

いので, 守るべき事項を列挙しておく。

- (1) 飲酒について
  - イ 校内での飲酒は、禁止する。
  - ロ 酒気を帯びて校内に入ってはならない。
  - ハ 未成年者が同席している場所で飲酒してはならない。
  - 二 校外においても体育大会等,団体で行動する場合は禁止する。
- (2) 喫煙について
  - イ 校内での喫煙は禁止する。
  - ロ 校外においても、登下校中や未成年者が同席している場所、喫煙が禁止されている場所では喫煙して はならない。
- 8 施設・設備の利用
- (1) 本校の施設・設備を利用する場合は、所定の手続きをとり、使用許可を得ること。ただし、課外活動等で日常的に使用することを認められている場合は、この限りでない。
- (2) 寮外生の寮施設への無断立ち入りは、禁止する。
- (3) 「商船会館」のトレーニングルームは、定められた時間内に限り利用してよい。研修室については所定の手続きをし、許可を得ること。
- 9 校外生活一般

公民として守るべき法律や条令及び一般道徳を遵守し、良識ある行動によって本校学生としての誇りと自覚を自ら身をもって示すよう心掛けること。

次に基本的な事項を記しておくが、決してこれらが全てではなく、日常生活のあらゆる場面において、自己の人間形成と学業に専念するよう心掛けて欲しい。

- (1) 青少年健全育成のため地域の警察や学校の関係者で補導連絡協議会をつくり、互いに連絡をとりあって 指導育成にあたっている。校外において交通法規や各種条例違反等で補導された場合は、速やかに学校 へ届け出ること。
- (2) 本校の学生は、寮では平日19:50の門限を遵守しているので、自宅通学生等寮外生も夜間の外出はつとめて避けること。
- (3) 学生として好ましくない所に出入りしないこと。
- (4) 海外渡航する場合は、所定の手続きをすること。
- 10 学生旅客運賃割引証・通学定期乗車券
- (1) 学生旅客運賃割引証

見学・実習・帰省等の際、JR を利用して片道 100 キロメートル以上の旅行をする場合は、学生係で学生旅客運賃割引証(以下「学割証」という。)の交付を受けて利用できる。学割証は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたもので、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に交付される。

- イ 休暇, 所用による帰省
- ロ 実験実習などの正課の教育活動
- ハ 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ニ 就職又は進学のための受験等
- ホ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- へ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ト 保護者の旅行への随行

学割証を利用する場合には、学割証裏面の「注意事項」をよく読んだ上、正しく利用し、次の事項には、 特に注意すること。

- イ 記名人以外の者は、利用できない。
- ロ 有効期間(発行の日から3か月)を過ぎたものは、利用できない。
- ハ 学割証で購入した「割引乗車券」は、学生証を携帯しない場合は使用できない。
- (2) 通学定期乗車券

通学定期乗車券は、住所の最寄駅から学校の最寄駅までの区間について発売される。学生証が「通学証明書」の役割を果たすので、駅で学生証を提示して購入すること。

通学定期乗車券の使用は、本人に限られ、学生証を必ず携帯する等の条件があるので、裏面の「注意事項」を遵守すること。

### 11 寮内生活

寮生の寮内生活については、本校学寮に関する諸規則や寮生心得を熟読し、遵守すること。

付記(付記の一部を省略した。)

- この心得は、平成28年4月1日から実施する。
- この心得は、平成31年4月1日から実施する。
- この心得は、令和 3年 7月13日から実施する。
- この心得は、令和 4年12月22日から実施する。
- この規則は、令和7年4月1日から実施する。

# 5 大島商船商等専門学校学生会会則

(名称)

第1条 本会は、大島商船高等専門学校学生会と称する。

(目的)

第2条 本会は、大島商船高等専門学校学則及び同学生準則に則り、学校の指導のもとに会員の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、相互の親和と啓発につとめ、もって学生生活の向上を図ることを目的とする。

(活動)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。
- (1) 会員の教養を向上させること。
- (2) 会員の健康増進及び体育の振興に関すること。
- (3) 会員の福祉,厚生の充実促進に関すること。
- (4) 会員相互の親睦融和を図ること。
- (5) 学校行事への協力及び積極的参加を図ること。
- (6) その他本会の目的達成に必要なこと。

(構成)

- 第4条 本会は、大島商船高等専門学校学生全員をもって構成する。
- 2 学生は入学と同時に本会の会員となるものとする。

(顧問教員)

- 第5条 本会に顧問教員を置き、大島商船高等専門学校に勤務する教員をもって充てる。
- 2 顧問教員は、本会の諸活動の指導助言に当たるものとする。

(会員の権利及び義務)

- 第6条 会員は、次の各号に掲げる権利及び義務を有する。
- (1) 本会の目標達成のため自由に活動すること。
- (2) 本会の機関に参加するための選挙権及び被選挙権
- (3) 本会の主催する行事に参加する権利及び義務
- (4) 本会の会則及び決定事項を守り協力する義務
- (5) 本会の会費を納入する義務
- 2 会員は、前項に定める権利を乱用し、又は義務を怠るような行為があってはならない。 (機関)
- 第7条 本会に次の機関を置く。
- (1) 総 会
- (2) 代議員会
- (3) 執行委員会
- (4) 学級会
- (5) 専門委員会
- (6) 監查委員会
- (7) 選挙管理委員会

(定足数及び議決)

第8条 各機関の会議は、別に定めるもののほか当該構成員の3分の2以上の出席により成立し、出席者の過半数をもって議決するものとする。

(総会)

- 第9条 総会は、本会最高の決議機関で、全会員をもって構成する。ただし、商船学科の第4学年及び第5 学年の者にあっては、席上課程に在る者とする。
- 第10条 総会は、定期総会及び臨時総会にわける。
- 2 定期総会は、原則として年3回5月、10月及び2月に開く。
- 3 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開くことができる。
- (1) 代議員の3分の1以上が必要と認めたとき。
- (2) 前条に定める構成員の3分の1以上が必要と認めたとき。
- (3) 会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第11条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、総会の3日前までにその会議に付議すべき事項、日時及び場所を告示しなければならない。 (総会の審議事項)
- 第12条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 会則の改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 会費の変更に関すること。
- (5) その他本会の活動に関する重要事項
- 第13条 総会の議長及び書記は、そのつど会長が指名し、総会において全員の承認を得る。 (代議員会)
- 第14条 代議員会は、総会に次ぐ決議機関で、各学級から、選出された代議員2名をもって構成する。 (代議員の任期)
- 第15条 代議員の任期は1年とし、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。ただし、商船学科の第5学年の者にあっては、席上課程に在る期間とする。
- 2 代議員は、再任されることができる。
- 3 補欠の代議員の任期は、前任者の残余期間にする。
- 4 代議員は、任期満了後であっても後任者が選出されるまでは、その職務を行うものとする。 (代議員会の招集)
- 第16条 代議員会は、議長が招集し原則として毎月1回開催する。ただし、次の各号に掲げる場合は、臨時 に代議員会を開催することがある。

(代議員会の議長等)

第17条 代議員会の議長及び副議長は、代議員会において互選する。

(代議員会の審議事項)

- 第18条 代議員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 執行委員会からの提出事項
- (2) 学級会及び専門委員会からの提出事項
- (3) 総会からの付記事項
- (4) その他代議員会が必要と認めた事項

(執行委員会)

第19条 執行委員会は、本会の執行機関で第28条に定める役員をもって構成する。

(執行委員会の招集)

- 第20条 執行委員会は、会長が招集し原則として毎月1回開催する。ただし、次の各号に掲げる場合は、臨時に執行委員会を開催することができる。
- (1) 役員の3分の1以上が必要と認めたとき。
- (2) 会長が必要と認めたとき。
- (3) 代議員会の要請があったとき。

(執行委員会の担当事項)

- 第21条 執行委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。
- (1) 総会及び代議員会に提出する議案の作成
- (2) 総会及び代議員会における議決事項
- (3) その他本会の運営に必要な事項

(学級会)

- 第 22 条 学級会は、本会の活動の基礎組織で代議員等の選出母体となるものとする。
- 2 学級会に学級委員をおき互選によって定め、学級における本会の活動の中心となるものとする。
- 3 学級委員は、毎年4月及び10月に選出する。
- 4 学級委員の任期は、当該学期に属する期間とする。ただし、商船学科の第4学年及び第5学年の者にあっては、席上課程に在る期間とする。
- 5 学級委員は、本会の役員、代議員、監査委員及び選挙管理委員を兼ねることができない。 (専門委員会)
- 第23条 専門委員会は、本会の文化及び体育に関する活動の専門機関で、かつ執行委員会の補助機関とする。
- 2 専門委員会は、文化委員会及び体育委員会とし、それぞれの委員会に属するクラブ・同好会の代表者を もって構成する。
- 3 文化委員会は、所属クラブ、同好会の連絡調整及び学園祭、その他の文化的行事の企画運営等に当たる

ものとする。

4 体育委員会は、所属クラブ、同好会の連絡調整及びクラスマッチ、その他体育関係行事の企画運営等に 当たるものとする。

(クラブ)

- 第24条 本会に別表に掲げるクラブを置く。
- 2 クラブは、文化又は体育のいずれかの委員会に所属するものとする。
- 3 クラブの設置及び廃止は、所属委員会の議を経て代議員会において決定する。 (同好会)
- 第25条 本会に、前条に定めるクラブのほか同好会を置くことができる。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、同好会に準用する。
- 3 同好会の経費は、原則として加入者の負担とする。ただし、特別の事由がある場合は、代議員会の議を 経て、経費の一部を補助することがある。

(監査委員会)

- 第26条 監査委員会は、本会の監査機関で第2学年、第3学年及び第4学年の各学級から選出された委員各 1名をもって構成し、委員長は委員の互選により定めるものとする。
- 2 委員の任期は1年とし、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残余期間とする。

(選挙管理委員会)

- 第27条 選挙管理委員会は,第28条に定める役員のうち会長及び副会長(以下本条において「会長等」という。)選挙のための管理機関で,各学級から選出された委員各1名で構成し,委員長は委員の互選により定めるものとする。
- 2 委員の任期は1年とし、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。ただし、商船学科の第4学年及び第5学年の者にあっては、席上課程に在る期間とする。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残余期間とする。
- 4 委員が会長等の候補者になろうとする時は、委員を退かなければならない。 (役員)
- 第28条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) クラブ担当委員 2名
- (4) 書 記 3名
- (5) 会計委員 2名

(役員の選任)

- 第29条 会長及び副会長は、会員(実習課程に在る者を除く)の直接選挙により選出される。
- 2 クラブ担当委員は専門委員会の文化及び体育の各委員長を充てる。
- 3 書記及び会計委員は、会長が選出し、代議員会の同意を得るものとする。 (役員の任期)
- 第30条 役員の任期は1年とし、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。ただし、商船学科の第4学年及び第5学年の者にあっては、席上課程に在る期間とする。
- 2 補欠の役員の任期は、前任者の残余期間とする。
- 3 役員は任期満了後であっても、後任者が選出されるまではその業務を執行するものとする。 (役員の任務)
- 第31条 会長は本会の業務を総理し、本会を代表するとともに、書記、会計等の執行委員を任命することができる。また、会長の諮問機関として臨時特別委員会及び審議会を設置することができる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 クラブ担当委員は、本会の文化及び体育に関する活動の企画立案並びに所属クラブの連絡調整に当たる。
- 4 書記は、総会、代議員会及び執行委員会等の記録の作成保管等本会の庶務を処理する。
- 5 会計委員は、本会の財政に関すること及び会計事務を処理する。 (経費)
- 第32条 本会の経費は会費,寄付金その他の収入金をもって充てる。 (会費)
- 第33条 会員は会費として,年額9,600円を4月及び10月の2期にそれぞれ4,800円ずつ納入するものとする。ただし,商船学科第5学年にあっては,10月期に翌年9月までの1年分の会費9,600円を納入し

なければならない。

- 2 会員が休学を許可された場合は、休学当月の翌月(休学の日が月の初日の場合は当月)から復学当月の前月までの会費を免除する。
- 3 既納の会費は還付しない。

(会計年度)

- 第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。(会計監査)
- 第35条 本会の会計監査は、監査委員会が毎会計年度終了後実施し、総会の承認を受けるものとする。 (会則の変更)
- 第36条 この会則は、代議員会及び総会において、それぞれ3分の2以上の議決を経なければ改正することができない。
- 第37条 会長,副会長が総会において出席者の3分の2以上をもって不信任の議案を可決されるか,又は信任の議案を否決されたときは罷免される。
- 2 会長,副会長を除く執行委員は、総会又は代議員会において出席者の3分の2以上をもって不信任の議案を可決されるか、又は信任の議案を否決されたときは罷免される。
- 3 執行委員は、総会又は代議員会において正当な理由があると認められなければ辞任することができない。
- 4 執行委員が罷免されたか又は辞任したときは、20 日以内に執行委員を選出しなければならない。
- 5 前項によって選出された執行委員の任期は、前執行委員の残任期間とする。 (細則の委任)
- 第38条 この会則の実施について必要な細則は代議員会の議を経て会長が定める。

附 則 (附則の一部を省略した。)

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

# 6 大島商船高等専門学校学生会細則

#### 第1章 総則

- 第1条 学生会細則は、学生会会則の実施運営に当たっての細則である。
- 第2条 学生会の活動に当たっては、全体の意志を尊重し正義や社会的道徳に逸脱してはならない。
- 第3条 学生会の指導については、校長の命を受けた学生主事が総括する。
- 第4条 代議員会、委員会及び各部各同好会には、必要に応じ顧問教員が出席することができる。
- 第5条 全会員はいかなる事情があろうとも会員としての平等の権利を有し、また、義務を履行する権利を 持つ。
- 第6条 規則の制定,規則の変更,年度の事業計画,収支予算書など会議委員会の決議事項については学校 長の承認を受けるものとする。

#### 第2章 会議細則

- 第7条 本細則は、学生総会等の各機関の議事運営の方法を定めたものである。
- 第8条 出席人員数の確認は書記が行い、定数に満ちたとき、これを議長に報告し、議長はこれを確認して 開会を宣言する。
- 第9条 会議途中で退席する者のため、定員数が欠けたときは、議事の進行ができない。
- 第10条 議長は議場の秩序を維持し、議事を処理し、議案の上程採決の確認等会議の運営と進行とに当たる。
- 第11条 提案及びその説明には、原則として役員がこれを行う。ただし、必要があるときは役員以外の関係者が、これを補足説明することができる。
- 第12条 各機関の決議において可否同数のときは、議長が決する。
- 第13条 各機関の構成員の3分の2以上の出席がないときは、議長は流会を宣言する。
- 第14条 各機関における会議中の動議(流会,延期,休憩)がでた場合には、出席人員の4分の3以上の賛成で認められる。
- 第15条 代議員会に出席できる執行委員は、原則として会長、副会長及び各専門委員会の代表とする。ただし、代議員の過半数の要請があれば、他の役員も出席しなければならない。
- 第16条 代議員会において執行委員は、その分掌に応じて説明、答弁及び会の進行を促す発言をすることができるが、決議権は有しない。
- 第17条 専門委員会の各部の部長は、代議員会の過半数の要請があれば、臨時に出席することができる。ただし、発言権のみ有して決議権は有しない。
- 第18条 代議員会は、総会にさきだって、監査委員会から提出された決算報告の審議をしなければならない。

#### 第3章 学級会細則

- 第19条 本細則は、学級会の運営について定めたものである。
- 第20条 学級会は、学級を単位として構成され、本会の諸活動を推進するとともに、各機関役員及び委員選出の母体となる。
- 第21条 学級委員は、学級会において本会活動の中心となり、学級を代表する。
- 第22条 学級委員は、学生会役員、代議員、監査委員、選挙管理委員などの委員を兼ねることはできない。
- 第23条 各学級は、必要に応じて書記、会計その他の委員を選出することができる。

# 第4章 専門委員会細則

- 第24条 本細則は専門委員会各部の運営及び部(クラブ)活動について定めたものである。
- 第25条 専門委員会は文化、体育、同好会の各委員会とし、それぞれに次の各部、同好会を置く。
  - 文化委員会 吹奏楽部, 園芸部, ESS 部, 詩吟部, コンピュータ部, 軽音楽部, 写真部, ロボット研究 部
  - 体育委員会 カッター部,ヨット部,ラグビー部,サッカー部,バスケットボール部,バレーボール部, 硬式野球部,ソフトテニス部,卓球部,陸上競技部,柔道部,剣道部,空手道部,水泳部,バドミントン部
  - 同好会委員会 天文同好会, 茶道同好会, 少林寺拳法同好会, 和太鼓同好会, 美術同好会, PWCレスキュー同好会
- 第26条 専門委員会は、所属する部又は同好会相互の連絡、調整に当たる。
- 第27条 専門委員会には顧問教員,委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長、副委員長は部長の互選によるものとする。

- 第28条 委員長は委員会活動を統括し、委員会を代表する。
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは代行する。
- 3 委員長の任期はそれぞれ1か年とする。
- 第29条 各部には互選による部長、副部長、会計係各1名を置く。
- 2 部長は、その部を代表し部活動の中心となる。
- 3 副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときは代行する。
- 4 会計係は部費の出納及び部に関する財産を管理する。
- 5 任期はそれぞれ1か年とする。
- 第30条 部員は、部活動を通して豊かな人間関係を育てるとともに、体力や技術の向上及び精神の修養につとめなければならない。
- 第31条 部員は、部内の風紀や秩序を乱すような行為をしてはならない。また校外においては、常に本校学生としての誇りと自覚をもって行動しなければならない。
- 第32条 原則として文化、体育いずれかの1人1部又は1同好会制とする。
- 第33条 同好会は趣味を同じくするものの団体とし、補助金を請求することができる。
- 第34条 部又は同好会の新設,昇格,降格及び廃止は原則として年度始めに行うものとし,顧問教員内諾の後,執行委員会の承認を経て,代議員会において審議決定する。ただし,年度の途中において部を新設しようとするときは原則として同好会とする。

### 第5章 会計細則

- 第35条 本細則は、会計及び監査について定めたものである。
- 第36条 本会の予算案は、執行委員会で編成し、代議員会と各部の部長で審議決定し、総会の承認を得なければならない。
- 第37条 予算案には予期しがたい支出に備えるため予備費を計上しなければならない。
- 2 予備費は原則として予算総額の7%~10%を計上するものとする。
- 第38条 予備費の支出については、執行委員会において決定し、代議員会の承認を得るものとする。
- 第39条 会計年度中における同好会の新設に伴なう補助金は予備費を充てるものとする。
- 第40条 会計年度中における部、同好会の廃止に伴なう部費の残額は、予備費に繰り入れるものとする。
- 第41条 収入及び支出は、すべて執行委員会会計係が当たり会計簿に記入するものとする。
- 第 42 条 各部は,その部の会計係を執行委員会会計係まで通告しておかなければならない。
- 第43条 各部の経費支出は、定められた請求書に必要事項を記入し、顧問教員の許可を経て執行委員会会計係に提出請求するものとする。
- 第44条 各部及び執行委員会会計係には、備品台帳を備え監査に応ずるものとする。
- 第45条 各部又は同好会の年間支出額は、予算額を超えてはならない。また、残額は所定の手続きを経て翌年の予算に繰り入れることができる。
- 第46条 年度末には、会計決算を行い監査をうけたのち学生総会に報告し承認を得るものとする。
- 第47条 新年度の予算案は、年度始めに作成し、新年度の定期総会において承認を得るものとする。
- 第48条 監査委員会は、執行委員会会計係から提出された決算報告書を監査し、総会において報告するものとする。

#### 第6章 選挙細則

#### 第1節 総則

- 第49条 学生の会長及び副会長の選挙は、原則として毎年2月に行う。
- 第50条 選挙日程は、代議員会で決定する。ただし、選挙日の告示と選挙日との間には原則として10日間 の余裕がなければならない。

# 第2節 選挙管理委員会

- 第51条 選挙管理委員会は各学級から1名ずつ選出された委員により構成される。
- 2 委員の任期は1か年とし、毎年4月に改選する。
- 第52条 選挙管理委員会の委員長は各委員の互選により決定する。
- 第53条 選挙管理委員会は次の職務を行うものとする。
- (1) 選挙日の告示
- (2) 立候補者の意見,人物等の学生への伝達徹底
- (3) 立候補者への助言及び立会人の取扱い
- (4) 立会演説会の日取り及び場所, 方法の決定

- (5) 投票方法の決定
- (6) 開票事務及び結果の報告,保存
- (7) 辞任及び罷免要求の審査並びにその報告
- 第54条 選挙管理委員は立候補及び選挙運動はできない。また、すべてに対して厳正中立でなければならない。

第3節 立候補

- 第55条 会長,副会長は立候補するものとする。
- 2 会長,副会長に立候補希望のものは選挙日の10日以前に2名以上の推薦者名簿を付して選挙管理委員長に届け出なければならない。
- 第56条 選挙の10日前までに立候補がない場合は、代議員会が推薦したものに対して全会員の信任投票を 行う。
- 第57条 立候補は届け出と同時に選挙活動を行うことができる。
- 2 選挙活動は良識に従って行い、みだりに構内風紀その他を乱してはならない。

第4節 総選挙

- 第58条 不在投票及び委任投票は認めない。
- 第59条 次に掲げる投票は無効とする。
- (1) 所定以外の用紙を用いた場合
- (2) 立候補者以外の氏名を記入した場合
- (3) 確認しがたい氏名を記入した場合
- (4) 必要記入事項以外のことを記入した場合
- (5) 選挙場の風紀を乱したり、それに値する行為を示した場合
- (6) その他選挙管理委員会の審議による。
- 第60条 会長選出の場合は最多得票者をもって当選とする。ただし、その得票数が有効得票数の過半数にみたない場合には上位2名で決選投票を行う。
- 2 副会長選出の場合は、最多得票者をもって当選とする。
- 第61条 総選挙に全会員の3分の2以上の投票がなければ効力を発しない。

第5節 開票

第62条 開票は投票当日立候補者側責任者各1名立会のもとに選挙管理委員会が行い,結果確定の場合は委員長は全立候補者の得票数を公表しなければならない。

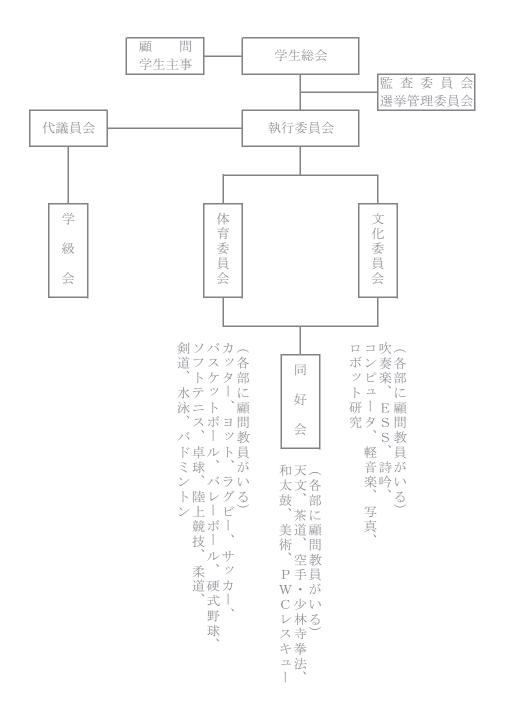
第6節 再選挙

- 第63条 再選挙は、次の場合に行う。
- (1) 決選投票又は選挙無効とみなされる場合再選挙は原則として3日以内
- (2) 会長, 副会長に対する全会員の3分の2以上の罷免要求の署名が選挙管理委員会で認められた場合
- (3) 会長, 副会長が辞任した場合
- 第64条 再選挙は総選挙と同等に扱う。

附 則 (附則の一部を省略した。)

この細則は、平成28年1月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

# 7 学生会の組織



# 8 大島商船高等専門学校学生表彰規則

制 定 令和元年5月7日

(趣旨)

第1条 この規則は、大島商船高等専門学校学則第53条の規定に基づき、大島商船高等専門学校(以下「本校」という。)の学生表彰に関し、必要な事項を定める。

(表彰の種別及び対象者)

- 第2条 表彰の種別は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 学業成績優秀賞
  - (2) 校長賞
  - (3) 特別賞
  - (4) 皆勤賞・精勤賞
  - (5) その他、校長が表彰するに値すると認めたもの
- 2 前項第1号から第3号に係る表彰は、別表に定める表彰基準のいずれかに該当する者又は団体について行う。
- 3 第1項第4号に係る表彰については、別に定める。

(表彰の推薦)

第3条 学級担任又は指導教員等は、前条に該当する者又は団体があるときは、別に 定める様式により校長に推薦することができる。

(被表彰者の選考及び決定)

第4条 被表彰者の選考及び決定は、前条の推薦に基づき、別表のとおり関係委員会 で選考の上、校長が決定する。

(表彰の時期及び方法)

第5条 表彰の時期及び方法は、原則として別表に定めるとおりとする。

(公表)

第6条 被表彰者の氏名等を公表する。

(事務)

第7条 学生の表彰に関する事務は、学生課において処理する。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、令和元年5月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

# 別表

表彰の種類	表彰基準	表彰の時期及び方法	選考手続
学業成績優秀賞	在学5年間を通じて,成績が上位で	卒業式において賞状	各学科会議の
一 (第1号)	大物も優れている者のうち,各学科		一番を経て、教
× 1	八物も優和している自のプラリカー	及い記心印で汉子	一
* 1	原則 I 名		一
上 三 告 (		11. 216	-
校長賞(第2号)	特定の資格試験に合格した者	始業式又は終業式に	本人の申請
<b>※</b> 2	1 TOEIC 400 点以上	おいて賞状及び記念	(証明書添
	2 商船学科関連	品を授与	付)により、キ
	·海事従事者国家試験2級(筆		ャリア支援室
	記)		で選考
	・エネルギー管理士試験		
	3 電子機械工学科関連		
	· 第二種電気工事士試験		
	· 第三種電気主任技術者試験		
	4 情報工学科関連		
	・基本情報技術者試験 (FE)		
	5 その他特別に認められた資格		
	試験		
特別賞(第3号)	1 体育系・文化系で全国レベルの	始業式又は終業式	関係教員が推
<b>%</b> 3	競技大会において入賞(団体・個	(第5学年について	薦の上,厚生
	人) 若しくは,これに準ずる特別	は卒業式)において	補導委員会で
	賞等を受賞した者	賞状及び記念品を授	選考
	2 勉学に精励し,学業成績が特に	与	
	優秀であり,他の学生の模範とな		
	ると認められる者		
	3 研究活動等において,特に顕著		
	な業績を挙げたと認められる者		
	   4 社会活動(ボランティア活動,		
	人命救助等)に特に顕著な功績が		
	あり,社会的に高い評価を受けた		
	と認められる者又は団体		

# ※1 学業成績優秀賞について

1)他の表彰(学会表彰等)と重複して表彰することができる。

# ※2 校長賞について

- 1) TOEIC 400 点以上の対象者は,在籍中1回限りとする。
- 2) 関連学科の表彰は、学科を問わず合格者を対象とする。
- ※3 専攻科生は、特別賞のみ対象とする。

# 大島商船高等専門学校における学生の懲戒等に関する内規

制 定 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、大島商船高等専門学校学則(以下「学則」という。)第54条の規定に基づき、大島商船高等専門学校(以下「本校」という。)における学生の懲戒及び本校が実施する教育的措置(以下「懲戒等」という。)について適正かつ公正な運用を図るため、必要な事項を定める。

## (懲戒の内容)

- 第2条 学則第54条各項に掲げる者に対する懲戒の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 退学 本校における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させること。
  - (2) 停学 一定期間, 学生の教育課程の履修, 課外活動及び本校施設の使用等を禁止すること。
  - (3) 校長訓告 学生の行った行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたって非違行為を行わないよう、文書により注意すること。
- 2 停学は、有期停学及び無期停学とする。
- 3 停学期間の計算は、暦日によるものとし、停学期間は、在学期間に算入する。

#### (教育的措置)

- 第3条 校長は、学生が行った非違行為が懲戒に至らないと判断される場合は、当該学生に対し、 教育的措置として次の各号に掲げる説諭を行うことができる。
  - (1) 学生主事説諭 口頭又は文書により、強く戒め反省を求めること。
  - (2) 担任説諭 口頭又は文書により、戒め反省を求めること。

## (懲戒等の基準)

- 第4条 懲戒の基準は、別表1のとおりとする。
- 2 説諭の基準は、別表2のとおりとする。
- 3 懲戒等を受けた学生の成績評価等の取扱いについては、別に定める。

#### (情状の酌量)

- 第5条 非違行為の悪質性は、当該学生の主観的態様、当該非違行為の性質、当該非違行為に至 る動機、非違行為歴等を勘案の上判断するものとする。
- 2 非違行為の重大性は、当該非違行為により被害を受けた者の精神的苦痛を含めた身体的被害の程度、物的被害の程度、当該非違行為が社会に及ぼした影響等を勘案の上判断するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、懲戒等の実施に当たっては、当該学生の平素の行状、当該行為の他への影響、懲戒等を行うことによって生じる訓戒的効果等を総合的に考慮して行うものとする。

(厚生補導委員会の調査・審議)

- 第6条 教職員は、学生に非違行為があったと認めるときは、直ちにその状況を当該学生の所属する学級担任教員を経て学生主事(寮生にあっては寮務主事及び学生主事)に報告するものとする。
- 2 学生主事は、前項の報告があったときは、直ちに事実の真相調査に努めなければならない。
- 3 学生主事は、前項の真相調査の結果について、遅滞なく厚生補導委員会を招集し、審議を開始しなければならない。
- 4 厚生補導委員会の審議が終了したときは、学生主事は、その経過に所見を付して、速やかに 校長に報告しなければならない。
- 5 学生主事及び厚生補導委員会は、第2項の調査及び第3項の審議に際し、当該学生に対して、 口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が、弁明の機会を 与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、この 権利を放棄したものとみなす。

(逮捕・拘留時の取扱い)

第7条 当該学生の逮捕・拘留により接見等が認められず弁明の機会が得られない場合であって、 当該学生が罪状を認める場合は、慎重に検討の上、懲戒を行うことができる。

(懲戒等の決定)

- 第8条 学生主事は、当該学生の懲戒等について厚生補導委員会で審議し、その内容について校 長に意見を述べるものとする。
- 2 校長は、学生主事からの意見を参考の上、当該学生の懲戒等の要否及び内容を決定し、学生主事に通知する。
- 3 校長は、前項の決定をしたときは、速やかに教員会議に報告するものとする。

(懲戒等の告知)

- 第9条 懲戒の告知は、校長が当該学生に対して行うとともに、文書をもって保護者等に通知する。
- 2 説諭の告知は、学生主事が当該学生に対し行うものとする。
- 3 当該学生の所在を知ることができない場合は、懲戒等の内容に応じて、校長又は学生主事が公示送達又は適切な方法により告知するものとする。

(不服申立て)

- 第10条 懲戒等の告知を受けた学生は、告知を受けた日の翌日から起算して14日以内に不服申立書(別紙様式)により校長に対して不服申立てを行うことができる。
- 2 校長は、前項の不服申立てを受理した場合は、速やかに不服審査委員会を設置し、再調査の要否を決定しなければならない。

(不服審査委員会)

- 第 11 条 不服審査委員会の委員長は、学生主事(当該学生が寮生の場合は学生主事及び寮務主事) 以外の主事をもって充て、校長が指名する。
- 2 不服審査委員会は、前項の委員長のほか、厚生補導委員会の委員以外の者から校長が指名する3名以上5名以下の教員を加えて組織する。
- 3 不服審査委員会における再調査及び決定は、第6条、第8条及び第9条の規定に準じて行う ものとする。
- 4 不服審査委員会は、審議において必要と認めるときは、不服を申し立てた学生から意見を聴取することができる。
- 5 校長は、再調査の必要がないと判断した場合は、速やかにその旨を文書で当該学生に通知する。
- 6 校長は、不服申立てによる再調査の結果、懲戒等を課さない場合又は懲戒等の内容を変更する場合は、懲戒等によって被ったいかなる不利益を解消するよう努めなければならない。
- 7 不服申立ての行為は、懲戒等の効力を妨げない。

# (停学中の措置)

- 第12条 停学中の学生に対して、学生主事は、定期的な連絡・面談等の適切な指導を行い、その 更正に努めるものとする。
- 2 停学を受けた学生は、停学中、当該学生の保護者等の監督の下に置くとともに、反省日誌を 記録し、登校時に持参しなければならない。
- 3 前項の反省日誌は、学級担任教員を経て学生主事室(寮生にあっては学生主事室及び寮務主 事室)が確認するものとする。
- 4 学生主事は、特に必要と認めた場合は、第2条第2号の規定にかかわらず停学中の学生に対して、本校の施設の使用等一部を許可することができる。
- 5 停学中の休学の願出は、受理しない。
- 6 休学中の学生を停学とする場合は、当該学生の休学を取り消すものとする。
- 7 留学中の学生を停学とする場合は、当該学生の留学を取り消すものとし、原則として速やかに帰国させるものとする。
- 8 有期停学を受けた学生にあっては、停学期間の満了をもって停学を解除されたものとする。

## (無期停学の解除等)

- 第13条 学級担任は、無期停学を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、停学を解除又は停学期間を短縮することが適当であると認めるときは、学生主事を経て校長に処分の軽減について申し立てることができる。
- 2 学生主事は、前項の申立てがあったときは、速やかに厚生補導委員会において審議を行い、 無期停学の解除等について校長に意見を述べるものとする。
- 3 校長は、前項の意見を参考の上、無期停学の解除等の可否を決定し、学生主事に通知する。

# (校長訓告後の措置)

第14条 校長訓告を受けた学生は、反省文を翌日(校長訓告を受けた日が休業日の前日である場合は、直近の登校日)に学級担任教員を経て学生主事に提出しなければならない。

2 前項の反省文は、学生主事室 (寮生にあっては学生主事室及び寮務主事室) が確認するものとする。

(自宅謹慎)

- 第15条 学生主事は、懲戒等に相当する非違行為が発生したと推測し、特に必要と認めるときは、 懲戒等の内容が決定されるまでの間、当該学生に対して自宅謹慎を命じることができる。
- 2 前項の場合において、当該学生が停学となったときは、自宅謹慎の期間は、停学期間に算入するものとする。

(懲戒等決定前の転学, 留学, 退学又は休学)

第16条 校長は、当該学生から懲戒等の決定前に転学、留学、退学又は休学の願出があったときは、この願出を受理しない。

(懲戒等に関する記録等)

第17条 校長が懲戒等を課したときは、当該学生の学籍簿に懲戒等の内容その他必要な事項を記録するものとする。

(職員の守秘義務)

第18条 学生の懲戒等に関する事項に関わった教職員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第19条 この内規に定めのない事項は、厚生補導委員会において審議し、校長が決定する。

附則

- 1 この内規は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 大島商船高等専門学校学生の懲戒及び指導措置に関する内規は、廃止する。

別表1 (第4条関係) 懲戒の基準

	1 余関係) 懲敝の基準	
区分	理由	記事
退学	(1) 性行不良で改善の見込みがないと認	○ 重大な非違行為があった場合
	められる者	○ 停学処分を重ねても、なお改悛の情が
	(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと	認められない場合
	認められる者	
	(3) 正当な理由がなくて出席が常でない	
	者	
	(4) 学校の秩序を乱し、その他学生とし	
	ての本文に反した者	
	(以上学則第54条)	
停 学	原則として、以下の例のように、法律	○ 停学の期間は、1日以上の有期とし、
	に違反する行為又は学生としてあるまじ	期間は厚生補導委員会によって審議す
	き行為を行った場合とする。	る。ただし、(3)「飲酒,酒類の所持(20
	(1) 暴力行為	歳未満)」及び⑷「喫煙,煙草の所持
	(2) 窃盗行為	(20歳未満)」については,原則として
	(3) 飲酒, 酒類の所持(20歳未満)	5日間とし、事案に応じて厚生補導委員
	(4) 喫煙,煙草の所持(20歳未満)	会で審議の上、期間が延長されることも
	(5) 3年生以下及びその同伴の高学年生	ある。また、非違行為が2回以上に及ん
	のパチンコ	だ場合又は,他学生に影響を及ぼす非違
	(6) 賭博行為	行為の場合は,「無期停学」となること
	(7) 校内,寮内における賭博類似行為(マ	もある。
	ージャン・花札等)	なお、停学期間は在学期間に参入され
	(8) 故意による施設や器物の損壊行為	る。
	(9) 火遊びや立入禁止区域への侵入等,	○ 停学の発令は原則として処分決定の日
	安全・秩序を脅かす行為	付をもって行う。ただし、処分の教育的効
	(10) 試験に関する不正行為	果を高めるため、厚生補導委員会の承認
	(11) 禁止アルバイト従事(風俗・深夜業	を得て,停学期間開始前あるいは期間中
	等)	に定期試験,追認試験,就職・進学試験,
	(12) 「校長訓告」によるも、なお改善の	資格試験等の受験、学校行事やボランテ
	認められない者	ィア活動等への参加を認める場合があ
	(13) その他, 停学に相当すると考えら	る。その場合の日数への算入の可否につ
	れる行為	いては、活動の内容により判断する。
		○ (10)「試験に関する不正行為」に係る停学
		の発令は、試験終了の翌日からとする。ま
		た、当該期間中の定期試験の点数は全て
		0 点とする。

#### 校長訓告

的に違法とは認められない不適切行為を 行なった場合とする。

- (1) 無許可のアルバイト従事
- (2) 低学年の無断下宿
- (3) 無許可車両持込
- (4) 無許可免許取得
- (5) 無届け集会その他校内における政治 的活動
- (6) 「指導」「説諭」によっても、なお改 善の認められない者
- (7) その他,校長訓告に相当すると考え られる行為

原則として、以下の例のように、法律│○ 同種の非違行為を繰り返した場合は、 上記「停学」の項(13)により停学とする。

- ・ 「いじめ」については、「いじめ対策小委員会」にて審議の上、本懲戒内規とは別に審議する。
- ・ 交通違反における「無免許運転」,「飲酒運転」,「交通事故」等々,その他の違法行為は,警察を通 して法的及び社会的に処分されるが、学校としての懲戒は、別に厚生補導委員会において審議する。
- ・ 本懲戒内規の実施後,厚生補導委員会の審議は,過去の事例にはこだわらず,必ずしも整合性があ る必要はない。
- 非違行為とは、法律に違反する行為又は懲戒の基準の理由に該当する行為。

#### 別表2 (第4条関係) 直ちに処分するに当たらない不適切行為の取扱い

以下に掲げる不適切行為については、学生主事室、学級担任教員を中心として全教員で注意と指 導を行い, 改善を求めることを原則とする。

注意、指導に従わず、不適切行為を重ねる者については、担任説論、学生主事説諭をもって反省 を促すものとするとともに文書又は口頭をもって保護者等に通知する。また、学生は、反省文を翌 日までに提出するものとする。

ただし、説諭にもかかわらず、改善が認められない場合は、停学・校長訓告等の処分を行う場合 もある。

#### 不適切行為

- (1) 学生としての不適当な服装や装身具の着用、携帯品の所持等 制服の不着用, 頭髪の着色や脱色, 化粧等(低学年)
- (2) 交通マナーに反する行為(自転車) 自転車の2人乗り、並進、傘差し運転、夜間無灯火、車両整備不良等
- (3) バイク,乗用車の貸借
- (4) 「届」等の書類の不提出
- (5) その他、学生としてふさわしくない行為

# 不服申立書

年 月 日

大島商船高等専門学校長 様

不服申立者

学科 年

本 人 氏 名

保護者 住 所 氏 名

(自署)

# 懲戒処分の不服申立てについて

私は, 年 月 日付けで懲戒処分等の告知を受けましたが,これについて下記の とおり不服を申し立てます。

記

- 1 不服申立てに係る処分等の内容
- 2 不服申立ての内容
- 3 不服申立ての理由

# 大島商船高等専門学校学寮管理運営規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、大島商船高等専門学校(以下、「本校」という。)における学寮の管理運営について、必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。 (学寮の性格)
- 第2条 学寮は、団体生活を通して、友愛、協調及び自主の精神を培い、責任と規律ある 生活習慣を体得させ、海技技術者及び工業技術者に必要な資質を養うための施設とする。 (寮務主事)
- 第3条 寮務主事は、校長の命を受けて学寮の管理運営並びに学寮における学生(以下「寮生」という。)の教育計画及び訓育指導の計画の立案、実施等に当たる。

(寮務主事補)

第4条 寮務主事を補佐するため寮務主事補を置く。

(寮務委員会)

- 第5条 学寮の管理運営及び寮生の厚生補導に関し、具体的事項を審議するため、大島商 船高等専門学校寮務委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 寮務主事及び学生主事
- (2) 寮務主事補
- (3) 各学科及び一般科目から選出された教員各1人
- (4) その他校長が必要と認めた者
- 3 前項第3号及び第4号の委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 寮務主事は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(指導寮生)

- 第6条 第1学年,第2学年及び第3学年の寮生の生活上の助言を与え、相談に預かるため、指導寮生を置く。
- 2 指導寮生は、第4学年又は第5学年の寮生から校長が任命する。ただし、第3学年の 寮生から任命する場合もある。

(寮生会)

- 第7条 寮生の自律・自治の気風を養うことを目的として寮生会を置く。
- 2 寮生会は、寮生全員をもって構成する。
- 3 寮生会は、学校の指導を受ける。

(入寮)

- 第8条 学寮は、本校学生に限り入寮することができる。
- 2 入寮を希望する者は、入寮願(様式1)を提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 3 前項の願い出に対する許可は、原則として学年の始めとし、入寮許可期間は入寮した 日の属する年度の末日までの1か年ごととする。

ただし、年度途中における入寮許可は当該年度の終わりまでとする。

4 入寮を許可された者には、入寮許可書(様式2)を交付する。

(入寮基準)

- 第8条の2 入寮許可は,入寮願(様式1)を提出した学生について,以下の事項を考慮して行う。
  - (1) 寮生心得など学寮規則を遵守することができる者
  - (2) 共同生活を送るうえで支障がない者
  - (3) 自宅通学が困難である者
  - (4) 自宅において著しく学習が困難である者
  - (5) その他就学上,入寮を必要とする特別な事由がある者
- 2 前項の選考においては、自宅から学校への通学時間及び最寄り駅の距離や特別な事情等を勘案し、決定する。
- 3 4年生以上の新規入寮は、原則として認めない。
- 4 本規則第9条の2により退寮を命じられた者の再入寮は、原則として認めない。(退寮)
- 第9条 退寮を希望する者は、退寮願(様式3)を提出しなければならない。
- 2 卒業(専攻科進学者を除く),修了及び独立行政法人海技教育機構練習船等による長期 実習課程の者は、原則として閉寮日までに退寮しなければならない。その場合の退寮願 の提出は不要とする。

(退寮処分)

第9条の2 校長は、性行不良その他の理由により寮生活が不適当と認められる寮生に対して、退寮処分通知書(様式4)により退寮を命ずることがある。

(離寮処分)

- 第9条の3 校長は、寮生が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、離寮処分通知書(様式5)により離寮を命ずることがある。
  - (1) 学寮における生活が怠慢で寮日課の遂行に積極性がみられないとき。
  - (2) 他の者に迷惑をかける行為が度重なるとき。
  - (3) 寮内における違反行為が度重なるとき。
  - (4) 寮の施設・設備を故意に破損又は汚損したとき。
  - (5) 第13条に規定する経費の納付を怠り、督促してもなお納付しないとき。
- (6) 前各号に該当する他,寮生としての適格性を欠き,学寮の適正な運営を妨げる行為のあったとき。
- 2 離寮の期間は、寮務委員会で決定する。ただし、その期間にかかわりなく、前項の処分は、その事由が消滅したと認められるときは、寮務委員会の審議を経て取り消す。 (学寮施設の閉鎖)
- 第 10 条 学寮施設は、学則第 6 条第 1 項第 5 号から第 8 号までの各号に規定する休業期間中は閉鎖するものとする。ただし、特別の事情があるときは、校長の承認を経て変更することがある。

(居室の指定)

第11条 寮生の居室は、寮務主事が指定する。

(寄宿科)

- 第 12 条 寮生は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 35 号)の定める寄宿料を納付しなければならない。
- 2 入寮又は退寮の日が月の途中である場合であっても、寄宿料は、1か月分を納付しなければならない。

(経費の負担)

- 第 13 条 食費及び学寮生活上公費負担が適当でないと認められる費用については、寮生 の負担とする。
- 2 寮生は、前項の経費について学校の定める額を毎月所定の日までに校長の指定する職員に納付しなければならない。

(施設保全の義務)

- 第14条 寮生は、居室、共用施設その他学寮の施設を常に正常な状態において保全することに留意し、特に次の各号に定める事項を誠実に守らなければならない。
  - (1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。
  - (2) 居室には、部外者を宿泊させないこと。
  - (3) 居室に、寮務主事の許可なくして工作を加えないこと。
  - (4) 共用の施設は、常に良好な状態を保つよう連帯して保全すること。
  - (5) 学寮施設に、寮務主事の許可なく掲示、貼紙等をしないこと。
  - (6) 故意又は過失により施設,設備を滅失,破損又は汚損したときは,その原状回復に必要な経費を弁償すること。
  - (7) 防火管理,保健衛生管理,災害防止その他学寮施設の管理運営上必要な場合は,学校の指示に忠実に従い積極的に協力すること。

(日課等)

- 第15条 寮生の日課は、寮務主事が定める。
- 2 学寮における日課の遂行及び寮生の生活指導等を行うため学寮指導教員(寮務主事・ 寮務主事補及び宿日直教員をいう)を置く。

(雑 目1)

第16条 この規則の実施について、必要な細則(寮生心得等)及び学寮施設利用心得は、 別に定める。

附則

- 1 この規則は、昭和46年1月1日から施行する。
- 2 大島商船高等専門学校学寮管理運営規則(昭和44年1月1日制定)は、廃止する。

附則

この規則は, 昭和 48 年 7月 26 日から施行し, 昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。 附 則

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 59 年度以前の入学者は、なお従来の例によることができる。

附則

この規則は,昭和 61 年1月 17 日から施行し,昭和 60 年9月1日から適用する。 附 則 この規則は、昭和62年2月27日から施行する。

附則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成11年2月9日から施行する。

附具

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

附則

この規則は, 平成 16 年 5 月 10 日から施行し, 平成 16 年 4 月 1 日から適用する。 附 則

この規則は、平成 19 年 6 月 4 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。 附 則

この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規則は,平成 28 年 3 月 23 日から施行し,平成 27 年 4 月 1 日から適用する。 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附則

この規則は、令和5年4月4日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

入 寮 願

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

 学科
 年

 本
 人
 氏
 名
 (自署)

 保護者住所

 氏名

 (自署)

下記の事由により学寮に入寮を希望しますので、許可してくださるようお願いいたします。 なお、入寮を許可されました上は、学寮に関する諸規則を守ることを誓います。

記

- 1 入寮を希望する事由
- 2 自宅から通学するとした場合の通学方法及び所要時間 通学方法 所要時間

入寮許可書

学科 年 氏 名

願い出により,本校学寮への入寮を許可する。

ただし、病気その他の理由により寮生活が不適当と認められる場合には、退寮させることがある。

年 月 日

大島商船高等専門学校長 氏名

退寮願

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

 学科
 年

 本
 人
 氏
 名
 (自署)

保 護 者 住 所 氏 名 (自署)

下記の事由により退寮を希望しますので、許可してくださるようお願いいたします。

記

- 1 退寮を希望する事由
- 2 退寮後の住所・電話番号

住 所

電話番号 ( ) -

3 退寮を希望する日付

令和 年 月 日

退寮処分通知書

学科 年 氏 名

(処分内容)

学寮管理運営規則第9条の2の定めにより、退寮処分とする。

年 月 日

大島商船高等専門学校長 氏名

離寮処分通知書

学科 年 氏 名

(処分内容)

学寮管理運営規則第9条の3の定めにより、離寮処分とする。なお、離寮の期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

年 月 日

大島商船高等専門学校長 氏名

# 大島商船高等専門学校寮生心得

学寮は、学生の共同生活の場である。そこでは、自分一人のことだけでなく、他の寮生のことも十分に配慮する必要がある。こうした団体生活を通して、友愛、協調及び自主の精神を培い、責任と規律ある生活習慣を体得することが、寮生活の目的である。

#### 1. 生活

寮生は、常に共同生活の意義を自覚し、下記事項を遵守する。

(1) 日課

所定の日課表に従い、規律正しい生活をする。

(2) 学習

自習時間中は、学習に専念し、静粛時間中は、大声、放歌等は禁止する。また、みだりに他室へ出入りしたり滞在したりしない。

(3) 傷病

身体に異常を認めた場合は、直ちに当直教員又は寮務係に申し出て、適切な指示を受ける。ただし、医療機関を受診した場合の医療費等は本人の負担となる。

(4) 清潔·整頓

常に身の回りの清潔や居室内の整頓に心掛け、掃除当番は協力して分担区域を清掃する。

(5) 礼儀·服装

寮生は、相互にあいさつし、礼儀を守り、特に上級生は下級生の模範となる言動を行う。服装については、他の人に不快感を与えないように心掛ける。

(6) 欠席·欠課等

学校の授業を欠席又は欠課する場合は、必ず寮務係に届け出るなど所定の手続きを行う。

(7) 外泊·外出

外泊は、事前に学級担任の許可を得てから、外泊許可願を寮務係に提出する。

3日前までに提出された外泊許可願の欠食は、1日(3食分)ごと食材費を返還する。遠隔地からの帰寮が門限を超える場合は、無理せず、翌日帰寮する予定を組む。

門限までに帰寮予定であったが、事故等で遅れる場合は、当直教員に連絡する。

(8) 食堂

食堂の使用時間を厳守し、食事中は他人の迷惑にならないようマナーを守る。 なお、食事は食堂内でとり、食器類の無断持ち出しは禁止する。

(9) 浴室

入浴時間を厳守し, 節水に心掛ける。

入浴マナー(浴槽に入る前に身体をよく洗う,浴槽内にタオルを漬けない,浴室で洗濯を しない等)を守る。

(10) 洗濯

洗濯機・乾燥機の台数は限られているので、使用後は速やかに衣類を取り出すなど、次に使用する人の迷惑にならないよう心掛ける。また、定められた時間以外の使用は禁止する。

(11) 点呼

寮生の安全確認のため、迅速かつ正確な点呼に協力する。点呼を無断で欠席したり、 点呼に遅刻したりしない。疾病などで点呼を受けることができないときは、事前に就床 許可願を当直教員に提出するなど所定の手続きを行う。

#### 2. 居室

寮生は指定された居室に居住する。寮務主事の許可なく居室を変更してはならない。

#### (1) 鍵

寮生は、貸与された居室の鍵について紛失防止、合鍵の作製禁止など適切な管理をする責任を持つ。もし、鍵を紛失した場合は、直ちに寮務係に申し出る。また、居室を離れるときは、必ず施錠する。退寮時には鍵を寮務係に必ず返却する。

(2) 備品

机・ロッカー・ベッド等は定められた位置で使用し、みだりに移動したり乱暴に取り扱ったりしない。寮内外の備品(器具類等)を破損した場合は、直ちに寮務係に申し出る。

(3) 私物の持込み

学習に必要なもの以外は、居室に持ち込まない。特に珍しい物や高価な物は他人の注意を引き、思わぬ事故を起こす原因となる。持込み禁止品については、別に定める。

紛失防止のため、教科書、体育館シューズなど自分の持ち物には、学科学年・氏名を書く。

(4) 寮生以外の者の立入禁止

寮生以外の者の建物内への立入りは禁止する。

(5) 貴重品

各自の貴重品,現金や所持品については,原則として各自の責任において保管する。保管は,施錠できる机の引き出しを利用する。

盗難が発生した場合は、当直教員、寮務主事又は寮務主事補に速やかに報告する。

(6) 火災予防

火気管理の注意事項:

- ①持込禁止の電気製品を使用しない。
- ②タコ足配線により複数の電気製品を使用しない。
- ③照明器具等高温過熱する電気製品の電源を長時間つけておかない。
- ④電気製品の周辺の整理整頓をする。
- ⑤退室時には電気製品等のスイッチを切り、コンセントを抜いておく。
- ⑥その他、火災の元となる火気について細心の注意を払う。

## (7) 避難

学寮で火災や地震が発生した場合には、当直教員、寮長、副寮長、指導寮生が協力し、全 寮生を安全に避難させる体制を整備しているので、慌てず指示に従い、避難する。

# 3. 调番

点呼業務を助けるため、週番を置く。週番心得は、別に定める。

#### 4. 指導寮生

低学年寮生の生活指導のため、指導寮生を置く。指導寮生心得は、別に定める。

#### 5. 寮生会

全寮生を構成員とする寮生会を置く。寮生は、寮生会の運営に常に関心を持ち、その活動に 積極的に参加しなければならない。寮生会会則は、別に定める。

# 6. 処分

寮内において本校学則や学生心得に違反した者は、学校として退学、停学等の処分が行われる。また、学寮運営管理規則、寮生心得に違反した者には退寮、訓戒、保護者召喚等の独自の処分を行う。以上のほか、点呼の無断欠席、無断外泊など寮内のルール違反行為についても、次年度の入寮許可選考の資料とする。

付記

- 1 この心得は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 大島商船高等等専門学校寮生心得(昭和60年4月1日実施)は廃止する。

# 12 大島商船高等専門学校防災管理規則(抄)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、大島商船高等専門学校における防災管理の徹底を期し、もって火災その他の災害による人的、物的な被害を防止軽減することを目的とする。

(趣旨)

第2条 前条の目的を達するため、防災管理については、他の法令で定めるもののほか、この規則の定める ところによる。

第2章 防災管理機構

(防災委員会)

- 第3条 本校に所属する不動産の防災管理等に関する重要な事項は,防災委員会において審議する。 (防火管理者)
- 第4条 本校における火災予防の徹底を期するため、消防法(昭和23年法律第186号)第8条の規定に 基づき防火管理者を置く。
- 2 防火管理者は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条に定める資格を有する者のうちから、 校長が命ずるものとする。
- 3 防火管理者は、火災の予防について、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
  - (1)消防計画を作成すること。
  - (2) 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
  - (3)消防用設備等の点検及び整備に関すること。
  - (4) 火気の使用又は取扱いに関し、指導監督すること。
  - (5) その他防災管理上必要な事項

(火元取締責任者及び火元責任者)

- 第5条 校長は、防火管理者のもとに諸施設について区域を定め火元取締責任者を置き、その区域内の各室 その他必要と認める箇所に火元責任者を置く。
- 2 火元取締責任者は、火災の予防について防火管理者の指示に従い、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
  - (1) 労働時間内は随時に、退庁の際は必ず、取締区域において火元責任者に指示し、火気の安全を確かめること。
  - (2) 重要物件は、非常の際搬出できるよう格納し、「非常持出」の表示をすること。
- 3 火元責任者は、火災の予防について、防火管理者及び火元責任者の指示に従い、直接、火気の安全を確かめること。

(自衛消防責任組織)

- 第6条 校長は、火災その他の災害発生時に被害を最小限にとどめるため消防本部を置き、そのもとに自衛 消防隊を設置する。
- 2 消防本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は、校長をもって充て、副本部長は、各主事及び事務部長をもって充てる。
- 4 自衛消防隊長は、副本部長のうちから、また、副隊長は職員のうちから校長が命ずる。
- 5 自衛消防隊長及び副隊長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 6 自衛消防隊長は、自衛消防隊を統括する。
- 7 自衛消防隊の組織編成については、別に定める。

第3章 火災予防

(臨時火気使用)

- 第9条 構内の建築物内外において、臨時に火気(たき火、ストーブ、火鉢、電熱器等)を使用する場合は、 火元責任者及び火気取締責任者を経て、防火管理者の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けた場合は、消火器等の交付を受け、使用上の注意事項を誠実に守らなければならない。

第4章 災害防御

(災害発生時の措置)

第12条 煙焦臭等火災の疑い又は火災を発見した者は、直ちに適宜の方法で校内に知らせるとともに、防

火管理者等に通報して消火に当たらなければならない。

(防御)

第13条 構内外に火災発生又はその他の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、第6条に定める自衛消防隊は消火、警備、避難等それぞれの担当任務の遂行に当たるものとする。

# 第5章 教育訓練

(防災教育)

第14条 防災に関し、本校の職員は進んでその教育を受け、また学生に対してその指導を行い、災害の予防の徹底を期するよう努力するものとする。

(消防訓練)

- 第15条 構内外の火災発生またはその他の災害発生に際し、被害を最小限度にとどめるため、消防訓練によって技術の向上を図るものとする。
- 2 消防訓練の実施基準は、次のとおりとする。

区			分	内		容	回					数
基	礎	副川	練	消火,	通報,	避難	年	間	3	口	以	上
総	合	訓	練				年間	2回」	以上	(予防	週間	等)

# 大島商船高等専門学校車両通学に関する規則

制定 令和4年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、大島商船高等専門学校学生の車両通学における交通安全の確保及び 構内の教育研究環境を保持することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において「車両」とは、自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車をいう。
- 2 この規則において「バイク」とは、自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

第2章 自転車通学

(自転車通学の許可)

第3条 自転車通学を希望し、構内に自転車を乗り入れる学生は、別に定める自転車通学許可願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(自転車通学時の遵守事項)

- 第4条 自転車通学をする学生は、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 交通法規等を遵守し、常に安全運転を心がけること。
  - (2) 特に次のことに留意すること。
    - ア 常に左側を通り、並進をしないこと。
    - イ 2人乗り、傘さし、イヤホンの使用、片手運転等危険な運転をしないこと。
    - ウ 夜間には、必ず灯火をつけること。
  - (3) 構内では所定の場所に置き、施錠しておくこと。
  - (4) 自転車の所定の場所に、許可されたことを証すステッカーを貼付すること。
  - (5) ステッカーをき損又は亡失したときは、速やかに再交付を受けること。
  - (6) 交通違反に問われたり、交通事故を起こしたときは、速やかに学校に届け出ること。
  - (7) 自転車通学を止めるとき又は本校の学生でなくなるときは、自転車を放置しないこと。また、ステッカーを破棄すること。
  - (8) その他学校の指示に従うこと。

(許可の停止及び取消)

第5条 前条の事項を遵守しないときは、許可の停止又は取消をすることがある。

第3章 バイク通学

(バイク通学の許可)

第6条 やむを得ない事由によりバイク通学を希望し、構内にバイクを乗り入れる学生は、 別に定めるバイク通学許可願及び必要書類を校長に提出し、その許可を受けなければな らない。 (許可の条件)

- 第7条 前条の願い出に対し、校長は、次の名号に該当するときは、バイク通学を許可することがある。
  - (1) 保護者等の同意があること。
  - (2) 第4学年以上の学生であること。
  - (3) 通学の距離が5キロメートル以上,30キロメートル未満であること。なお,通学の距離が30キロメートル以上ある学生で,やむを得ない事由があると認められたときは,許可することがある。
  - (4) 自宅から通学する学生であること。なお、下宿から通学する学生で、やむを得ない事由があると認められたときは、許可することがある。
  - (5) 過去において悪質な交通事故又は悪質な交通違反のないこと。
  - (6) 過去において遵守事項に関する違反を繰り返していないこと。
  - (7) 学校で実施する年度毎のバイク講習を受講していること。ただし、専攻科生はこの限りでない。
  - (8) 任意保険(バイク保険)の対人賠償保険及び対物賠償保険に加入していること。
  - (9) その他やむを得ない事由があると認められたとき。

(使用する自動二輪車の制限)

第8条 通学に使用する自動二輪車は、総排気量 125cc 以下に限る。

(バイクステッカー)

- 第9条 バイクによる通学を許可された学生には、当該バイクの使用を許可するステッカーを交付する。
- 第10条 ステッカーは、バイクの所定の場所に貼付しなければならない。
- 第11条 ステッカーをき損又は亡失したときは、速やかに交付を受けなければならない。
- 第12条 許可の有効期間は,許可された日からその年度の末日までとし,年度毎に更新しなければならない。ただし,専攻科生は在籍期間終了日までとする。
- 第13条 バイクを変更するときは、改めて許可を受けなければならない。
- 第14条 バイク通学を止めるとき又は許可の停止若しくは取消を受けることとなったと きは、ステッカーを破棄しなければならない。

(バイク通学時の遵守事項)

- 第15条 バイク通学をする学生は、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 道路交通法その他の交通法規を遵守すること。
  - (2) バイク乗車中は、必ずヘルメットを着用すること。
  - (3) 二人乗りをしないこと。
  - (4) バイクの貸し借りをしないこと。
  - (5) 交通事故を起こした場合は、交通法規に従い、適切な処置をするとともに、速やかに学校に届け出ること。
  - (6) 交通違反に問われた場合、その係官の指示に従うとともに、速やかに学校に届け出ること。
  - (7) 構内では徐行し、騒音を少なくするよう努めること。
  - (8) 構内では所定の場所に駐車し、必ず施錠しておくこと。

- (9) 登校時から下校時までの間は、バイクの使用をしないこと。
- 10 使用するバイクが改造車である等,外部に迷惑を及ぼさないこと。
- (11) その他学校の指示に従うこと。

(許可の停止及び取消,懲戒)

第16条 前条の事項を遵守しないときは、許可の停止又は取消をし、懲戒を加えることがある。

第4章 自動車通学

(自動車通学の許可)

- 第17条 専攻科生が自動車通学を希望し、構内に自動車を乗り入れる場合は、別に定める 自動車通学許可願及び必要書類を校長に提出し、その許可を受けなければならない。 (許可の条件)
- 第18条 前条の願い出に対し、校長は、次の名号に該当するときは、自動車通学を許可することがある。
  - (1) 保護者等の同意があること。
  - (2) 自宅からの距離が50キロメートル未満であること。なお、自宅からの距離が50キロメートル以上ある学生で、やむを得ない事由があると認められたときは、許可することがある。
  - (3) 自宅から通学する専攻科生であること。なお、下宿から通学する専攻科生で、やむを得ない事由があると認められたとき、許可することがある。
  - (4) 過去において悪質な交通事故又は悪質な交通違反のないこと。
  - (5) 任意保険(自動車保険)の対人賠償保険及び対物賠償保険に加入していること。 (使用自動車の制限)
- 第19条 通学に使用する自動車が改造車である等,外部に迷惑を及ぼすと思われる場合は,許可しない。

(入構許可証)

- 第20条 自動車による通学を許可された専攻科生には、入構許可証を交付する。
- 第21条 構内で駐車する際,入構許可証をダッシュボード等車外から確認できる場所に 置かなければならない。
- 第22条 許可証の有効期間は、許可された日から在籍期間終了日までとする。 ただし、任意保険証書、自動車検査証及び運転免許証の有効期間が過ぎたにもかかわら ず、更新の写し等を提出しない場合には、許可を取り消すことがある。
- 第23条 自動車を変更するときは、許可証を返却し、改めて許可を受けなければならない。
- 第24条 自動車通学を止めるとき,又は在籍期間終了により許可証が不要になった場合は,許可証を返却しなければならない。

(自動車通学時の遵守事項)

- 第25条 自動車通学をする専攻科生は、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 道路交通法その他の交通法規を遵守すること。
  - (2) 通学時に他の学生を同乗させないこと。

- (3) 自動車の貸し借りをしないこと。
- (4) 交通事故を起こした場合は、交通法規に従い、適切な処置をするとともに、速やかに学校に届け出ること。
- (5) 交通違反に問われた場合、その係官の指示に従うとともに、速やかに学校に届け出ること。
- (6) 構内では徐行し、騒音を少なくするよう努めること。
- (7) 構内では所定の場所に駐車し、必ず施錠すること。
- (8) 登校時から下校時までの間は、自動車の使用をしないこと。
- (9) その他学校の指示に従うこと。

(許可の停止及び取消,懲戒)

第26条 前条の事項を遵守しないときは、許可の停止又は取消をし、懲戒を加えることがある。

第5章 雜則

(雑則)

第27条 この規則に定めるもののほか,学生の車両による通学に関し必要な事項は,別に 定める。

附則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 大島商船高等専門学校車両通学に関する規則(昭和 60 年4月1日制定)は、廃止する。

附則

この規則は、令和6年6月3日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

制 定 昭和62年4月1日

# 第1章 総 則

第1条 この規則は、大島商船高等専門学校における学業成績並びに進級及び卒業の認定等 について定めることを目的とする。

## 第2章 出欠席

- 第2条 出席, 欠席等については, 次の各号の場合を表し, 学生準則第15条または第16条により取り扱う。
  - (1) 欠席とは、出席すべき日に欠席した場合
  - (2) 欠課とは、その授業時間に欠席した場合
  - (3) 遅刻とは、その授業時間に遅れて出席した場合
  - (4) 早退とは、その授業時間の途中で退席した場合
  - (5) 忌引とは、父母、親族の喪に服するため欠席した場合
- 第3条 次の各号に該当する場合は、出席扱いとする。
  - (1) 災害,交通事故,その他やむを得ない事由による欠席等が本人の手続きにより,その事実が確認された場合
  - (2) 公式戦対外試合出場等校長の許可があった場合
  - (3) その他教員会議において教育上必要と認められ、校長の許可があった場合
- 第4条 学則第26条による出席停止の期間及び学生準則第16条による忌引日数は出席すべき日数から除外して扱う。

# 第3章 試 験

- 第5条 試験は、定期試験、中間試験、追試験(第6条)及び追認試験(第15条)とする。 第6条 追試験は、次の各号のいずれかの事由により、定期試験又は中間試験を受験できな かった者に対して実施する。
  - (1) 病気(医師の診断書を必要とする。)
  - (2) 忌引 (学生準則第16条による。)
  - (3) その他やむを得ないと認められた事由
- 2 追試験を受けようとする者は、科目担当教員に申し出なければならない。
- ただし、平常の成績、出席状況等を考慮して評価することができる場合は、追試験を実施しないこともある。

## 第4章 学業成績の評価

- 第7条 学業成績は、その期間中の試験成績、平常の学習状態及び成績、出席状況等を総合して評価し、成績会議において認定する。
- 第8条 平素の履修状況等で評価できる科目については定期試験又は中間試験を行わないことがある。

- 第9条 各科目について,原則として1単位あたり20時間(年間授業時数の3分の2)以上の出席をもって履修したものと認定する。
- 2 履修が認定された科目について、学業成績を評価する。
- 第10条 学業成績の評価は、優・良・可・不可の評語をもってし、次の評点区分による。

優 80 点以上

良 66 点以上80 点未満

可 60 点以上 66 点未満

不可 60 点未満

- 2 授業時数の5分の1を超えて欠席した履修科目については、原則として成績評価を「不可」とし、当該科目を未修得とする。
- 3 追認試験の成績により学業成績を再評価する場合は、60点以下とする。
- 第11条 第9条の規定により履修を認定した科目の学業成績の評価が60点以上の場合には、 当該科目を修得したものと認定する。
- 第12条 次の各号の一に該当する科目については、当該試験の成績を0点とする。
  - (1) 正当な理由なく試験に欠席した科目
  - (2) 答案を提出しなかった科目
  - (3) 停学中のため試験を受けることができなかった科目
- 第13条 試験中不正行為をした者に対しては、その時以降の受験を停止し、当該試験期間中の全科目の試験成績を0点とする。

第5章 課程の修了

- 第14条 校長は、進級認定会議において、次の各号のすべてに該当する者について、当該学年の課程の修了を認定する。
  - (1) 学則に定める当該学年の必修科目,必履修科目及び修得最低単位数に相応する選択科目を履修していること。
  - (2) 修得単位数が次の基準を満たしていること。なお、下記の単位数には別に定める資格取得等及び外部教育施設において修得した授業科目に係る学修による単位及び外国の大学等との国際交流プログラムの修了による単位を含めることができるものとする。
    - ① 商船学科

第1学年:23 単位以上、第2学年:57 単位以上、第3学年:93 単位以上、

第4学年:111 単位以上、第5学年:147 単位以上

② 電子機械工学科

第1学年:22 単位以上、第2学年:54 単位以上、第3学年:86 単位以上、

第4学年:123 単位以上、第5学年:167 単位以上

③ 情報工学科

第1学年:22 単位以上、第2学年:54 単位以上、第3学年:88 単位以上、

第4学年:123 単位以上、第5学年:167 単位以上

- (3) 第3学年以下の者については、特別活動の履修状況が良好であること。
- (4) 当該学年において、欠席日数が原則として30日以内(商船に関する学科においては席

上課程が6ヶ月の学年の場合は15日以内)であること。

ただし、遅刻及び早退2回を欠課1時間に、欠課7時間を欠席1日に換算して取り扱う。

- 第 15 条 未修得の科目を有するまま学年の課程修了を認められた者の当該科目については、 本人の願い出により、追認試験を実施する。
- 2 追認試験は原則として当該年度の3月に第1回目を実施する。
- 3 追認試験を受けようとする者は、4月末までに追認試験受験願(別紙様式)を校長に提出しなければならない。
- 4 実技、実習、実験を伴う科目については、原則として追認試験は実施しない。

#### 第6章 留 年

第16条 学年の課程修了を認定されない者は、原学年に留まる。この場合において、原学年において修得した単位は全て無効となり、原学年の課程を再履修するものとする。ただし、 修得した選択科目については留年した場合でも単位を認定することがある。

#### 第7章 卒 業

- 第17条 校長は、卒業認定会議において、次の各号のすべてに該当する者について、卒業を 認定する。
  - (1) 第5学年の課程を修了していること。
  - (2) 修得単位数が 167 単位以上(そのうち,一般科目 75 単位以上,専門科目 82 単位以上) であること。ただし、商船学科については、修得単位数が 147 単位以上(そのうち、一般科目 75 単位以上,専門科目 62 単位以上) であること。
  - (3) 学則に定める必修科目を修得していること。
  - (4) 商船学科については、大型練習船実習課程を修了していること。
  - (5) 前号の規定にかかわらず、大型練習船実習課程のうち卒業年次の6月については、疾病等やむを得ない事由により履修することが困難であると校長が認める場合は、その全部又は一部について、校長が別に定める措置とすることができる。

#### 第8章 雜 則

第18条 この規則の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

大島商船高等専門学校学業成績並びに進級及び卒業の認定に関する規程(昭和60年4月1日制定)は廃止する。

附則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度において第2学年以上である者の累積不可単位数の取り扱いについては、第

14条第2項第2号の改正規定にかかわらず、別に定める。ただし、第5学年の課程修了認定についての不可単位数は5単位以内であって、別に定めた累積不可単位数以内とする。

附則

この規程は、平成17年12月5日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成20年5月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成26年4月2日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第 14 条第 1 項第 2 号①の規定にかかわらず、平成 27 年度において商船学科第 4 学年である者の修得単位数については、106 単位以上とする。
- 3 第 14 条第 1 項第 2 号③の規定にかかわらず、平成 27 年度において情報工学科の第 2 学年以上である者の修得単位数については、第 3 学年は 87 単位以上、第 4 学年は 124 単位以上とする。

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第 14 条第 2 号③の規定にかかわらず、平成 28 年度において情報工学科の第 3 学年以上である者の修得単位数については、第 3 学年は 87 単位以上、第 4 学年は 124 単位以上とする。

附則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度において第2学年以上である者の学年の課程の修了のための修得単位数については,第14条第2号①②の規定にかかわらず,商船学科第3学年は91単位以上,商船学科第4学年は120単位以上とする。
- 3 令和6年度において第2学年以上である者の卒業認定については、改正後の第17条の 規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

### 追認試験受験願

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科 年

氏名自署

下記科目の追認試験を受験したいので、ご許可くださるようお願いします。

記

科 目 名	科目担当教員名

# 15 自学自習時間における学生の心得

大島商船高等専門学校(以下、本校)における 4,5年生の大学単位科目では1単位あたり 45時間の学修時間で構成されています。例えば、講義および演習では以下のような時間構成です。

半期1単位(15週) 教室内での講義 15時間

校内での自学自習時間 15 時間

校外での家庭学習時間 15 時間

合計 45 時間

#### ◎ 学生の皆さんへ(校内での自学自習時間の活用について)

この自学自習は学生の皆さんが自主的に行うものであり、自学自習を効果的に利用することで 自分自身の学力向上を図ることが求められています。以下に示すことに注意して自学自習時間を 有効に活用してください。

- (1) 自学自習は, 担当教員の指定場所(教室, 演習室, 実験室および図書館など)で行います。
- (2) 自学自習時間は、授業と同様に必ず出席しなければなりません。
- (3) やむを得ない事情により帰宅または校外へ外出しなければならない場合は、担当教員または学級担任に申し出てください。
- (4) 自習は、他の人や隣の教室に迷惑をかけないように静かに行ってください。
- (5) クラブ活動等の時間は、当日の講義および自学自習時間がすべて終了した後からです。
- (6) 自習時間では、授業の予習復習や担当教員から示された課題を行ってください。
- (7) 担当科目以外の勉強(宿題,実験レポート)を行っても構いません。
- (8) 他の教員への質問やレポート提出また休憩のため教室を出入りすることは自由ですが、担当教員に必ず申し出てください。
- (9) 別の場所で自学自習を行いたい場合は、担当教員に申し出てください。
- (10) 補習が必要と感じた場合は、担当科目の教員に申し出てください。
- (11) 定期試験および授業の成績評価は、授業および自学自習での内容で行われますので計画 的な自学自習時間の利用に努めてください。
- (12) 特に5年生は、担当教員が承諾すれば卒業研究を行うことができます。

注意:単に与えられた研究課題を行うのではなく、高専5年間の様々な授業で得た知識と 現在取り組んでいる卒業研究内容と関連させて研究への理解を深め、社会人にもと められる自分自身の問題解決能力を向上させる時間として自学自習時間を積極的 に利用するように努めてください。

以上 大島商船高等専門学校における資格取得等及び外部教育施設において修得した授業科目に係る学修による単位認定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大島商船高等専門学校学則(以下「学則」という。)第14条の4及び 第14条の5の規定に基づき、資格取得等及び外部教育施設において修得した授業科目に 係る学修(以下「特別学修」という。)による単位修得の認定に関し、必要な事項を定め る。

(特別学修)

第2条 大島商船高等専門学校において教育上有益と認める特別学修は、別表のとおりと する。

(特別学修の単位認定申請)

- 第3条 前条に規定する特別学修により単位修得の認定を受けようとする者は、特別学修による単位修得認定願(別紙様式)に成果を証明する書類を添付のうえ、校長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請は、学年末成績会議の1週間前までに行うものとする。ただし、第5学年の 学生にあっては、5年成績会議の1週間前までに申請しなければならない。 (単位認定)
- 第4条 前条の規定により申請があった特別学修について、教務委員会の議を経て校長が 単位の修得を認定する。
- 2 前項の規定により認定することができる単位数は、別表の認定単位数とする。ただし、 既に下級の資格取得により単位修得の認定を受けている場合であって上級の資格取得に より認定することができる単位数は、別表の追加認定単位数とする。
- 3 外部教育施設の授業科目修得により認定することができる単位数は、それぞれの教育施設の定める当該科目の単位数とする。ただし、第3学年以下の学生が学修単位に相当する科目を修得した場合の単位数は、教務委員会の議を経て決定する。

(成績評価及び指導要録への記載)

- 第5条 認定された単位数は、指導要録の「学習の記録」欄に特別学修を修めた年度の学年 欄に資格等の種類及び級を記載するものとする。ただし、評価は記入しないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、外部教育施設において修得した授業科目の評価は、当該科目 を提供した教育施設の評点をもって、大島商船高等専門学校学業成績の評価並びに進級及 び卒業の認定に関する規則(以下「進級規則」という。)第10条第1項に規定する評語に より記入する。ただし、席次決定の要因には含めないものとする。

(単位算入の区分)

第6条 認定された単位を学則第14条の3に規定する全課程修了の認定に必要な単位数に 算入する場合は、特別学修の種類に応じて別表に掲げる単位算入の区分によるものとす る。 (修得累計単位数への算入)

- 第7条 認定された単位数は、進級規則第14条第2号に規定する修得累計単位数に含めることができるものとする。
- 2 学則第14条2項に規定する授業科目への読み替えは行わない。 (原級留置した場合の認定単位の取扱い)
- 第8条 認定された単位数は、進級規則第16条の規定にかかわらず、原学年に留まった場合においても有効とする。

附則

- 1 この規程は、令和6年3月4日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行により、大島商船高等専門学校における知識及び技能に関する審査に おける成果に係る学修による単位認定に関する規程(平成19年2月6日施行)は、廃止 する。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条,第4条及び第6条関係)

取得した資格名等・	認定	追加 認定 .	単位算入の区分			
外部教育施設において修行	导した授業科目	単位数	単位数	商船系	工業系	
実用英語技能検定	準2級	1	_	一般	科目	
	2級	3	2			
	準1級	5	2			
	1級	7	2			
技術英語能力検定	2級	1	_	一般科目	専門科目	
	1級	2	1			
	準プロフェッショ ナル	3	1			
	プロフェッショナル	7	4			
CG エンジニア検定 <b>※</b> 1	エキスパート	2	_	専門	  科目	
画像処理エンジニア検定 ※ 1	エキスパート	2	_	専門	科目	
CG クリエイター検定※1	エキスパート	2		専門	科目	
Web デザイナー検定※1	エキスパート	2	_	専門科目 専門科目		
マルチメディア検定	エキスパート	2	_			
ディジタル技術検定	2級	1		専門	科目	
(情報部門)	1級	3	2			
ディジタル技術検定	2級	1	_	専門科目		
(制御部門)	1級	3	2			
情報処理活用能力検定	準2級	1		専門	科目	
	2級	2	1			
	1級	3	1			
情報活用試験・	情報活用試験1級	1		専門科目		
情報システム試験	情報システム試験 (プログラマ認定)	2	1			
	情報システム試験 (システムエンジニ ア認定)	3	1			
実用数学技能検定	準2級	1	_			
	2級	2	1	一般科目		
	準1級	3	1			
	1級	5	2	専門科目		
外部教育施設において修行		<b>%</b> 2	-	**	3	

<sup>※1</sup> 認定できる単位数は合わせて4単位までとする。

<sup>※2</sup> 認定できる単位数は第4条第3項に規定するとおりとする。

<sup>※3</sup> 修得した科目ごとに、教務委員会の議を経て決定する。

#### 別紙様式

# 特別学修による単位修得認定願

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科 年

氏名

下記のとおり特別学修を修めましたので、単位修得を認定くださいますようお願いいたします。

記

#### 1. 単位の認定を願い出る特別学修

E		級
1	技術英語能力検定	級
(	CG エンジニア検定	エキスパート
Ī	画像処理エンジニア検定	エキスパート
(	CG クリエイター検定	エキスパート
V	Veb デザイナー検定	エキスパート
-	マルチメディア検定	エキスパート
3	ディジタル技術検定	部門
		級
,	青報処理活用能力検定	級
,[	青報活用試験	1級
1	青報システム試験	認定
2	実用数学技能検定	級
3	外部教育施設における学修	
	大学等名 ( )	
	科目名 ( )	
	シラバスに記載された単位数 (単位)	

※該当する資格等の左欄に○を付け、右欄に級等を記載すること。

※外部教育施設において修得した授業科目は、中央欄に必要事項を記載すること。

#### 2. 添付書類

特別学修の成果を証明する書類(写)

### 大島商船高等専門学校におけるインターンシップに関する規則

- 第1条 この規則は、大島商船高等専門学校(以下「本校」という。)学則第14条第2項別表第2に定める選択科目のうち、インターンシップにおける学修に関し、必要な事項を定める。
- 第2条 学生は、インターンシップにおける学修を受けようとするときは、インターンシップの学修許可願(別紙様式1)に学修計画書等を添え、学級担任を経て校長の許可を受けるものとする。
- 第3条 学生は、インターンシップにおける学修を行い、単位の認定を受けようとするときは、インターンシップの学修単位認定願(別紙様式2)に、インターンシップ学修証明書 (別紙様式3)及びインターンシップ学修報告書(別紙様式4)を添え、学級担任を経て校長に願い出るものとする。
- 第4条 校長は、前条の規定により願い出のあった場合は、単位の修得を認定することができる。
- 2 認定される単位は、申請が出され認定された年度の単位とする。
- 3 第1条に定める学修の評価は、「合格」とする。
- 第5条 この規則の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成19年2月6日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行により、大島商船高等専門学校における校外工場実習に関する規程 (平成10年6月16日施行)は、廃止する。

附則

- この規程は、平成19年6月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。 附 則
- この要領は、令和3年8月2日から施行する。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

#### 別紙様式1

# 大島商船高等専門学校における インターンシップの学修許可願

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科名

学 年

学籍番号

氏 名

(自署)

下記のとおりインターンシップを学修したいので、御許可くださるよう関係書類を添えて お願いします。

記

- 1 インターンシップの目的
- 2 インターンシップ受入れ事業所名
- 3 学修日

令和 年 月 日()から令和 年 月 日()まで

4 添付書類

学修計画書等

#### 別紙様式2

# 大島商船高等専門学校における インターンシップの学修単位認定願

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科名学年学籍番号氏名(自署)

下記のとおりインターンシップを学修したので、本校における修得単位として認定してくださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

- 1 インターンシップ受入れ事業所名
- 2 認定を願い出る単位数

単位

3 添付書類

インターンシップ学修証明書(別紙様式3) インターンシップ学修報告書(別紙様式4)

# インターンシップ学修証明書

年 月 日

下記のとおり当事業所において、インターンシップを学修したことを証明します。

# 事業所名 責任者職氏名

学 校 名	大島商船高等専	門学校		学科	第	学年	
学生氏名							
学修部課名							
学修期間							
学修テーマ							
	出勤	欠	勤	遅	刻	早	退
出欠状況	日		日		日		口
	お気付きのこと、又は	は, 連絡事項	がある場合	はご記入くだ	さい。		
摘要							

学科長	学級担任	評価
		合 格
		不合格

# インターンシップ学修報告書

年 月 日

1 11/2 177	
学科	殿

学		生	所属				学科	氏名	, I			
学修	期	間	令	和	年	月	B	$\sim$	令 和	年	月	日
インター 受入れ事 属先・組	業所	(西己										

インターンシップの内容(概要・所感)

#### 大島商船高等専門学校インターンシップ実施要項

制 定 平成19年2月6日

#### 1 目 的

この要項は、大島商船高等専門学校におけるインターンシップの学修に関し必要な事項を定める。

#### 2 主 管

- (1) インターンシップは、原則として第4・5学年で実施し、教務主事主管のもとに各学科長が学級担任と計画のうえ企業、国又は地方公共団体あるいは大学等(以下「事業所等」という。)に委託し、その就業規則等に従って実施する。
- (2) インターンシップに関する事務は、学生課教務係が担当する。

#### 3 学級担任の任務

学級担任は、学科長の指示のもとに、次の業務にあたる。

- (1) インターンシップ受入れ先事業所等の選定
- (2) インターンシップ受入れ先事業所等への配属
- (3) インターンシップの内容、テーマ等に関する助言・指導
- (4) インターンシップ中の留意事項(安全・就業心得等)の事前指導
- (5) インターンシップ中に発生した事故又は異常事態の処置及び報告
- (6) 必要に応じて、インターンシップの受入れ先事業所等の巡回指導
- (7) 規則に定める単位認定願、学修証明書、学修報告書等の受理及び評価
- (8) その他必要な事項

#### 4 願いの提出

インターンシップを希望する学生は、学生課教務係が所定の場所に掲示するインターンシップ受入れ事業所等を確認のうえ、規則第2条に定める願いを担任教員に提出しなければならない。

#### 5 実施時期

インターンシップは、原則として夏季休業期間中に実施するものとする。

#### 6 期 間

インターンシップの期間は、1週間以上とする。

- 7 インターンシップを実施するに際し、学生が留意することは次のとおりとする。
  - (1) インターンシップ活動賠償責任保険への加入 インターンシップを学修する学生は、インターンシップにおける事故・損害等に備え、 インターンシップ開始前にインターンシップ活動賠償責任保険に加入すること。

- (2) インターンシップ受入れ事業所等への出頭に際しての注意事項
  - ア 出発までに、インターンシップ受入れ事業所等の概要等を承知するとともに、イン ターンシップ受入れ事業所等の趣旨、目的を把握しておくこと。
  - イ 指定された時間の遅くとも 10 分前までに出頭すること。特に遠方へ出頭する場合 は列車時刻表等をよく調べ、余裕を持って行くように心がけ、指定日時に遅れな いよう十分注意すること。
  - ウ 病気,事故等で指定日時に出頭できない場合は,学級担任又は学生課教務係に連絡 するとともにインターンシップ受入れ事業所等へ連絡し,その指示を受けること。
- (3) 持参すべきもの
  - ア印鑑
  - イ 学生証
  - ウ健康保険証

なお、携行できない場合は保険証の記号番号を控えておくこと。

- エ 手帳, ノート, レポート用紙, 筆記用具等
- オ 身回り品(寝巻,洗面用具,上履き,運動靴等)
- カ その他、インターンシップ受入れ事業所等から指定されたもの。
- (注) 出発前に受入れ条件を確認し、忘れ物等をしないよう注意すること。また、日用品等については、最少限にすること。
- (4) インターンシップを受けるに際し、次の事項をよく心得てインターンシップに臨むこと。
  - ア インターンシップに専念し、大島商船高等専門学校の学生であることを自覚して、 その言動に責任を持つこと。
  - イ 配属先のインターンシップ責任者及び指導者の指示に従い,決して勝手な行動をと らないこと。
  - ウ 職場規律は厳正に守り、秩序を乱さないこと。
  - エ 職場の人たちには努めて謙虚な態度で接し、学生としての良識ある行動をとり、礼節を守ること。
  - オ 常に細心の注意をはらい、不慮の災禍を防止すること。
  - カ 諸手続き、インターンシップの要項、就業規則等の説明があるのが通例である。特 に安全指導については必ず厳守し、また、インターンシップにより知り得た内容を他 に漏らさないこと。
  - キ インターンシップ受入れ事業所等へは本校から事故防止について十分お願いしてあるが,万一事故等があった場合は,インターンシップ責任者の指示を受けるとともに, 学級担任又は学生課教務係へ連絡すること。
  - ク インターンシップを休むとき及びインターンシップの時間に遅参,早退等をすると きは、事前にインターンシップ責任者の承認を得ること。
  - ケ 職場を離れるときは、必ず行き先、用件を明らかにしておくこと。
  - コ 許可なく指定外の場所に入ったり、設備・製品等の社内での写真撮影をしないこと。
  - サ インターンシップ期間中に配属先又は、住所等の異動を生じたときは、その都度学生課教務係に連絡すること。

8 インターンシップ終了後の提出物等

インターンシップ終了後は、規則第3条に定める単位認定願に「学修証明書」及び「学 修報告書」を添付して、速やかに学級担任に提出すること。

附則

附則

- 1 この要項は、平成19年2月6日から実施し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 大島商船高等専門学校校外工場実習実施要項(平成10年6月16日実施)は廃止する。 除け 即
  - この要項は、平成19年6月4日から実施し、平成19年4月1日から適用する。 附 則
  - この要項は、平成19年7月11日から実施する。
  - この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
  - この規則は、令和7年4月1日から施行する。

#### 大島商船高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則

制 定 平成17年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、大島商船高等専門学校学則第39条及び第41条の規定に基づき、大島 商船高等専門学校専攻科(以下「専攻科」という。)の授業科目の履修方法及び成績の 評価並びに修了の認定に関し必要な事項を定める。

(単位の計算方法)

- 第2条 授業の1単位時間は、標準50分とし、単位制とする。
- 2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって 構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に 必要な学習等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。
  - (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 実験,実習及び特別研究については,45時間の授業をもって1単位とする。 (履修方法)
- 第3条 専攻科に開設する授業科目の履修に当たっては、各学期当初に「受講科目履修 届」(別紙第1号様式)を所定の期日までに専攻科主任を経由して専攻科長へ提出しな ければならない。

(指導教員)

第4条 専攻科の学生は、各専攻の指導教員から授業科目の履修及び特別研究の指導を受けるものとする。

(試験)

- 第5条 専攻科の試験は、定期試験及び追試験(以下「定期試験等」という。)とする。
- 2 定期試験は、各学期末に実施する。
- 3 追試験は、次の各号の一つに該当する者のうち、「追試験受験願」(別紙第2号様式)を所定の期日までに専攻科主任を経由して専攻科長へ提出し、校長の許可を得た者に対し実施する。
  - (1) 伝染病及び流行性疾患に罹患し受験できなかった者で、医師の診断書を添え欠席届を提出した場合
  - (2) 忌引
  - (3) その他やむを得ない事由があると校長が認めた場合

(成績の評価)

- 第6条 授業科目の評価は、科目ごとの試験の成績及び出席状況並びに平常の学習状況を総合して行うものとする。
- 2 成績の評価は、優、良、可及び不可の評語をもってし、次の評点区分による。

優 80 点以上

良 66 点以上 80 点未満

可 60 点以上 66 点未満

不可 60 点未満

- 3 特別研究は、優、良、可及び不可をもって評価する。
- 4 授業科目の評価について疑義がある場合は、春学期又は前学期は9月末日まで、秋学期又は後学期は3月末日までに専攻科主任を経由して専攻科長へ申し出ることができ

る。

第7条 各授業科目とも欠課時数が1単位当り3時間(授業時数の5分の1)を超えるものに対しては、成績の評価は原則として「不可」とする。

(単位の認定)

- 第8条 第6条の規定に基づき、優、良及び可に評価された授業科目については、当該科目を修得したものとして単位を認定する。ただし、「特別研究 I」が「不可」となった場合、再履修により当該科目を修得するまでは「特別研究 II」を履修することができない。(再履修)
- 第9条 第6条第2項及び第3項の規定に基づき「不可」に評価された授業科目については、次年度において再履修することができる。
- 2 再履修する場合は、「再履修願」(別紙第3号様式)を所定の期日までに、専攻科主任 を経由して専攻科長へ提出しなければならない。

(修了の要件)

第10条 専攻科の修了は、学則第39条に規定するもののほか、次表に掲げる修了に必要な単位数を修得しなければならない

科目		必修科目					
	専門共通		専門専攻	40.40	専門共通	専門専攻	合 計
専攻	一般科目	科目	科目	一般科目	科目	科目	
海洋交通システ ム学専攻	2 単位	6 単位	2 4 単位	4 単位以上	10単位以上	16単位以上	6 2 単位 以上
電子・情報シス テム工学専攻	2 単位	6 単位	2 4 単位	4 単位以上	10単位 以上	16単位 以上	6 2 単位 以上

(他の教育施設等で履修した単位認定)

- 第11条 大学及び他の高等専門学校の専攻科等(以下「大学等」という。)で開設されている授業科目の履修を希望する者は、あらかじめ大学等の許可を受けた上で「大学等受講願」(別紙第4号様式)を添付して専攻科主任を経由し、専攻科長へ提出しなければならない。
- 2 前項で修得した単位は、一般科目及び専門科目の合計24単位を超えない範囲で専攻科の履修とみなし、その単位を認定することができる。ただし、一般科目の単位は4単位を上限とし、専門科目の単位は20単位を上限とする。
- 3 単位の認定は「修得単位認定願」(別紙第5号様式)を専攻科主任を経由して専攻科長 に提出し、専攻科委員会に付すものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、専攻科の授業科目の履修に関して必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年6月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月5日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

ДIJ.	小八分	ナエ ク	你凡 (免 3 未 ) ( )							
	受講科目履修届									
			専攻 (学籍							年 月入学
氏	名				(自署)					
  区	分	必修 選択	授業科目	単位	受講		学 年 5 年	引配当		科目教員氏名
_		の別		数	(〇印)	期	期	_期	_期	(担当教員本人の署名)
		必修								
	- 设									
1	타	選択								
	∄	1)(1								
		ıŽs								
		必修								
	_									
	専門	選択								
	門共通									
	科									
	目									
	Н									
		必								
専		修								
専門科目										
目										
	専									
	専門市									
	専攻科目									
	科  日	選								
		選択								
				-						
				$\vdash$						
		一般	L 科目▪専門科目合計							
注意										
(E)										

# 追試験受験願

任.		
11124	H	
	/	-

大島商船高等専門学校長 殿

専攻(学籍番号)	
氏名	(自署)

下記の授業科目の追試験を受験したいので、許可願います。

記

履修科目名	単位数	科目担当教員署名	備考

(注意) この届けを提出する前に、必ず科目担当教員の承認を得て、上記署名欄に署名を もらった後、提出期限内に学生課教務係へ提出すること。

# 再 履 修 願

				年	月	日
大島商船高等専門学校長	殿					
			専攻	(学籍番号)		
		氏名				(自署)_

下記の授業科目を再履修したいので、許可願います。

記

履修科目名	単位数	科目担当教員署名	備考

(注意) この届けを提出する前に、必ず科目担当教員の承認を得て、上記署名欄に署名を もらった後、提出期限内に学生課教務係へ提出すること。 別紙第4号様式(第11条関係)

# 大 学 等 受 講 願

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

専攻(学籍番号)	
氏名	(自署)

下記のとおり、大学等で開設されている授業科目を受講したいので、許可願います。

記

科目	名	単位数	受	講	期	間	大	学	等	名	備	考
				年年		日~ 日						
				年年	 月 月	月~ 目						
				年年	月 月	日~ 日						
				年年	月 月	日~ 日						
				年年	月 月	日~ 日						

(注意) この届けを提出する際には、必ず受講する大学等の受講許可書類を添付してく ださい。

# 修得単位認定願

年 月 日

大島商船高等専門学校長	長 殿
-------------	-----

専攻 (学籍番号)	
氏名	(自署)

下記のとおり、大学等で修得した単位を認定してくださるようお願いします。

記

科目名	評位数	修得年度	本校対応科目	科目 教員 署名

(注意) この届けを提出する際には、大学等の成績証明書を添付してください。 該当科目のシラバスを添付してください。

## 20 大島商船高等専門学校図書館利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は大島商船高等専門学校図書館規則第5条の規定に基づき、本校の図書館が管理する 図書及びその他の資料(以下「図書」という。)並びに施設の利用に関し、必要な事項を定めるものとす る。

(利用者)

- 第2条 図書館を利用することができる者は、次のとおりとする。
  - (1) 本校の教職員
  - (2) 本校の学生(研究生,聴講生及び科目等履修生を含む。)
  - (3) 図書館の利用を申し出た一般の利用者
- 2 前項第3号に掲げる者は、所定の図書館利用願に必要事項を記入のうえ提出し、図書館利用カードの交付を受けるものとする。なお、図書館利用カードは年度内有効とし、同カードの提示により入館するものとする。

(休館日)

- 第3条 休館日は、次のとおりとする。
  - (1) 日曜日及び祝日(ただし,試験期間中は原則除く。)
  - (2) 春季, 夏季, 冬季及び学年末休業期間中の土曜日
  - (3) 12 月 28 日から翌年1月3日まで
  - (4) その他,図書館長が特に必要と認めた日

(開館時間)

- 第4条 開館時間は、次のとおりとする。
  - (1) 平日

9時 から 19 時まで (ただし, 春季, 夏季, 冬季及び学年末休業期間については 9時 から 17 時までとする。)

- (2) 土曜日並びに試験期間中の日曜日及び祝日
  - 13 時から 17 時まで
- 2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めた場合には、開館時間を臨時に変更することができる。

(遵守事項)

- 第5条 図書館を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 図書館利用に必要と認められる用具以外は、持ち込まないこと。
  - (2) 静粛を保つこと。
  - (3) 図書, その他の物品を丁寧に取り扱うこと。
  - (4) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
  - (5) 書庫への入室は行わないこと。
  - (6) 飲食及び喫煙等は行わないこと。
  - (7) その他係員の指示に従うこと。

(図書の館外利用)

- 第6条 第2条に規定する利用者は、所定の手続を経て図書を館外に帯出して利用することができる。
- 2 第2条第1号に該当する者の場合は、職員身分証明書をもって図書館利用カードとする。
- 3 第2条第2号に該当する者には、入学時に図書館利用カードを交付する。
- 4 第2条第3号に該当する者は、別紙様式1 (図書館利用願)及び本人を確認できる証明書(運転免許証,健康保険証等)を提示し、図書館利用カードの交付を受けた者とする。
- 5 図書館利用カードは、他人に譲渡及び貸与してはならない。また、紛失や破損した場合には、速やかに届け出て、再交付を受けなければならない。
- 6 利用者の資格を失ったときは、速やかに図書及び図書館利用カードを返却しなければならない。
- 第7条 図書を館外に帯出して利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 他に転貸しないこと。
  - (2) 期限までに返却すること。
  - (3) 館外利用を許可された期限内であっても、図書館長から請求があったときには、直ちに返却すること。

- (4) 教職員が退職又は転任するとき並びに学生が卒業,退学又は休学するときは,直ちに返却すること。
- 第8条 次の各号に掲げる図書は、禁帯出とする。
  - (1) 貴重書及び特定の図書
  - (2) 辞書, 辞典
  - (3) 定期刊行物の最新号

(貸出しの期間及び冊数)

- 第9条 貸出しの期間及び冊数は、次のとおりとする。
  - (1) 教職員 1月以内 10冊まで
  - (2) 学 生 2週間以内 5冊まで (卒業研究利用の場合は1月以内)
  - (3) 一般の利用者 2週間以内 5冊まで
- 2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めた場合は、貸出期間及び冊数について特別の扱いをすることができる。
- 3 DVDの貸出しは、1週間以内、2点までとする。

(貸出停止等)

第 10 条 図書館長が管理上必要と認めた場合は、図書の貸出しを停止し、又は貸出中の図書を返却させることができる。

(文献複写)

- 第 11 条 文献複写(著作権法の範囲内で,当館所蔵資料に限る。)は,有償で行う。
- 2 文献複写に関し必要な事項は、別に定める。

(個人情報の漏えい防止)

第 12 条 図書館において管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報(公文書等の管理に関する法律施行令第4条第5号で規定する個人情報をいう。) については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則(機構規則第 65 号第 40 条)の規定に基づき、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(罰則)

- 第 13 条 図書を紛失又は著しく汚損したときは、同一図書若しくは相当の代金をもって弁償しなければならない。
- 第 14 条 この細則に違反した者は、図書館の利用を停止することがある。

附則

- 1 この細則は, 昭和 51 年 11 月 10 日から施行する。
- 2 大島商船高等専門学校図書室規則(昭和42年6月1日制定)は廃止する。

附則

この細則は, 昭和 60 年 11 月 6 日から施行し, 昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。 附 則

この細則は、平成4年5月1日から施行する。

附則

この細則は, 平成 10 年 6 月 23 日から施行する。 附 則

この細則は, 平成 13 年 3 月 12 日から施行する。 附 則

この細則は, 平成 15 年4月1日から施行する。 附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。 附即

この細則は, 平成 19 年 1 月 1 日から施行する。 附 則

この細則は, 平成 23 年 4 月 1 日から施行する。 附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 大島商船高等専門学校図書館公開実施要領(平成元年7月1日制定)は、廃止する。

別紙様式1							
	2	書食	官利用	願			
				令和	年	月	H
大島商船高等専門	学校図書館長	殿					
		ふりがな 氏 名					
		生年月日	年		日 年齢(	)	
		性 別				·	
				-			
		住 所	〒				
		電 話					_
			2.2 1.3 22 hda 17 154	-\			_
		職業(勤務先	または学校名等	<del>(</del>			
							_
下記のと	おり貴館を利用	用したいので	許可願います。				
			記				
			н				
1 利用期間	令和	年 月	日 ~	令和 年	3月31日		
2 備考							
	図書館長	課長	課長補佐	係長	担当者		
	受付年月日		決裁年月日		!		
	利用許可番号						

#### 大島商船高等専門学校学生相談室規則

制 定 平成16年5月10日

(設置)

第1条 大島商船高等専門学校に、学生相談室を置く。

(目 的)

第2条 学生相談室は、学生生活の中で生じるさまざまな問題についてカウンセリング活動を行い、学生自身が問題解決できるように適切な助言・援助を行うことを目的とする。

(業務)

- 第3条 学生相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 学生の就学, その他個人的な相談に関すること。
  - (2) 学生の精神衛生上必要な相談及び援助に関すること。
  - (3) カウンセリング活動に必要な各種の検査及び調査・研究に関すること。
  - (4) 学生への理解を深め、援助する力を高めるための研修に関すること。
  - (5) その他学生へのカウンセリングに必要な業務の実施に関すること。

(職員)

- 第4条 学生相談室に、次の職員を置く。
  - (1) 室長
  - (2) 副室長
  - (3) カウンセラー
  - (4) 相談員 若干名
  - (5) 補助相談員 1名
- 2 室長,副室長及び相談員は,本校の教員とし,校長が任命する。
- 3 カウンセラーは、専門的知識、経験を有する者とし、校長が委嘱する。
- 4 補助相談員は、学生課所属の看護師をもって充てる。
- 5 室長の任期は2年とし、副室長及び相談員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(業務の処理)

- 第5条 室長は、校長の命を受け、学生相談室の業務を処理する。
- 2 副室長,カウンセラー及び相談員は,室長を補佐し,学生相談室の業務に従事する。
- 3 補助相談員は、学生と学生相談室職員との連絡調整等補助的業務に当たる。

(守秘義務)

第6条 学生相談室職員は、業務上知り得た個人的な情報を他に漏らしてはならない。

(委員会の設置)

第7条 学生相談室の運営及びその業務の実施を円滑に行うため,学生相談室運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

- 第8条 委員会は、次の委員をもって組織する。
  - (1) 室長
  - (2) 副室長
  - (3) カウンセラー
  - (4) 相談員
  - (5) 補助相談員
  - (6) 学生主事
  - (7) 学生課長

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

(会議)

第10条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議長となる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長は、必要があると認めたときには、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(学生相談室及び委員会の事務)

第12条 学生相談室及び委員会に関する事務は、学生課学生係において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、学生相談室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成16年5月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 大島商船高等専門学校カウンセラー室規程(平成12年4月1日)は、廃止する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 大島商船高等専門学校いじめ防止等基本計画

校長裁定

制 定 令和2年7月1日

大島商船高等専門学校(以下「本校」という。)は、いじめ防止対策推進法(平成25年16 法律第71号。以下「法」という。)、いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。)、独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー、独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドラインにのっとり、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであると認識し、本校における全ての学生の尊厳が保持され安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等(いじめの未然防止、早期発見、事案対処をいう。以下、同じ。)の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「大島商船高等専門学校いじめ防止等基本計画」(以下「基本計画」という。)を定める。

令和3年9月17日,「大島商船高等専門学校第三者調査委員会」(再設置)は調査報告書 (以下「報告書」という。)を提出し、本校に対する多くの問題点を指摘し、これからの改善点を提言した。

これを受けて、本校は今回指摘された問題点、再発防止に向けた提言を検証し、多くの 反省と検証の中から、この厳しい現状を真摯に受け止め、再発防止と教育環境の向上に努 める。

#### 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、学生に対して、一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、些細な喧嘩などであっても、「いじめ」として情報共有し、しっかりと調査をして対応する。

報告書は、いじめを捉える視点として、いじめの四層構造(被害者、加害者、観衆及び傍観者)、スクールカースト(学級内地位)、いじめの三段階(いじめの進行過程や心理変化を表す「孤立化・無力化・透明化」)を説明しており、学生の置かれた状況を俯瞰的に見る視点を提供している。いじめの定義といじめを捉える視点の理解を進める。【報告書 第 I 部 第 2 章 事実認定や「いじめ」の評価検証を行うための視点】

#### (2) いじめ防止等に関する基本的な方向性

本校の教育目標に掲げる「豊かな教養と国際感覚を身につけた、視野の広い技術者を養成する」、「協同の精神と責任感を培い、集中力・耐久力を養い、指導者として必要な能力を育成する」、「探究心を養い、身体を鍛え、先人の遺産を学び、新技術を創

造できる能力を育成する」を達成するため、誰もが安心・安全を共有でき、共に成長 し合える教育環境を形成し、本校はその責務を自覚しいじめの防止・根絶に取り組ん でいく。

また,本校,家庭,地域などが一体となり,いじめの根絶に向けた継続的な取組を 社会総がかりで推進していく。

#### (3) いじめ防止等に関する目標の設定

「教職員・学生のいじめに関する認識を深めること」を目標とする。

#### 2 いじめ防止等のための具体的な取組

#### (1) 学内体制等

〈関係資料〉

【別紙1】いじめ対策委員会の組織と取組

#### ① いじめ対策委員会

本校におけるいじめの防止等に関する措置を体系的・計画的かつ組織的に行うため、「いじめ対策委員会」を置く。この委員会は組織的ないじめ対策の中核として、いじめ防止等に係る各取組を総括し、さらに、それらの評価・検証等を行い、恒常的に内容等の改善を図る。

いじめ対策委員会における組織と取組の具体的な内容は【別紙1】のとおりとする。

#### ② いじめ対策小委員会

・「いじめ対策委員会」の下にいじめ事案発生時に実働し、いじめ事案の調査や関係者への聴き取りを行う組織として、「いじめ対策小委員会」を置く。 いじめ対策小委員会における組織と取組の具体的な内容は【別紙1】のとおりとす

る。

#### ③ いじめ事案対処チーム

・「いじめ対策小委員会」の下にいじめ事案毎に、具体的な対応に当たる組織として 「いじめ事案対処チーム」を置く。

いじめ事案対処チームにおける組織と取組の具体的な内容は【別紙1】のとおりとする。

#### (2) いじめの未然防止(いじめの予防)

いじめの防止等は、学校の全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、 徹底して取り組むべき重要な課題である。いじめをなくすため、まずは、日頃から、深い学生理解に立ち、学生指導学生支援の充実を図り、学生が安心して学び、 いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

学生指導は、一人ひとりの学生の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の学生の自己指導能力の育成を目指すものである。

自己指導能力を育成するためには、次の三つの機能をあらゆる教育活動に生かす ことが重要である。

- ① 学生に自己存在感を与えること 学生一人ひとりはかけがえのない存在であり、一人ひとりの存在を大切にする 指導のことである。
- ② 共感的な人間関係を育成すること 教職員と学生及び学生同士が、相互に尊重し共感的に理解し合う人間関係を 育成することである。
- ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること 学生が、決められたルールを守り、自分自身で責任が取れる範囲内において、 自らが行動を選択し、その行動に責任をとる機会を与えることである。

【報告書 第Ⅲ部 第1章 いじめ防止について】

#### 〈関係資料〉

【別紙 2】大島商船高専いじめ防止プログラム 【別紙 3】いじめの未然防止・早期発見の取組

- ① 学生指導・教育相談の充実・強化
  - ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うため、学生の人権教育を 実施し、学生の持つ良さや可能性を引き出すよう、自己啓発力・創造力を高める学 生指導の推進に努める。学生の状況等についても日頃から積極的な情報共有に努め、 学生理解に努める。
  - ・事例研究や教育相談等の校内研修を実施し、教職員自身の人権意識を高め、体罰や 言葉による暴力を絶対に行わない。
  - 教職員間の連携促進に努める。
  - ・教職員を対象に、「基本計画」の理解の徹底及びいじめに対する認識を深めるため チェックリストを年2回実施する。

#### ② 本校の教育活動全体を通した取組

- ・豊かな感性を育み,互いに個性を尊重する中で,学生が安心して安全に学ぶことができる環境づくりを進める。
- ・学生同士または教員との信頼関係を基盤として,学習環境の整備と学習規律の徹底 等に努め、教育効果を高める授業を行う。
- ・自己指導能力を育成するため、学生の思考力、判断力、表現力を高め学習内容を深めていくことができるよう、学生の考えや意見を意味付け、価値付け、さらに他の学生へ投げ掛け、新たな発見を引き出すなどの授業展開を心掛ける。
- ・学生が自ら意欲的に取り組み,他者との協力の大切さを感じ,成し遂げる喜びを体験していくことができるよう,LHR活動をはじめ,学校行事,学生会活動,部活動において,学生が主体的に取り組めるよう,内容方法等を工夫改善する。
- ・思いやりの心や社会性を育むために、オープンキャンパス、商船祭での来客者の案 内等を積極的に学生に担当させ、また、地域社会でのボランティア体験活動等にも

取り組ませる。

- ・学生にいじめに対する認識を深めるため、学生意識調査を実施する。
- ・部活動においては、顧問教員等の指導の下、学生の能力・適性、興味・関心等に応 じた自己指導能力の育成を図る。

#### ③ 担任等教員の取組

- ・日常的にいじめの問題について触れ,「いじめは人間として絶対に許されない」と の雰囲気を,ホームルーム等を利用して,学級全体に醸成する。
- ・はやし立てたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ, 「いじめの傍観者」から「いじめを抑止する仲介者」への転換を促す。
- ・教員の不適切な認識や言動が、学生を傷つけたり、他の学生によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ・いじめの問題について校内研修や教員会議で積極的に取り上げ,教員間の共通理解 を図る。
- ・日頃から他の教員や関係機関等との情報交換や連携に取り組む。

#### ④ 寮生活全体を通した取組

- ・共同生活の中で,互いに協力すること,尊重することを重視し,安心・安全な生活 環境づくりに努める。
- ・ 自習時間を活用し、計画的に学習を行える環境づくりに努め、教育効果を高める。
- ・生活する中で、他人との違いを認め合い、集会点呼などを通じて、話し合いによる 問題解決できる環境を構築する。
- ・共助による問題解決を図るため、指導寮生による下級生へのサポートを援助する。
- ・寮祭などのレクリエーション活動により、親睦を深める取り組みをサポートする。
- ・学寮指導員の配置により、安心・安全な生活環境づくりをサポートする。

#### ⑤ 管理職の取組

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ,「いじめは人間として 絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた人権教育の充実,読書活動・体験活動などの推進等に 計画的に取り組む。
- ・学生が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の 機会を積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめの問題に学生自らが主体的に参加する取組を推進する。(例えば、学生会によるいじめ撲滅の宣言など)

#### ⑥ 保護者・地域との連携

- ・いじめの未然防止や早期発見のために、教育懇談週間等の実施を通して保護者との 緊密な連携を図り、日頃からの信頼関係づくりに努める。
- ・「基本計画」を学生及び学生の保護者に周知するとともに、誰もがその内容を容易 に確認できるようにするため、ホームページ等により公表する。
- ・地域の協力を積極的に求め、地域との情報交換を密にし、地域の相談窓口や関係機

関とも連携を図り、本校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

#### (3) いじめの早期発見

#### 〈関係資料〉

【別紙3】いじめの未然防止・早期発見の取組

#### ① 校内相談体制の確立

- ・事務職員、SC等も含めた教職員が連携を密にする体制を確立する。
- ・学生をきめ細かく見守るとともに、「からかい」や「インターネット上のいじめ」 を含めて、いじめに関するアンケート調査や個人面談に取り組み、学生・保護者の 実情をできる限り正確に把握することに努める。
- ・SNSを介したいじめの兆候を捉えるために、誹謗、中傷、からかい等の書き込みなど、SNSに関して自ら知り得た情報や学生から報告を受けた情報は、速やかに関係教職員及び関係機関に連絡する。
- ・学生の多面的・多角的な情報や実態について教職員で共有を図る。
- ・学生相談室担当教員,看護師等を中心に,些細なことでも相談しやすい環境づくりに努めるとともに,誰もが学生に寄り添い日常的に機会をとらえて声掛けを行う。
- ・他の学生を気にすることなく相談できるよう、落ち着いた雰囲気づくりに努める。
- ・必要に応じて、悩みの解消方法等について、SC、SSWの指導・助言を受けるなど、学生の状況に応じた支援を行う。
- ・悩みを抱えている学生・保護者がいつでも相談できるよう本校のメール相談窓口や 学校外の様々な相談機関があることを周知する。

### ② アンケート及び学生に関する各種調査の実施

- ・学生主事室が実施するアンケート 年4回,いじめに関するアンケートを実施し,アンケート結果に基づき,学生と 面談を行う。
- ・学生相談室が実施するアンケート・学生に関する調査 入学前には中学校からの連携シートにより、学生の特性や支援の必要性を早期 に把握する。入学後は hyper-QU、学校適応感尺度調査、保護者アンケート等によ り自己肯定感や学習意欲、友人関係、ソーシャルスキル尺度、教員との関係性、 クラスの状況等を把握し、分析の上カウンセリング等面談について、S C および クラス担任と連携・協力して行う。
- ・寮務主事室が実施する新入寮生アンケート 新入寮生に寮生活についてアンケートを実施し、寮での悩み等をできる限り把握 し、面談を行う。
- ・総務主事が実施する学生生活アンケート 学生及び保護者に学校生活アンケートを年2回実施し,「基本計画」の取組に対す る認識を把握する。

#### ③ 担任等教員の取組

・日頃から学生の見守りや信頼関係の構築に努め、学生が示す小さな変化や危険信号

を見逃さないアンテナを高く保つ。

- ・休み時間、放課後の学生との会話を通して、交友関係や悩みを把握する。
- ・保護者対象の教育懇談週間の機会を活用し、教育相談及び個人面談を行う。
- ・保健室を利用する学生との会話の中などで、その様子に目を配るとともに、いつも と違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室や学生相談室の利用,生活問題(いじめ)専用相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や,放課後の交通立哨等において,学生が生活する場での異常の有無を確認する。

#### 4 寮内指導体制の取組

- ・当直に入った教員が寮生を見守る中で,寮生が示す小さな変化や危険信号を察知した場合は,当直日誌などを活用し,寮務主事室,寮務係に報告する体制を確立する。
- ・寮生・保護者が寮生活の些細なことでも相談できるよう,相談しやすい環境づくり に努める。
- ・ 寮務係の業務時間外にも学寮指導員を配置することにより、相談できる時間帯を拡大する。
- ・寮生活の悩みを抱えている学生が相談しやすいよう、寮専用の意見箱を設置する。
- ・寮生活での様子や問題などを普段から学生相談室・保健室・担任と共有する体制を 確立する。

#### ⑤ 管理職の取組

- ・学生及びその保護者,教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が学生の悩みを積極的に受け止められる体制となり,適切に 機能しているか,定期的に「いじめ対策委員会」において点検する。

#### ⑥ 保護者・地域との連携

- ・学校生活アンケート等を活用し、保護者からの意見を課題把握に生かし、本校及び 組織の活性化を図るとともに、共に考え全体でいじめを解決していく姿勢を明確に 示す。
- ・情報発信に努めるとともに、理解と信頼が深まる取組を行う。
- ・種々の地域活動において、いじめ問題に関わる広報・啓発活動の推進に努める。
- ・入学時に中学校からの連携シートにより情報提供があった場合には、その情報を踏まえた支援等の取組を行う。

#### (4) いじめの早期対応(現に起こっているいじめへの対応)

〈関係資料〉

【別紙4】早期発見・事案対処マニュアル

#### ① 本校の体制づくり

・いじめを認知した場合は(疑われる場合も含む)担当教職員が抱え込むことなく, 本校のいじめ対策委員会委員に報告し,「いじめ対策委員会」を中核として,全校 体制でいじめ解決に向けた取組を行う。

- ・速やかに事実関係や状況等の詳細(5W1H)を把握し、教職員で情報の共有を図る。
- ・保護者と緊密に連携し、SC、SSWの助言等も受けながら解決に向けた具体的な 取組を行う。
- ・いじめられている学生の心身の安全を保障し、心のケアを図る場所として、学生相談室や保健室を位置付け、その機能の整備と拡充を図る。

#### ② いじめへの対応

- ・いじめの事実を認知後,直ちに状況を整理し、被害学生のケアの上、できる限り 早期に保護者に正確に伝える。
- ・いじめられている学生の、これまでの心の痛みや不安感等を共感的に理解するとと もに、「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢で対応する。
- ・いじめられている学生には、本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の色々な場面で支え、本人の良さを認めることによって自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- ・いじめている学生には毅然とした姿勢で対応する。
- ・いじめている学生の指導は、叱責や注意ばかりではなく、行為に及んだ背景について本人の話を十分に聞き、心情をくみ取るとともに、自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたかを認識させ内省を促す。
- ・いじめている学生の保護者へは、いじめの解消に向け取り組むことを伝え、協力を 依頼する。
- ・いじめを助長するような言動や、見て見ぬふりをする行為は、「いじめをすること と同じである」などと教職員が毅然とした態度で指導し、いじめは許さないという 校内の雰囲気づくりに努める。
- ・学生たちにいじめを見た場合には、制止するか、すぐに教職員に相談するように指導する。また、いじめを報告してきた学生に対しては、その勇気と態度を褒め、当該学生を守るために秘密を厳守し、特定されないよう配慮する。
- ・SNSを介して行われるいじめに対しては、書き込み等を印刷または写真撮影しておくなど、記録を取っておく。

#### ③ 関係集団への対応

・被害・加害学生だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

#### 4 いじめられている学生の保護者への対応

- ・複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。また、じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

#### ⑤ いじめている学生の保護者への対応

- ・事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
- ・学生や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・学生の生活環境に原因がある場合には、SSWにつなぐ。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

### ⑥ 保護者同士が対立した場合の対応

- ・教員が間に入って関係を調整する。
- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で挑す。
- ・管理職は、必要に応じて弁護士と連携して対応する。
- ・高専機構本部や関係機関と連携し、解決を目指す。

### ⑦ 地域・関係機関との連携

- ・いじめを確認した際には、そのいじめが重大事態の場合は、認知した当日中に機構本部に報告する。それ以外の報告は、機構本部の指示のとおりとする。
- ・開かれた学校づくりに努め、いじめ解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・犯罪行為として取り扱われる場合は、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

### (5) いじめの解消

### ① いじめが「解消している」状態とは

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消したとすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。 ア) いじめに係る行為が止んでいること
- ・いじめを受けた学生に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間は、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からいじめ対策委員会が、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、目安である3か月を超え設定するものとする。
- イ) いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた学生がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが必要であり、いじめを受けた学生本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### ② いじめの解消の判断について

- ・いじめの「解消している」状態の要件が満たされている場合であっても、必要に応 じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。
- ・当該いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は当該いじめを受けた学生及びいじめを行

った学生について、日常的に注意深く観察する必要がある。

### (6) 重大事態への対応

### ① 重大事態の定義

- ・いじめにより当該学校に在籍する学生の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する学生が相当の期間(不登校の定義を踏まえ,年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### ③ 重大事態の判断及び報告

- ・事案の背景にいじめが関連していないか、関係する学生や保護者等から情報収集 し、事実関係を整理した上で、「いじめ対策委員会」において判断する。
- ・ 当該事案を重大事態であると判断したときには、速やかに高専機構本部へ報告する。
- ・ 学生・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、 重大事態が発生したものとして調査・報告をする。

### 4 重大事態方針

- ・いじめの全容解明と早期対応の取組を基本姿勢として,「いじめ対策委員会」を中 核とする迅速・的確かつ組織的な対応を行う。
- ・高専機構本部で設置される「いじめ対応支援チーム」と連携しながら、保護者と も十分に連携を図り、いじめられている学生の心身の安全確保を最優先に考えた 取組を行う。

### ⑤ 重大事態の対応

- ・調査は本校が主体となって行う場合と、必要に応じて第三者からなる調査委員会において調査する。
- ・重大事態に関わる調査を行う際には、被害学生及び保護者の意向を踏まえて調査し、 その結果について適切に説明する。

### ⑥ 重大事態の留意事項

・調査結果に不都合な事実があったとしても、その事実に真摯に向き合い、いじめの 問題解決に向けた取組を全ての関係者が一丸となって進めていく。常に学生や保 護者の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、一日でも 早い学校機能の回復に努める。

### (7) ネットいじめへの対応

### ① ネットいじめとは

・文字や画像を使い、特定の学生の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、 特定の学生になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の学生 の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

### ② ネットいじめの予防

- ・情報モラル教育の充実を図る。
- ・ネットいじめ防止の理解と意識涵養を図る。
- ・ネット社会についての講話等を実施する。
- ・保護者への啓発を図る。

### ③ ネットいじめへの対処

- ・被害者からの訴え、閲覧者からの情報等によりネットいじめを把握する。
- ・不当な書き込みへの対処として,「いじめ対策委員会」において,状況の確認,状況の記録を行い,管理者への削除依頼,警察への相談を行う。

### (8)情報の共有及び取扱い

- ① 学生との面談等による情報の共有
  - ・学生から得た情報については、適切に管理する。いじめに関連するシグナルについては、速やかに「いじめ対策委員会」に報告する。

### ② アンケート、学生に関する調査の資料等の保管

・「いじめ対策委員会」で収集した資料及び作成した記録については、学生課で保管する。また、アンケート等については、実施した部署(学生主事室、学生相談室、 寮務主事室等)で保管する。独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則 (機構規則第107号)に基づき、適切に取り扱うものとする。

### (9) 家庭・地域・関係機関との連携

- ① いじめの問題は家庭・地域とも緊密に連携・協働しながら解決を図る。
- ② 本校奨学後援会や地域の関係団体とともに協議する機会を設け、「基本計画」の共通理解を図りながら、情報交換の促進や連携協力の充実・強化を図る。
- ③ 本校及び関係機関等の相談窓口を周知し、学生・保護者の不安や悩みなどを受け 止める体制の充実を図る。
- ④ SCやSSWとの連携はもとより、必要に応じて、弁護士等の外部専門家や、所 轄警察署、福祉部局等の関係機関との一層の連携を図る。
- ⑤ SNSを介したいじめに対応するために、必要に応じて、所轄警察署、県警サイバー犯罪対策室等と連携し、問題の早期解決に努める。

### 3 評価及び改善のための措置

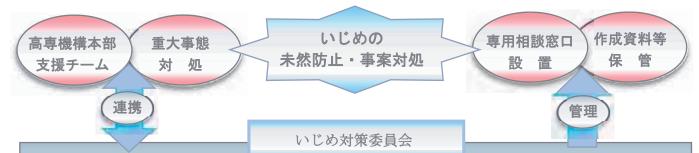
### (1) PDCA サイクルに基づく取組の評価・検証

- ① 「基本計画」が本校の実情に即して適切に機能しているかについて、「いじめ対策 委員会」を中心に、点検・評価するとともに必要な改善のための措置を講じる。
- ② 本校が行ういじめに関する取組について、いじめ対策外部有識者委員会を設置し、 点検・評価を行う(別紙「大島商船高等専門学校いじめの防止等に関する外部有 識者委員会規則」)。
- ③ 本校は、毎年、内外の委員会による評価及び改善のための措置を機構に報告する とともに、インターネットにより公表する。

附則

- この基本計画は、令和2年7月1日から施行する。 附 則
- この基本計画は、令和3年1月6日から施行する。 附 則
- この基本計画は、令和3年7月8日から施行する。 附 則
- この基本計画は、令和3年11月11日から施行する。 附 則
- この基本計画は、令和5年4月4日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

### いじめ対策委員会の組織と取組



### 【組織(委員)】

- ・校長・総務主事・教務主事・学生主事・寮務主事・学生相談室長・各学科長・一般科目長・各学年主任
- ・事務部長・総務課長・学生課長・看護師・学校医・SC・SSW・SLなど

### 【役割】

- ◆いじめ未然防止等の環境づくり ◆いじめの相談・通報窓口の設置
- ◆いじめの疑い, 学生の問題行動などの情報収集·記録 ◆アンケートや聴き取り調査によるいじめ判断
- ◆被害学生支援,加害学生指導,保護者との連携 ◆基本計画などの作成
- ◆校内研修の企画・実施 ◆基本計画の実行・検証・改善 (PDCAサイクルの実行)

### 【取組み】

- ◆いじめ防止等基本計画の策定等 ◆学生に対するアンケート実施(年4回以上)
- ◆いじめの早期発見,事案対処マニュアルの策定等 ◆いじめ防止プログラムの策定等
- ◆いじめに係る相談体制等の整備 ◆いじめ防止等の啓発活動 (学生への教育, 教職員への研修)
- ◆いじめ事案への対応 ◆PDCAサイクルに基づく評価&改善のための措置 等



いじめ対策小委員会

## 報告

### 【組織(委員)】

- ・総務主事・教務主事・学生主事・寮務主事・学生相談室長・各学科長・一般科目長・各学年主任
- ・事務部長・総務課長・学生課長・看護師など

### 【役割】

◆いじめ事案発生時に実働し、いじめ事案調査・関係者への情報収集に関する取組原案作成 等

### 【取組み】

- ◆いじめ事案対処チームの設置 ◆関係者からの情報収集
- ◆被害学生の保護,加害学生への指導,保護者との連携の方針策定 等



いじめ事案対処チーム

# 報告

数名

若干名

### 【組織 (構成員)】

- ・いじめ対策小委員会委員の中から総務主事が指名する者
- ・いじめ対策小委員会委員以外の者で総務主事が必要と認め指名する者

### 【役割】

◆いじめ対策小委員会で策定された方針の機動的な実行

### 【取組み】

◆関係者からの事情聴取 ◆被害学生の保護 ◆加害学生への指導 ◆保護者との連携

学級担任, クラブ顧問等 事案ごとに構成

# 大島商船高等専門学校 いじめ防止プログラム

(全学科)

H H			-	- 1			
	沙坎尔州(沙丘)	これを発来を与る	:	未然防止, 早期発見·早期対応 		保護者,地域,関係機関	\ CC0
ς	十十二十十十一	いこの刈れ女貝方中	授業, 特別活動, ホームルー ム等(学生寮を含む。)	アンケート等各種調査	教職員研修等	との連携	T C C C C C C C C C C C C C C C C C C C
通年		教員会議(いじめに関する情報 共有)	·SHR ·LHRの実施(週1回)	学生相談室による相談			
4	・ ・ ・ ・ ・ 大リエンテーション(1年) ・ ・ ・ ・ ・ ら に の が が が が が が が が が が が が が	教員会議 (基本計画の確認)	・新入生オリエンテーションにていじめに関する学生主事講話       ・新入春生集会にていじめに関する豪務主事講話・始え豪務主事講話・地業式にていじめに関する。       ・始業式にていじめに関する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(世)	・教職員いじめ意識調査 (基本計画の理解度含む)	・いじめ防止等基本計画の 周知(ホームページの更新)	・いじめに関するアンケートの分析・担任による面談(全学生対象)
5月	·健康診断 ·部屋替え(学寮·1-3年)	いじめ対策委員会教員会議		・学校適応感尺度調査. こころと体の健康調査(学相)			
6月	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	教員会議		<ul><li>・心理検査(hyper-QU)(学相)</li><li>・学生対象学生生活アンケート (総主)</li></ul>		・学級懇談会,保護者対象の 教育懇談週間 ・奨学後援会総会 (基本計画の説明等)	
7月	· 寮祭(学寮)	いじめ対策委員会 教員会議		・いじめに関するアンケート(学主)		·周防大島町連携協力推進 会議	・いじめに関するアンケートの分析
8	・終業式 ・オープンキャンパス ・閉寮(学寮)	教員会議	・HRIこて夏季休業前いじめ に関する連絡	・保護者学校生活アンケート(総主)	校內研修(事例検討等)	・保護者宛て「夏季休業について」内にいじめに関する連絡	
日6	·始業式 ·開寮(学寮)	いじめ対策委員会 教員会議 (前期の実績報告)	・始業式にて全体に学生主 事からいじめに関する講話	<ul><li>保護者アンケート(学相)</li></ul>			
10月	・部屋替え(学寮・1-3年)	教員会議	・外部講師によるいじめに関 する講演	・いじめに関するアンケート(学主)			・いじめに関するアンケートの分析・担任による面談(全学生対象)
11月	<ul><li>・オープンキャンパス</li><li>・商船祭</li></ul>	いじめ対策委員会 教員会議		・学校適応感尺度調査, こころと体の健康調査(学相)			
12月	・クラスマッチ・合宿研修 (3年)・避難訓練 (学寮)・クリスマス会 (学寮)	教員会議	・HRにて冬季休業前いじめ に関する連絡			・保護者宛て「冬季休業について」内にいじめに関する連絡	
<u></u>		いじめ対策委員会教員会議員会議		・いじめに関するアンケート(学 主) ・学生対象学生生活アンケート (総主)			・いじめに関するアンケートの分析
2月	·終業式 ·閉寮(学寮)	教員会議			校內研修(事例検討等)		
8	・開賽 (学賽)	いじめ対策委員会・・教員会議(後期の実績報告)	・HRにて学年末休業前いじ めに関する連絡	・保護者学校生活アンケート(総 ・新入生保護者アンケート(学相) ・中学校からの連携シート(学相)	・教職員いじめ意識調査 (基本計画の点検・見直し 含む)	・評議員会・保護者宛て「学年末休業に ついて」内にいじめに関する 連絡	・年間の取組のまとめ、評価・改善・次年度の計画の作成
  - 	学相:学生相談室が実施するアンケート及び調査	× × 2	学主:学生主事室が実施するアンケート		寮主: 寮務主事室が実施するアンケート		佐中ペアンケート

### いじめの未然防止・早期発見の取組

校長・教職員

- ・学校いじめ防止基本計画の周知と徹底 ・いじめを許さない姿勢の徹底
- ・ 積極的情報交換と情報の共有
- ・保護者・地域・専門家等との連携
- ・教職員の「基本計画」、いじめの認識・取組調査(チェックリスト)の実施及び研修

学生 · 保護者

〈未然防止の取組〉

- ◇学業指導・学生生活の充実
- ・学びに向かう集団づくり
- ・主体的に取り組める授業づくり
- よくわかる授業づくり
- ・楽しい学校づくり
- ・学生意識調査の実施
- ◇特別活動・人権教育の充実
- ・ホームルーム活動の充実
- ・総合的な学習の時間の充実
- ・ボランティア活動の充実
- 人権意識の高揚
- ・講演会等の開催
- ◇教育相談の充実
- ・ 学生面談の定期実施
- 保護者対象の教育懇談週間の実施
- ◇情報教育の充実
- ◇保護者,地域との連携
- ・学校いじめ防止等基本計画の周知
- ホームページでの情報提供

〈早期発見の取組〉

- ♦情報の収集
- ・教職員の観察による気付き
- ・いじめアンケートの実施(年4回)
- ・SSWやSL等からの情報
- ・福祉関係機関からの情報
- ・学校生活アンケートの実施 (学生,保護者)
- ・保護者アンケートの実施
- ・ 面談時の情報
- ・保護者対象の教育懇談週間の実施
- ・hyper-QU, 学校適応感尺度調査の実施
- ♦情報の共有
- ・報告の徹底と報告経路の明示
- ・保護者対象の教育懇談における情報の 共有
- ・教員会議等での情報の共有
- ・問題を抱える学生の実態把握
- ・新年度への引継ぎ
- ◇相談体制の確立
- ・相談しやすい環境づくり
- ・生活問題(いじめ)専用相談窓口の 周知

【早期発見マニュアル】

日頃から情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように)をメモする

### 学生の様子

学級担任, 教科担当教員, 技術支援センター技術職員, 練習船大島丸船員,

クラブ顧問等

・学生観察(ホームルー ム等, 学習状況, 出席状 況、クラブ活動等、交友 関係, 学生寮生活状態) ・学生の背景理解 (家庭 環境,健康状態等)

### 学生からの訴え

学生相談室, 保健室 学級担任, 教科担当 教員、技術支援セン ター技術職員、練習 船大島丸船員、クラ ブ顧問, 学寮指導員 生活問題 (いじめ) 専用相談窓口(電 話, 電子メール), 意見箱(電子メー

フレ)・

休日・夜間対応

当直の警備員はクラス・氏名・連絡先を受付

### 学生相談室 等への相談

学生相談室 (SC, 教員, 精神科医) 保健室 (看護師)

### アンケート等 各種調査

### 学生主事室

・いじめに関する アンケート (年4回,

### 個人面談) 学生相談室

• 学校適応感尺度調査 アンケート, hyper-QU アンケート

新入生アンケート,

新入生保護者アンケー

### 寮務主事室

- ・新入寮生アンケート
- ・個人面談

### 総務主事

・学校生活アンケート

### 保護者 地域連携

基本計画の周知

- ・入学時説明
- ・保護者会
- 学校評議員会
- ・ホームページ
- ・学校だより等

### 情報収集

- ・個人懇談
- ・相談窓口周知

情報の共有・報告

警備員→学生課員→担任等 \*折り返し担任等から電話し詳細を聞く

学生からいじめ(疑いを含む)に関わる情報・相談があった場合は、他の業務に優先して即時、詳細な情報の収集にあたるとと もに、一人で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会(総務主事)に報告し、組織的な対応につなげる。

### 【いじめ事案対処マニュアル】

### いじめ対策委員会 (いじめ対策小委員会)

- ・事案対処チームの設置
- ・正確な実態把握
- ・指導方針の決定

### 教職員

教員会議

【報告・共通理

解・協力依頼】

機構本部・いじめ 対応支援チーム 【報告・支援】

### 保護者

- ・聞き取り前の同意
- ・報告・共通理解
- ・連携協力依頼

### いじめ事案対処チーム

- ・関係者からの聞き取り (教員2名で対応)及び記録
- ・被害学生の保護・心のケア
- ・いじめ解消に向けた加害者への指導
- ・保護者との連携

### クラス、学年、寮、部活動等への全体指導

継続指導・経過観察

解消

### 関係機関等

- · SC, SSW
- ・弁護士
- 警察
- 福祉関係機関
- ・医療機関
- ・地域
- · 児童相談所

【相談・協力依頼】

再発防止に向けての取組 人権教育に基づく全体指導

### いじめ等相談窓口(7個所)

1. 大島商船高等専門学校生活問題(いじめ)専用相談窓口

【場 所】学生課(平日8:30~17:00)

【電 話】0820-74-5490 学生課 (平日 8:30~17:00)

0820-74-5440 学校代表(休日・夜間, 当直警備員にクラス・氏名・連絡先を伝える。) 折り返し担任等が対応する。

【メール】i-soudan@oshima-k.ac.jp

※土・日・祝日のメール回答は、緊急時を除き翌平日の対応となる。

2. 大島商船高等専門学校学生相談室

【場 所】保健室内(平日8:30~17:00)

【電話】0820-74-5477 (平日8:30~17:00)

【メール】soudan@oshima-k.ac.jp

※土・日・祝日のメール回答は、緊急時を除き翌平日の対応となる。

3. KOSEN 健康相談室

【電 話】0800-000-2228(通話無料) 24 時間 学生本人及びその家族が無料で電話相談やカウンセリング可。

4. 24 時間子ども SOS ダイヤル(文部科学省)

【電 話】0120-0-78310(通話無料) 24 時間

5. 子どもの人権 110番(最寄りの法務局)

【電 話】0120-007-110(通話無料)

相談時間:月曜~金曜 8:30~17:15

(土曜・日曜・祝日、12月29日~1月3日、相談時間外は留守番電話)

6. インターネットよりそいチャット

(社会的包括サポートセンターが運営する相談サイト)

〈友だち登録〉【LINE ID】 @yorisoi-chat

【LINE アドレス】https://t.co/2KUr5yFKcE

毎日 17:00~22:30

7. 心の健康電話相談 山口県 (厚生労働省)

【電話】083-901-1556

相談時間:平日9:00~11:30 13:00~16:30

### いじめ事案報告書 セルフチェックシート

IL/ ( H 1 L		
年 月 日	時 分記	<u>-</u> 3入

いじめ事案の初期対応にあたる際の活用や、聴き取りシートと併せてこのチェックシートを活用し適切に対応しましょう。 【参照 報告書 第III部 第 2章 学生の自死を防ぐために

~速報時チェック~				
深刻度チェック ~深刻な事案かどうか、確認しま	しょう~			
1. 被害学生の心身に重大な被害はない	口はい	口いいえ	(備考	)
2. 被害学生の財産に重大な被害はない	口はい	口いいえ	(備考	)
3. 加害学生への指導を行った	口はい	□いいえ	(備考	)
4. 加害保護者への説明を行った	口はい	□いいえ	(備考	)
5. 被害学生は登校している	口はい	□いいえ	(備考	)
6. 教員の気づき・アンケートで発覚した	口はい	□いいえ	(備考	)
7. 被害保護者からの訴えで発覚した	□いいえ	□はい	(備考	)
8.「無視」によるいじめ事案である	□いいえ	□はい	(備考	)
9. SNS上で誹謗や中傷を受けている	□いいえ	□はい	(備考	)
10. 加害学生には、男女に混在している	□いいえ	□はい	(備考	)

<sup>\*</sup>右側にひとつでもチェックがつけば、深刻度が高い傾向にあります。

より丁寧に、組織で対応しましょう。

被害学生・保護者へ丁寧に連絡しましょう。

初期対応必須項目 ~いじめを疑う事案は、必ず行い	ゝましょう~			
1. 事案について報告した	口いじめ対策委	員会委員(		)
2. いじめ対策委員会で方針を検討した	口はい	□いいえ	(備考	)
3. 被害学生への聴き取りをした	口はい	□いいえ	(備考	)
4. 行為が止んでいることを確認した	口はい	□いいえ	口止んでいない	
5. 被害保護者へ連絡をした	口はい	□いいえ	(備考・連絡先	)

いじめ解消チェック項目 ~組織で確認した上で、	解消としましょう	~		
1. いじめに係る行為が止んでいる	口はい	口いいえ	(備考	)
少なくとも3か月は止んでいる	□はい	口いいえ	(備考	)
2.被害学生が心身の苦痛を受けていないことを面	口はい	口いいえ	(備考	)
談時に確認した				

~対	応経過チェック~					
被害	者チェック					
	1. 被害学生への聴き取り初期ケア	口完了	□未了	(備考		)
	2. 加害学生への指導可否	口了承	□拒否 ⇒%	×1~		
	1) 事実確認の方法	□周囲への聴き	取り	□アンケート		
	2) 事実確認の範囲	(				)
	3. 謝罪を受ける意思	□ある	□ない	(備考		)
学	4. 被害学生の安全確保	口見守り	□加害の行動制	削限(備考		)
生	5. 見守りの手立て	(				)
	6. 全体指導の意思確認	□あり	□なし			
	7. 全体指導の範囲確認	□友人	□学級	□学年	□学科	
				□部活動等	□寮	
	8. 指導後の経過についての確認	□1 週間	□2 週間	□1 ヵ月	□2ヵ月	
	1. 被害学生保護者への連絡	□訪問	□来校	□電話	□その他	
	2. 加害学生への指導可否	□了承	□拒否 ⇒%	×1~		
<i>I</i>	1) 事実確認の方法	□周囲への聴き	取り	□アンケート		
保	2) 事実確認の範囲	(				)
護	3. 全体指導の意思確認	□あり	□なし			
者	4. 全体指導の範囲確認	□友人	□学級	□学年	□学科	
				□部活動等	□寮	
	5. 指導後の経過確認	□1 週間	□2 週間	□1ヵ月	□2ヵ月	
					'	
加害	者チェック	□加害者不明	] ⇒ ※ 2 へ			
	1. 加害学生への聴き取り	口完了	□未了	(備考		)
	2. 対策小委員会での事実確認, 指導内容協議	口完了	□未了	(備考		)
مدد	1) 事実確認ができていないときの手立て	□周囲への聴き	取り	□アンケート		
学	3. 加害学生への指導	口完了	□未了	(備考		)
生	4. 謝罪の機会	□設ける(	)	口設けない		
	5. 全体への指導	□する (	)	□しない		
	6. 再発防止の手立て	(				)
	1. 加害保護者への連絡	口完了	□未了	(備考		)
保	2. 家庭での指導協力依頼	口完了	□未了	(備考		)
護	3. 謝罪の機会	□設ける(	)	□設けない		
者	4. 全体への指導	□する (	)	□しない		
	5. 再発防止の手立て	(				)
<b>※</b> 1	加害学生への指導を拒否された事案					
	1. 被害学生へ安全確保の説明	口完了	□未了	(備考		)
	2. 被害保護者への説明	口進捗状況		□その他(		)
	3. 周囲の学生からの情報収集	□実施	□未了	(備考		)
<b>※</b> 2	加害学生が不明である事案					
	1. 再発防止のための手立て	ロパトロール		□その他(		)
	2. 被害学生に再発防止の方針説明	口完了	□未了	(備考		)
	3. 全体指導の以降 範囲の確認	□学級	□学年	□寮	□全校	
		□その他(				)
	4. 周囲の学生からの情報収集	□実施	□未了	(備考		)

### 大島商船高等専門学校梅木信子奨学基金取扱規則

制定 平成28年10月3日

(設置)

第1条 大島商船高等専門学校(以下「本校」という。)に、梅木信子氏から受け入れた寄附金を原資として、梅木信子奨学基金(以下「奨学基金」という。)を設置する。

(目的)

第2条 奨学基金は、本校に在籍する学生の学業支援のため奨学金を給付することで、社会に貢献できる技術者を育成することを目的とする。

(奨学基金の管理)

第3条 奨学基金は、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則の定めるところにより受入れ、管理する。

(奨学生の資格要件)

- 第4条 奨学金の給付を受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、本校商船学科 に在籍し、海事技術者を目指す学生で、経済的理由により奨学金を必要とする者とする。
- 2 その他校長が特に必要と認めた者(災害等による場合は全学科に適用)

(給付期間、給付額及び給付時期)

第5条 奨学金の給付期間は1年間とし、年度ごとに選考を行い、奨学金の給付額は、1件当たり15万円とし、決定時に一括して給付する。ただし、前条第2項による場合、奨学金として1件当たり10万円を給付する。

(奨学金の申請)

第6条 奨学生として採用を希望する者は、「奨学基金申請書」(別紙様式1、別紙様式2) を校長へ提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第7条 校長は、申請のあった者の中から厚生補導委員会の議を経て奨学生を決定し、本人 に通知するものとする。

(給付の取り消し)

- 第8条 奨学生として決定された者が、次の各号に該当した場合は、全部または一部の奨学 金の返納を命じる場合がある。
  - (1) 奨学金を給付されている学生が休学または退学した場合
  - (2) その他、奨学生として不適当と認められるに至った場合

(奨学金の事務)

第9条 奨学基金受給者決定に係る事務は、学生課において行い、受給者への支給手続きは 総務課において行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、奨学基金の取扱いに関し必要な事項は、厚生補導委員会の議を経て校長が決定する。

附則

この規則は、平成 28 年 10 月 3 日から施行し、平成 28 年 4 月 5 日から適用する。 附 則

この規則は、令和3年8月2日から施行する。

別紙様式1(第6条関係)

給与所得以外の所得計

給与所得の計

识

¥

壓

(FE)

(千円) (税込)

(税込)

現在の職業

午幣

保護者

(一 一 ) ※	等     人       電話番号     一       株板     氏名       本人	据补布必签		Am Am Am Am Am Am Am Am Am Am Am Am Am	紫乾	据学 相談 李	
# # #	年 月 日	商 船 学 科 第 学年       本人氏名       保護者氏名       (自署)	り学資の支弁が困難なため、関係書類を添えて奨学基金を申請します。 に記入すること)				年 月 日 年 月 日
MW(WENT (第0米)的形)	大島商船高等専門学校長 殿		下記理由により学資の支弁が困難なため、[ (申請理由:具体的に記入すること)				(海技試験受験状況) 二級筆記試験 受験日 一級筆記試験 受験日

<sup>\*</sup>保護者の所得証明書(前年度所得のわかるもの)添付のこと

(合格科目•合格日:

\*海技試験の科目合格等があれば記入する事

**#** 

高等專門学校

中学校 高校 大学

小学校 学校名

專修学校(高等課程·專門課程)

学校名

**#** 

高等専門学校

小学校 中学校 高校 大学

専修学校(高等課程・専門課程)

学校名

**⊕** 

**(** 

高等専門学校

小学校 中学校 高校 大学

專修学校(高等課程·專門課程)

高等専門学校

十十

高校

小学校 中学校

公 国 公 私立 | |H 公立 私立 | |H 公立 私立 国 松 校 拉 拉

專修学校(高等課程·專門課程)

学校名

学校(学年)

\*\*

在

設置区分

半兔 半兔

全免 全免

祟

当該年度前期 (

前年度後期 (無

(月額:

獎学金受給状況

授業料免除状況

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 

#

死亡・生別(

育6条関係
等6条周
(M)
下2
様
箫
臣

庭状況	(二 一 )	電話番号 — 一 一	現在の職業											
₩ 			年齢											
4111	I	番号 —	出											
	<u>+</u>	(電話番号	<b>湾</b>	\ <del>\</del> \ <del>\</del> \										
	世 玉 新	Þ		<del>  \{</del>	岩沙	十 岩 冬	₩~	<b>W</b>						_

	ш					-						
	町			-1-		## 						
			学	(日署)	(回暑)	##						
	併					他 %						
			無			沙						
別						الله الله						
华			李			茶						
$\overline{}$					柘	重類を						
ተ				本人氏名	保護者氏名	類然						
栅				*	宋	Ŕ						
₩-						なた						
倒						圏						
坤		5×				(4)	77					
掛		兩				下記理由により学資の支弁が困難なため、関係書類を添えて奨学基金を申請します。	(申請理由: 具体的に記入すること)					
歟		<b>孙</b> 校				₩ ₩						
*1		大島商船高等専門学校長				4	本的《					
		電				田	<u> </u>					
		一两 的					田田田					
		大鼠					141					

\*該当事項の確認できるものを添付のこと(罹災証明書等)

### 大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金授与規則

(目的)

第1条 大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金(以下「奨学金」という。)は、大島商船高等専門学校(以下「本校」という。)に在籍する学生のうち、学業成績が特に優秀であり、かつ、人物的にも優れた者に対して、奨学金を交付することにより、学生の勉学意欲及び修学環境の向上並びに優秀な人材の輩出を図ることを目的とする。

(奨学金)

第2条 奨学金は、給付型奨学金とし、大島商船高等専門学校創基 120 周年・高専創立 50 周年記念事業における奨学支援金をもって充てる。

(奨学生の資格)

第3条 奨学金の交付を受ける者(以下「奨学生」という。)は、本校の専攻科第1学年の学生のうち、本校本科における学業成績が特に優秀であり、かつ、人物的にも優れた者とする。

(奨学生候補者の推薦等)

- 第4条 奨学金の交付を受けようとする者は、120周年基金奨学金申請書(別紙様式1) を校長に提出するものとする。
- 2 前項の申請があったときは、学科長は、奨学生候補者を選考し、専攻科長に推薦するものとする。
- 3 専攻科長は、4月末日までに、120周年基金奨学金推薦書(別紙様式2)により、校 長に奨学生候補者を推薦するものとする。

(奨学生の採用の決定等)

- 第5条 校長は、前条の推薦を受けたときは、厚生補導委員会の議を経て、5月末日まで に奨学生の採用を決定する。
- 2 校長は、採用が決定した奨学生について、120周年基金奨学金決定通知書(別紙様式 3)により本人に通知するものとする。
- 3 奨学生として採用された者は、校長が指定する日までに奨学金振込依頼書(別紙様式 4)を提出しなければならない。
- 4 採用人数及び奨学金の額は、別表のとおりとする。

(奨学金の交付の取消し)

- 第6条 校長は、奨学生が当該年度に次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、厚生補導委員会の議を経て、奨学金の交付を取り消すことができる。
  - (1) 休学又は退学したとき。
  - (2) 本校の学則,規則等に違反し,懲戒処分を受けたとき。
  - (3) その他奨学生として不適当と認められるに至ったとき。

(奨学金の交付及び返還義務等)

- 第7条 校長は、奨学生に6月末日までに奨学金を交付するものとする。
- 2 奨学金は一括で交付し、奨学生は交付された奨学金について返還の義務を負わない。 ただし、前条の規定により奨学金の交付を取り消したときは、校長は、既に交付した奨 学金の全部又は一部の返還を求めることができる。
- 3 前項において奨学金の返還を求められた奨学生は、定められた期日までに返還しなければならない。

(他の奨学金等との重複)

第8条 奨学生が他の奨学金等を受給すること及び授業料免除許可者となることは妨げない。

(奨学金の事務)

第9条 奨学生の,採用決定に係る事務は学生課において行い,交付手続きは総務課において行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、奨学金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 令和元年度に限り,第4条第3項中「4月末日」を「7月末日」に,第5条第1項中「5月末日」を「8月末日」に,第7条第1項中「6月末日」を「9月末日」にそれぞれ読み替えるものとする。

附則

この規則は、令和3年8月2日から施行する。

### 別表 (第5条関係)

奨学金の採用人数及び奨学金の額

- 1 奨学金の交付額は、1人当たり10万円とする。
- 2 採用人数の上限は、海洋交通システム学専攻1名、電子・情報システム工学専攻2 名、総数3名とする。

### 大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金申請書

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

	専攻	第	1	学年
本人氏名				(自署)

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金の交付を受けたいので、大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金授与規則第4条に基づき、申請します。

2 推薦理由

### 大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金推薦書

				年	月	日
大島商船高等専門学	校長 殿					
			沿高等専門学 科長		( [	自署)
大島商船高等専門学 て下記のとおり推薦し				授学	生候補	者とし
		記				
1 奨学生候補者						
専 攻		第 学年				
年度入学	年度					
学籍番号						
氏 名						

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金決定通知書

年 月 日

殿

大島商船高等専門学校長

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金授与規則第5条に基づき, 奨学生に決定しましたので, 通知します。

### 大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金振込依頼書

年 月 日

大島商船高等専門学校 出納命令役事務部長 殿

	専攻	第	学年
氏名			(自署)

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金を,下記口座に振込みしてくださるようお願いします。

記

振 込 先 銀行 支店 預金種別 普通 当座 口座番号 口座名義 (漢字) 口座名義 (フリカ・ナ)

\*振込先口座が記載されたページの通帳のコピーも提出願います。

# IX 付錄

### 沿革概要

本校は、明治30年10月1日、山口県大島郡立大島海員学校として設立され、明治34年に山口県立となり、その後時代の進展とともに、昭和14年8月に国立大島商船学校となり、昭和26年4月に国立大島商船高等学校と改称、昭和42年6月1日、法律第18号「国立学校設置法の一部改正」により、大島商船高等専門学校となった。

明治30年10月 1日 山口県大島郡立大島海員学校創設 明治34年 5月11日 山口県立大島商船学校となる 昭和21年 4月 8日 鹿児島商船学校の廃止、同校の生徒全員を本校に編入 昭和26年 4月 1日 昭和25年法律第269号「国立学校設置法の一部改正」により大島商船高等学校となる 昭和42年 6月 1日 大島商船高等専門学校設置(入学定員:航海学科1学級40名、機関学科1学級40名) 6月16日 初代校長に東京商船大学名誉教授鮫島直人が任命される 昭和44年 4月 1日 文部省令第8号「国立学校設置法施行規則の一部改正」により機関学科1学級増設 昭和45年 4月 1日 文部省訓令第19号により庶務課及び会計課新設 昭和47年 9月30日 第1回卒業証書授与式挙行 昭和48年 4月 1日 文部省訓令第4号により学生課新設 昭和60年 4月 1日 文部省令第9号「国立学校設置法施行規則の一部改正」により機関学科1学級を電 子機械工学科に改組(航海学科1学級40名、機関学科1学級40名、電子機械工学科 1 学級40名) 昭和63年 4月 1日 文部省令第7号「国立学校設置法施行規則の一部改正」により航海学科1学級、機 関学科1学級を商船学科・情報工学科に改組 商船学科1学級40名、電子機械工学科1学級40名、情報工学科1学級40名となる 平成 2年 2月 3日 新校歌校内発表会挙行 平成 3年 3月28日 校舎(情報工学科棟)竣工 平成 5年12月 6日 練習船大島丸 (3代目)竣工 平成 9年10月31日 創基100周年,高専創立30周年記念式典挙行 平成16年 3月22日 実習船すばる竣工 平成16年 4月 1日 独立行政法人国立高等専門学校機構法により、独立行政法人へ移行 平成17年 4月 1日 専攻科設置(海洋交通システム学専攻4名、電子・情報システム工学専攻8名) 平成19年 4月 1日 事務部 2 課制 (総務課・学生課) 移行

平成20年 2月 8日 校舎(ものづくり教育研究棟)竣工

令和 5年 3月13日 練習船大島丸(4代目)竣工

平成29年11月18日 創基120周年:高専創立50周年記念式典挙行

### 大島商船高専における休講措置対応

### 保存版

特別警報発令(台風や梅雨時期の豪雨な ど)による休講等の措置については以下 の内容を踏まえ、学校が判断し、さくら 連絡網等で連絡します。

学生の確認方法

①さくら連絡網

②テレビ・ラジオ等報道機関の発表により自己判断

ただし、7時、11時の時点で、居住する市町村に特別警報また は警戒レベル4以上が発令されている場合は、避難または自宅で待 機してください。その後、警報等が解除された場合は、安全に留意 して登校してください。

なお、この場合の自宅待機については、 届の提出により公認欠席 として取扱います。また、交通機関の乱れによる遅刻・欠席も届の

start 提出により公認欠席となります。 AM7:OO 対象となる警報の発令地域(周防大島町)で判断 NO 特別警報が発令 警戒レベル4が発令 YES 午前休講 学生は自宅待機 AM11:00 対象となる警報の発令地域(周防大島町)で判断 NO 特別警報が発令 警戒レベル4が発令 YES 午後(5時限~)の授業実施 通常授業 午後休講 速やかに登校する リスク管理室, 教務主事室 代替授業について 補講措置の検討 \*土曜日に代替授業を行う場合がある。 end

### 学生課窓口のご案内

• 学生関係の担当窓口は下記のとおりです。該当する係の電話番号までお問合せください。



業務時間は平日の8:30~12:00及び12:45~17:00です。

証明書の発行等には数日いただきますので, 予めご了承ください。

### 大島商船高等専門学校

 $\mp 742 - 2193$ 

山口県大島郡周防大島町大字小松1091番地1 代表・番号案内 (0820)74-5451

令和7 年4月発行